

和歌山県教育振興基本計画

「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」の実現に向けて

Wakayama Prefecture basic plan for promotion of education

Aiming at the achievement of "Wakayama where earnest man power to open the future is brought up"

目次

CONTENTS

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の全体像と施策体系.....	3
第2章 今後10年間を通じてめざす教育の姿と施策の基本的方向	7
1 本県教育をめぐる現状と課題	8
(1) 子どもたちの現状と課題.....	8
① 学力等の状況	
② 体力・運動能力の状況	
③ 生徒指導の状況	
④ 基本的な生活習慣	
⑤ 規範意識等	
⑥ 体験活動	
⑦ 人間関係やコミュニケーション能力	
⑧ 勤労観・職業観	
⑨ 進路の状況	
⑩ 特別支援教育の状況	
(2) 学校・教員の現状と課題.....	19
① 学校の適正な配置等	
② 学校のICT環境と教員のICT活用指導力の状況	
③ 教員の勤務等の状況	
(3) 家庭・地域社会の現状と課題.....	22
① 家庭の教育力	
② 地域の教育力	
(4) 生涯学習の現状と課題.....	24
① 生涯学習と学習成果の活用	
② 文化芸術活動の環境整備と文化遺産の保存・活用	
③ 生涯スポーツの環境整備と競技スポーツの競技力向上	
2 今後10年間を通じてめざす教育の姿	26
(1) 教育の姿（目標）	26
① 元気な和歌山の未来を拓く人づくり	
② 明るく元気な社会づくり	

(2) めざす人間像	27
(3) 実現に向けての基本的姿勢	27
3 施策の基本的方向	28
基本的方向1 子どもの自立を育む学校教育の推進	
基本的方向2 地域の活力を育む人づくり	
基本的方向3 生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり	
基本的方向4 誰もが主体的に参画できる社会づくり	
基本的方向5 人権尊重社会の実現	

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策 29

1 基本的方向ごとの施策

基本的方向1 子どもの自立を育む学校教育の推進	30
(1) 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成	30
① 確かな学力の向上	
② 「ことばの力」の育成	
③ 豊かな心の育成	
④ 体験活動の充実	
⑤ 人間関係を築く力の育成	
⑥ 健やかな体づくり	
⑦ 教員の専門性の向上	
ア 教育に関する研究成果等の蓄積・活用	
イ 高等教育機関との連携による専門的実践力の向上	
ウ 教員養成・研修等の推進	
エ 教員の主体的な研修・研究活動への支援	
オ 「教員免許更新制」への対応	
(2) 市民性を高める教育、キャリア教育・職業教育の推進	33
① 市民性を高める教育の推進	
② キャリア教育・職業教育の推進	
(3) 郷土への誇りと愛着を育む教育の充実	34
① 学校における計画的なふるさと教育の推進	
② ふるさと教育を推進するための環境整備	
ア 学習資料の充実・提供	
イ 博物館施設を活用した体験学習の充実	
ウ 外部人材の積極活用	
エ 関係部局との連携	
(4) 特別支援教育の充実	35
① 障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに対応する教育の充実	
② 特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の強化	
③ 社会的自立を見据えた職業教育の充実	
(5) 幼児期における教育の推進	36

- ① 幼児教育を受けられる機会の拡充
- ② 幼児教育全体の質の向上
 - ア 就学前の教育・保育の一体的推進
 - イ 幼稚園・保育所等の連携強化、小学校との円滑な接続
 - ウ 幼稚園教員・保育士の資質向上
- ③ 幼稚園等を活用した子育て支援の推進
- (6) 今日の教育課題への対応…………… 37
 - ① 国際化に対応した教育の推進
 - ア 小学校外国語活動の推進
 - イ ALT の配置と活用
 - ウ 教育における国際交流の促進
 - エ 計画的な国際理解教育等の推進
 - ② 高度情報社会に対応した教育の推進
 - ア 学校の ICT 環境の整備と児童生徒の ICT 活用能力の育成
 - イ 教員の ICT 活用指導力の向上
 - ウ 情報モラルの向上
 - ③ 少子化や教育ニーズの多様化への対応
 - ア 高等学校等の再編整備への対応
 - イ 小・中学校の適正規模化への支援
 - ウ 魅力ある学校づくりへの対応
 - エ 私立学校への支援
 - ④ 生徒指導上の課題への対応
 - ⑤ 環境教育の推進
 - ⑥ 学校における防災力の向上
 - ⑦ その他、社会的要請に対応した教育の推進
- (7) 学校の組織運営体制の確立…………… 40
 - ① 開かれた学校づくりの推進
 - ア 「学校開放月間」等における取組の推進
 - イ 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
 - ウ 教職員の資質能力向上のための評価の推進
 - ② 地域に根ざし、地域と連携した学校運営の推進
- (8) 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備…………… 41
 - ① 安全・安心な教育環境の実現
 - ア 安全・安心な施設環境の整備
 - イ 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
 - ウ 放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進
 - ② 質の高い教育を支える環境の整備
 - ア 学校図書館の整備の推進
 - イ 教材の整備の推進
 - ウ 学校の情報化の充実
 - ③ 教育機会の均等の確保
 - ア 奨学金事業等の推進
 - イ 私学助成その他私立学校に対する支援

基本的方向2 地域の活力を育む人づくり	43
(1) 家庭・地域の教育力の向上	43
① 家庭の教育力向上	
ア 子育てや家庭教育に関する情報提供及び学習機会の充実	
イ 子育てに関する相談体制や親子や親同士が集える場等の充実	
ウ 地域で支え合う子育て支援体制の確立	
② 地域の教育力向上	
ア 子どもを核とした様々な活動の場の充実	
イ 学校の教育活動への支援	
③ 教育に関するネットワークの再構築	
ア 地域社会全体で子どもの教育を推進するネットワークの形成	
イ 相談事業のネットワーク化	
ウ コーディネーターの育成	
(2) 青少年の健全育成	45
① 心優しく、たくましく生きる青少年の育成	
② つながりのある家庭づくりの推進	
③ つながりのある温かい学校づくりの推進	
④ つながりを深める地域づくりの推進	
(3) 高等教育機関の充実	45
① 高等教育機関の充実支援とその活用	
② 県立医科大学の充実	
(4) 国際交流の推進	46
① 青少年の国際教育の推進	
② 国際交流活動のための環境整備の推進	
基本的方向3 生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり	47
(1) 一人ひとりの学びを実現する生涯学習の振興	47
① 多様な学習情報・学習機会の提供	
ア 「きのくに県民カレッジ」の充実	
イ 社会的課題や地域課題に対応するための学習機会の充実	
② 社会教育施設の充実	
ア 県立図書館を核とした県民の読書文化の振興	
イ 地域における博物館・美術館活動の推進	
ウ 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり	
③ 学習成果を生かす場の提供	
④ 学習成果を生かした取組を推進する専門的人材の配置・指導者の育成	
ア 専門的人材の配置	
イ 指導者の育成	
(2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用	49
① 文化芸術活動の環境整備	
② 世界をめざした文化力の向上	
③ 世界への文化情報の発信	
④ 文化遺産の保存・活用	

(3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興	50
① 生涯スポーツの環境整備	
② スポーツの里づくり	
③ 世界をめざした競技力の向上	
④ 体育・スポーツ施設の整備充実	
ア 公共スポーツ施設の整備充実	
イ 学校体育・スポーツ施設の整備充実	
⑤ 第70回国民体育大会の開催に向けた取組の推進	

基本的方向4 誰もが主体的に参画できる社会づくり

(1) 市民性を高める地域活動の充実	52
① 生涯学習の成果等を地域活動・地域づくりに生かすシステムの構築	
② 「地域共有コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進	
③ 学校支援ボランティア活動の推進	
(2) 男女共同参画の推進	53
① 男女共生社会推進センターにおける広報・啓発活動の実施	
② 男女共同参画学習の推進	

基本的方向5 人権尊重社会の実現

(1) 学校における人権教育の推進	54
① 教職員の資質向上	
② 学校への指導・助言の充実	
③ 指導資料等の作成・活用普及	
(2) 地域における人権教育の推進	55
① 指導者の養成	
② 指導資料等の作成・活用普及	
③ 人権問題に関する教育・啓発	
④ 人権課題の解決に向けた社会教育活動の充実	

2 特に重点的に取り組む事項

第4章 計画の推進

1 計画の実効性の確保	58
(1) 計画を推進するための基盤整備	58
(2) 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用	58
(3) 施策の効果的・効率的な実施	58
2 計画の推進に向けて	59
(1) 県・市町村・県民との協働による計画の推進	59
(2) 計画の点検・評価	59
(3) 新たな検討が必要となる事項への対応と計画の見直し	60

参考資料 本県教育の現状

第1章

計画の策定

Wakayama Prefecture basic plan for promotion of education
Aiming at the achievement of "Wakayama where earnest man power to open the future is brought up"

Chapter 1 Decision of plan

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の全体像と施策体系

第1章 計画の策定

Chapter 1 Decision of plan

1 計画策定の趣旨

和歌山県では、平成20年3月に「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」を「めざす将来像（目標）」とする「和歌山県長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定し、今後10年間を通じての施策の基本的方向を明らかにしました。

他方、国においても、改正教育基本法第17条の規定に基づき、今後10年先を見通した教育のめざすべき姿を踏まえ、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示す「教育振興基本計画」が平成20年7月に閣議決定されました。

このたび、こうした国や県の動きを踏まえ、改正教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体としての教育振興基本計画を策定しました。

この「和歌山県教育振興基本計画～『未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山』の実現に向けて～」は、国の教育振興基本計画を参考にしながら、長期総合計画に掲げる教育分野の将来像「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」を実現するため、和歌山県がめざす教育の姿（目標）や施策の基本的方向などをより一層明確に示し、そうした目標を確実に実現するために必要な教育施策や取組を体系的に整理した本県として初めて策定した教育に関する総合的な計画です。

2 計画の性格

本計画は、長期総合計画が示す施策の基本的な方向に沿って策定する教育部門計画として位置付けています。

また、本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される、「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての性格を併せもたせています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成21（2009）年度から平成25（2013）年度までの5年間とします。

4 計画の全体像と施策体系

「和歌山県教育振興基本計画」(概要) ～「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」の実現に向けて～

- ◆ 計画の性格
 - ・長期総合計画の教育部門計画として位置付けています。
 - ・教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づく教育委員会の点検・評価を行う上での基準となります。

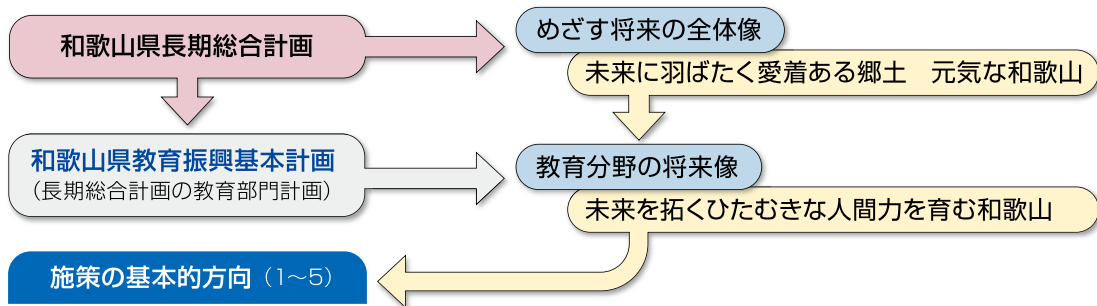
【政府の教育振興基本計画】

今後10年間を通じてめざす教育の姿 + 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

【県の基本計画】

和歌山県長期総合計画 + 和歌山県教育振興基本計画

- ◆ 計画の期間 平成21年度～平成25年度
- ◆ 計画の内容
 - ・長期総合計画の第2章第1節「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」を中心として、教育委員会が所管するすべての事項を盛り込んでいます。
 - ・高等教育機関や文化芸術等の知事部局が所管する事項も盛り込んでいます。
 - ・スポーツ、文化芸術に関する施策については、関係する他の基本計画等を踏まえています。



1	子どもの自立を育む学校教育の推進	(1) 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成
		(2) 市民性を高める教育、キャリア教育・職業教育の推進
		(3) 郷土への誇りと愛着を育む教育の充実
		(4) 特別支援教育の充実
		(5) 幼児期における教育の推進
		(6) 今日的な教育課題への対応
		(7) 学校の組織運営体制の確立
		(8) 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備
2	地域の活力を育む人づくり	(1) 家庭・地域の教育力の向上
		(2) 青少年の健全育成
		(3) 高等教育機関の充実
		(4) 国際交流の推進
3	生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり	(1) 一人ひとりの学びを実現する生涯学習の振興
		(2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用
		(3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興
4	誰もが主体的に参画できる社会づくり	(1) 市民性を高める地域活動の充実
		(2) 男女共同参画の推進
5	人権尊重社会の実現	(1) 学校における人権教育の推進
		(2) 地域における人権教育の推進

施策の基本的方向に基づき、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策(65施策)

1. 子どもの自立を育む学校教育の推進 (29施策)

(1) 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成

- ① 確かな学力の向上
- ② 「ことばの力」の育成
- ③ 豊かな心の育成
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 人間関係を築く力の育成
- ⑥ 健やかな体づくり
- ⑦ 教員の専門性の向上

(2) 市民性を高める教育、キャリア教育・職業教育の推進

- ① 市民性を高める教育の推進
- ② キャリア教育・職業教育の推進

(3) 郷土への誇りと愛着を育む教育の充実

- ① 学校における計画的なふるさと教育の推進
- ② ふるさと教育を推進するための環境整備

(4) 特別支援教育の充実

- ① 障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに対応する教育の充実
- ② 特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の強化
- ③ 社会的自立を見据えた職業教育の充実

(5) 幼児期における教育の推進

- ① 幼児教育を受けられる機会の拡充
- ② 幼児教育全体の質の向上
- ③ 幼稚園等を活用した子育て支援の推進

(6) 今日的な教育課題への対応

- ① 国際化に対応した教育の推進
- ② 高度情報社会に対応した教育の推進
- ③ 少子化や教育ニーズの多様化への対応
- ④ 生徒指導上の課題への対応
- ⑤ 環境教育の推進
- ⑥ 学校における防災力の向上
- ⑦ その他、社会的要請に対応した教育の推進

(7) 学校の組織運営体制の確立

- ① 開かれた学校づくりの推進
- ② 地域に根ざし、地域と連携した学校運営の推進

(8) 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備

- ① 安全・安心な教育環境の実現
- ② 質の高い教育を支える環境の整備
- ③ 教育機会の均等の確保

2. 地域の活力を育むづくり (11施策)

(1) 家庭・地域の教育力の向上

- ① 家庭の教育力向上
- ② 地域の教育力向上
- ③ 教育に関するネットワークの再構築

(2) 青少年の健全育成

- ① 心優しく、たくましく生きる青少年の育成
- ② つながりのある家庭づくりの推進
- ③ つながりのある温かい学校づくりの推進
- ④ つながりを深める地域づくりの推進

(3) 高等教育機関の充実

- ① 高等教育機関の充実支援とその活用
- ② 県立医科大学の充実

(4) 国際交流の推進

- ① 青少年の国際教育の推進
- ② 国際交流活動のための環境整備の推進

3. 生きがいもち、自己実現をめざせる社会づくり (13施策)

(1) 一人ひとりの学びを実現する生涯学習の振興

- ① 多様な学習情報・学習機会の提供
- ② 社会教育施設の充実
- ③ 学習成果を生かす場の提供
- ④ 学習成果を生かした取組を推進する専門的人材の配置・指導者の育成

(2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用

- ① 文化芸術活動の環境整備
- ② 世界をめざした文化力の向上
- ③ 世界への文化情報の発信
- ④ 文化遺産の保存・活用

(3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興

- ① 生涯スポーツの環境整備
- ② スポーツの里づくり
- ③ 世界をめざした競技力の向上
- ④ 体育・スポーツ施設の整備充実
- ⑤ 第70回国民体育大会の開催に向けた取組の推進

4. 誰もが主体的に参画できる社会づくり (5施策)

(1) 市民性を高める地域活動の充実

- ① 生涯学習の成果等を地域活動・地域づくりに生かすシステムの構築
- ② 「地域共有コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進
- ③ 学校支援ボランティア活動の推進

(2) 男女共同参画の推進

- ① 男女共生社会推進センターにおける広報・啓発活動の実施
- ② 男女共同参画学習の推進

5. 人権尊重社会の実現 (7施策)

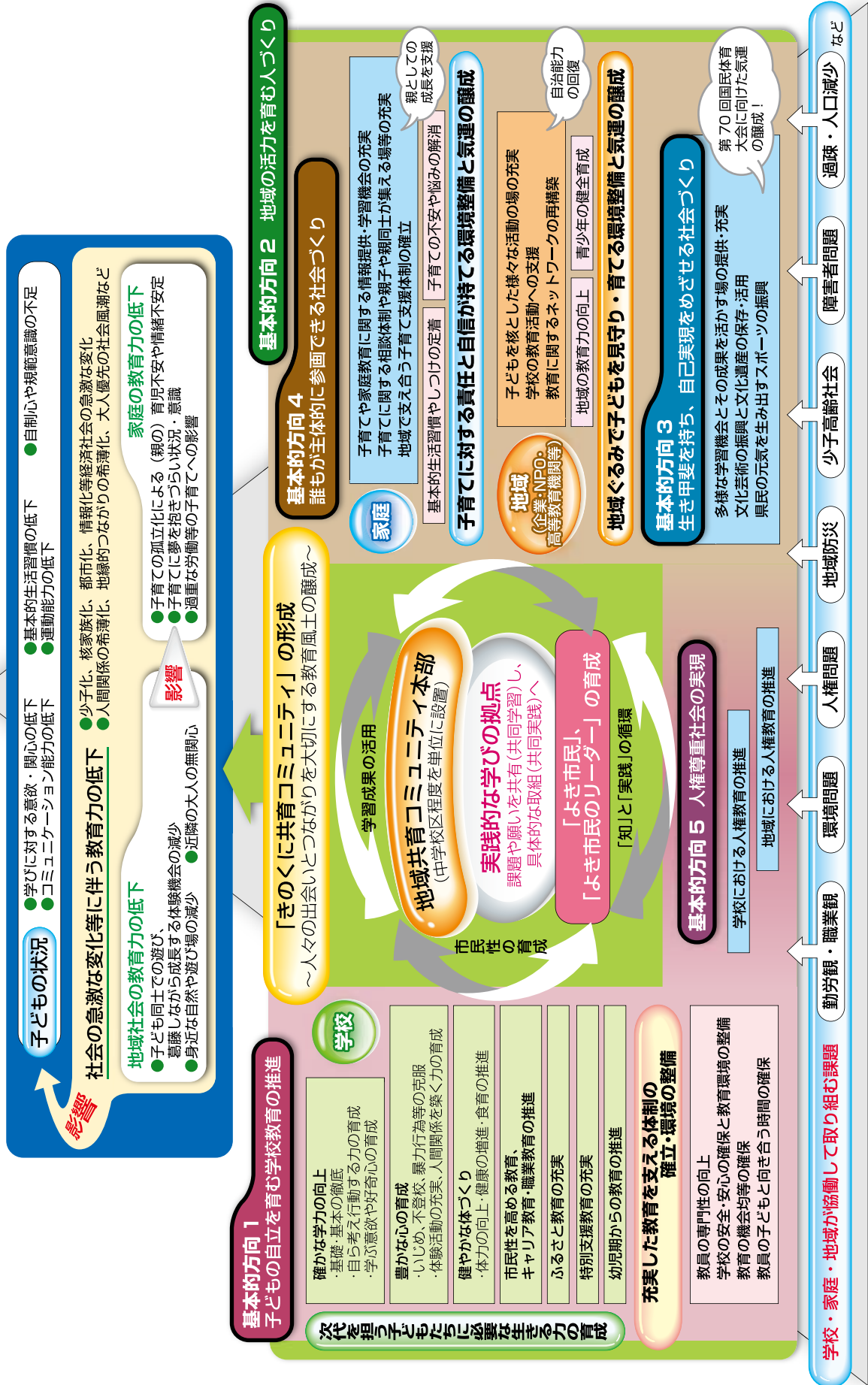
(1) 学校における人権教育の推進

- ① 教職員の資質向上
- ② 学校への指導・助言の充実
- ③ 指導資料等の作成・活用普及

(2) 地域における人権教育の推進

- ① 指導者の養成
- ② 指導資料等の作成・活用普及
- ③ 人権問題に関する教育・啓発
- ④ 人権課題の解決に向けた社会教育活動の充実

「和歌山県教育振興基本計画」の全体イメージ





第2章

今後10年間を通じてめざす教育の姿と 施策の基本的方向

Wakayama Prefecture basic plan for promotion of education
Aiming at the achievement of "Wakayama where earnest man power to open the future is brought up"

Chapter 2 Appearance of education at which it aims through ten years after this and basic direction
of measure

1 本県教育をめぐる現状と課題

- (1) 子どもたちの現状と課題
- (2) 学校・教員の現状と課題
- (3) 家庭・地域社会の現状と課題
- (4) 生涯学習の現状と課題

2 今後10年間を通じてめざす教育の姿

- (1) 教育の姿（目標）
- (2) めざす人間像
- (3) 実現に向けての基本的姿勢

3 施策の基本的方向

- 基本的方向1 子どもの自立を育む学校教育の推進
- 基本的方向2 地域の活力を育む人づくり
- 基本的方向3 生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり
- 基本的方向4 誰もが主体的に参画できる社会づくり
- 基本的方向5 人権尊重社会の実現

第2章

今後10年間を通じてめざす教育の姿と施策の基本的方向

Chapter 2 Appearance of education at which it aims through ten years after this and basic direction of measure

1 本県教育をめぐる現状と課題

(1) 子どもたちの現状と課題

① 学力等の状況

本県の学校教育は、地域に根ざした公立学校と独自の建学精神に基づき自主性を発揮している私立学校により担われています。共にそれぞれの役割を果たしながら時代の要請に応えるため、特色ある教育を展開していくことが求められています。

また、「確かな学力」の定着を図るため、これまでも指導方法の研究や授業改善に取り組んできましたが、全国学力・学習状況調査^(注)や本県独自に実施している学力診断テストの結果等から、基礎的・基本的な事項に関しては概ね満足できる状況にあるものの、知識や技能を活用する力（読解力・思考力・表現力）や学習意欲に課題が見られます。

そのため、問題解決的な学習や体験的な学習の充実を図り、「学ぶ」楽しさや「わかる」「できる」喜びを体得することを通して学習意欲を高め、基礎的・基本的な内容を確実に習得し、それらを活用して問題を解決していく資質や能力を培う必要があります。

本県の小学生・中学生の学力の状況（正答率）

(%)

公立		国語		算数・数学	
		A（知識）	B（活用）	A（知識）	B（活用）
小学 6年生	本県	64.3	47.4	72.7	48.9
	全国	65.4	50.5	72.2	51.6
中学 3年生	本県	71.9	57.0	64.3	48.8
	全国	73.6	60.8	63.1	49.2

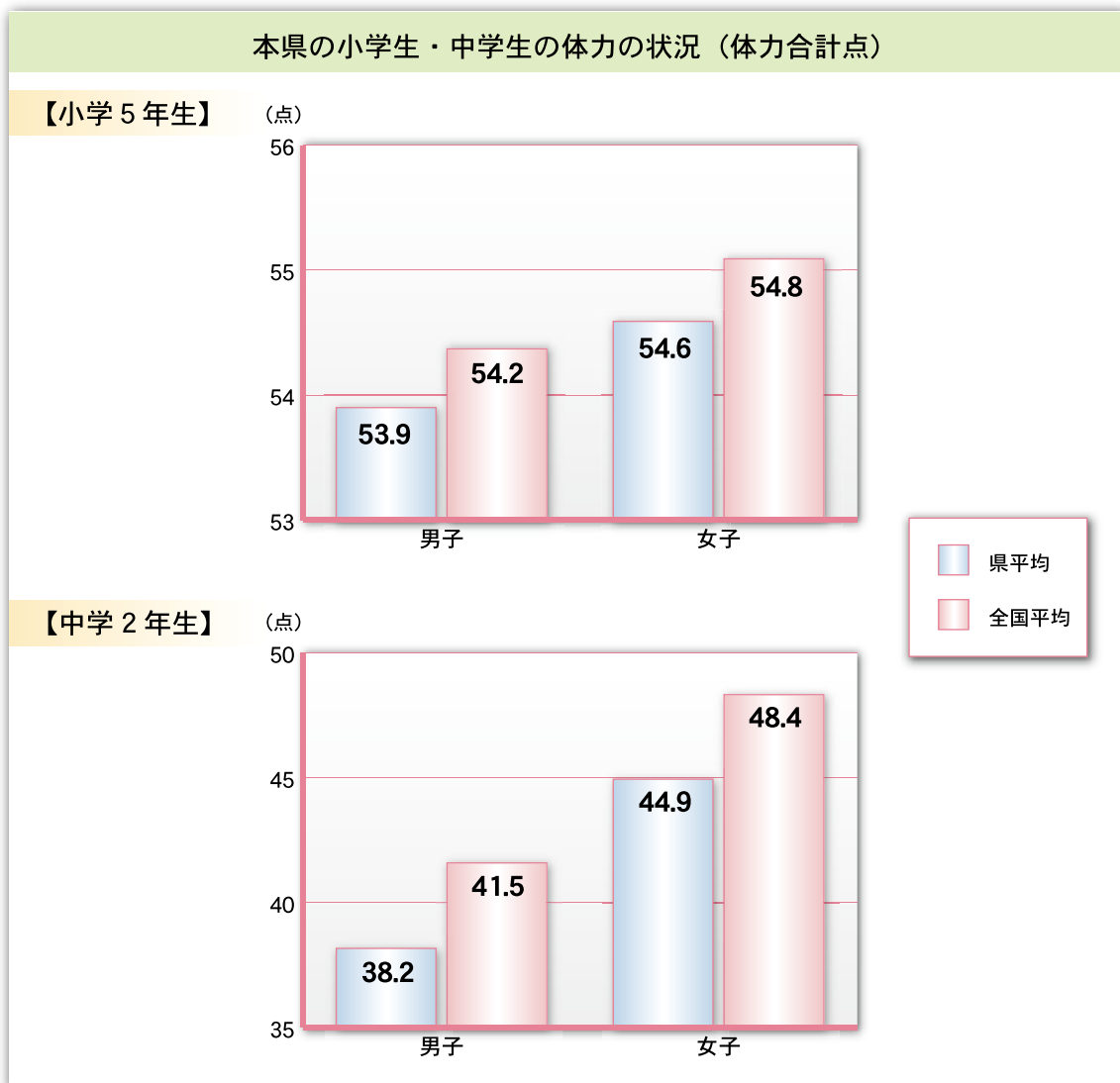
「平成20年度 全国学力・学習状況調査」（文部科学省）より

(注) 全国学力・学習状況調査：日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として行われる調査のことで、算数・数学と国語の2科目で実施。それぞれ知識力を問う問題（A）と知識活用力を問う問題（B）の2種類に分かれている。その他、児童・生徒の学習・生活環境のアンケート調査も併せて実施している。本県においては、公立学校のみ参加となっている。

② 体力・運動能力の状況

国公立のすべての小・中・高等学校、特別支援学校の児童生徒を対象に、県教育委員会が独自に実施している「児童生徒の体力・運動能力調査」によると、子どもの体力は昭和60（1985）年頃をピークに現在に至るまで各種目とも低下してきています。この傾向は全国調査においてもほぼ同様ですが、本県の低下の割合は全国に比して大きく、深刻な状況にあり、体力の低下傾向に歯止めがかからない状況が見られます。

また、次代を担う子どもの体力の問題は、単に現状での危惧にとどまりません。現在の子どもの体力低下は、いずれ社会を支える大人の体力低下につながります。その結果、生活習慣病の増加やストレスに対して抵抗力が弱くなるなど、心身両面の健康に不安を抱える人々が増え、社会全体の活力への影響が懸念されます。



「平成20年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）より

(注) 体力合計点：小学生は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の8種目、中学生は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン又は持久走（男子1,500m・女子1,000m）」「50m走」「立ち幅とび」「ハンドボール投げ」の8種目を実施し、各種目10点満点で計80点満点。

③ 生徒指導の状況

不登校やいじめ、暴力行為等の生徒指導上の問題行動は、やや改善の兆しが見えるものの、平成19年度中の不登校児童生徒数は、小学校で272人、中学校で958人、高等学校で391人となっています。また、暴力行為については、小学校で10件、中学校で321件、高等学校で144件発生しており、児童生徒1,000人当たりの発生率で見ると、それぞれ全国ワースト8位、全国ワースト12位と依然憂慮すべき状況にあります。

不登校については、教職員一人ひとりがカウンセリング・マインド^(注1)をもって児童生徒と接するようにするとともに、校内における教育相談体制の充実を図り、早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める必要があります。

いじめ、暴力行為等については、未然防止にむけて、児童生徒一人ひとりを大切にした生徒指導体制の確立に努めるとともに、児童生徒の発達の段階に応じて、ルールやマナー等の規範意識の醸成に向けた教育活動の充実が課題となっています。

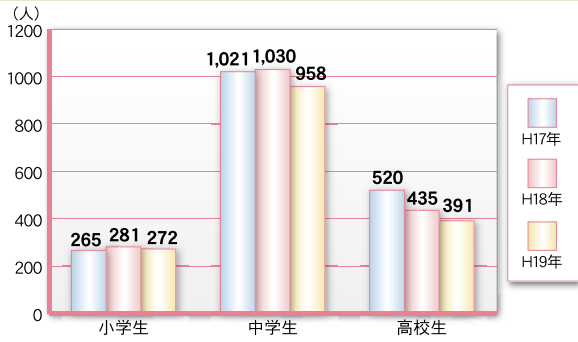
また、コンピュータや携帯電話、インターネットの普及など、情報化が急速に進む中、情報の発受信が容易にできるなど便利になる一方、子どもたちがネット社会の中で、予想もしない犯罪や事故に巻き込まれたり、いわゆる「学校裏サイト」^(注2)等を媒介として、他者の人権を軽視したりするような問題行動が行われています。

このような課題を解決するためには、児童生徒が、集団生活の中で「自分の居場所」を見つけ、自己尊重の感情や自己肯定感等を身に付けるとともに、人権意識を高め、基本的な生活習慣や学習習慣を確立し、体験活動等を通じて自己表現力を高めていけるようにすることが重要となります。

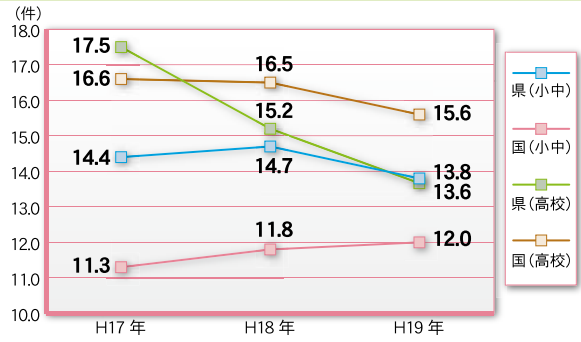
(注1) カウンセリング・マインド：日本人が作った和製英語で学術用語ではない。「カウンセリングの心」「カウンセリングの精神」「カウンセリングを行うときのよな心」という意味で広く使われている。相手の気持ちを、相手の身になって感じることであり、相手と気持ちの通じ合う人間関係を大切にする基本的な態度・技能をさす。学校カウンセリングの文脈では、カウンセラーの必須の3条件である受容的態度、共感的理解、自己一致を、教員自身がマスターし、その精神で子どもに接することを意味する。

(注2) 学校裏サイト：ある特定の学校の話題のみを扱う非公式の匿名掲示板。そのほとんどが携帯電話からのアクセスしか出来ない。学校名で検索してもヒットしないようになっており、そのため検索などで探し出すのは容易ではない。しかし、検索エンジンにて個人の実名で検索したときに存在が判明するようなサイトも存在する。文部科学省の調査では、日本国内の学校を扱う学校裏サイトは3万8千以上あることが明らかになった。

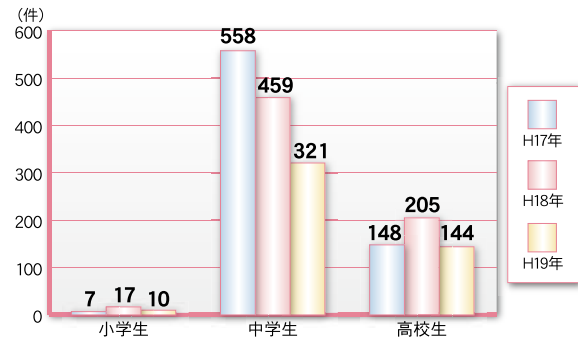
本県における不登校の状況



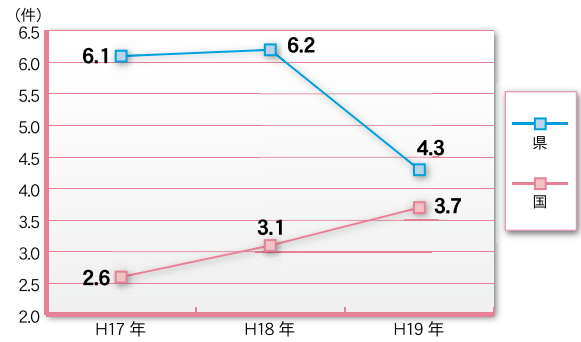
発生率（1000人当たり発生人数）



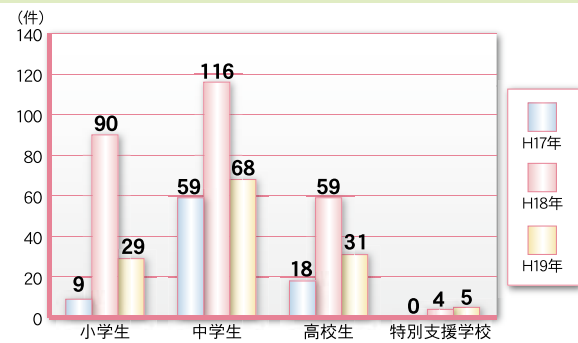
本県における暴力行為の状況



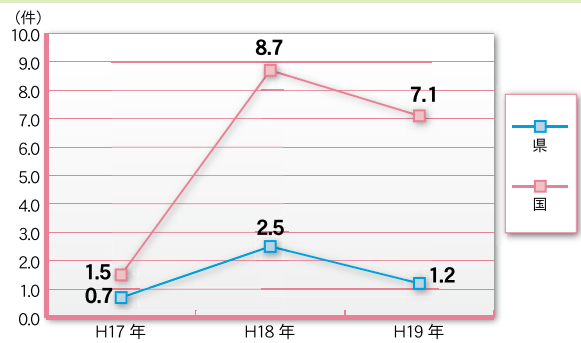
発生率（1000人当たりの発生件数）



本県におけるいじめの状況



発生率（1000人当たりの発生件数）



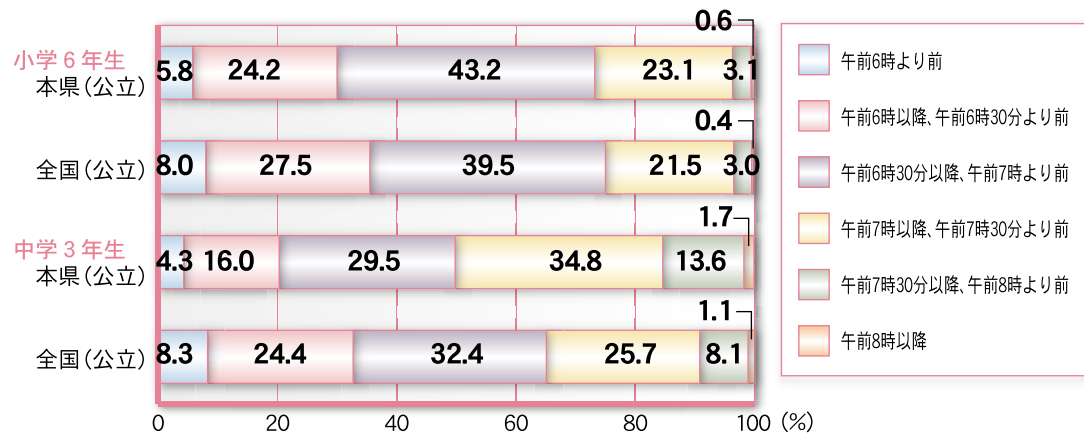
(注) データは、すべて公立学校のものです。
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)より

④ 基本的生活習慣

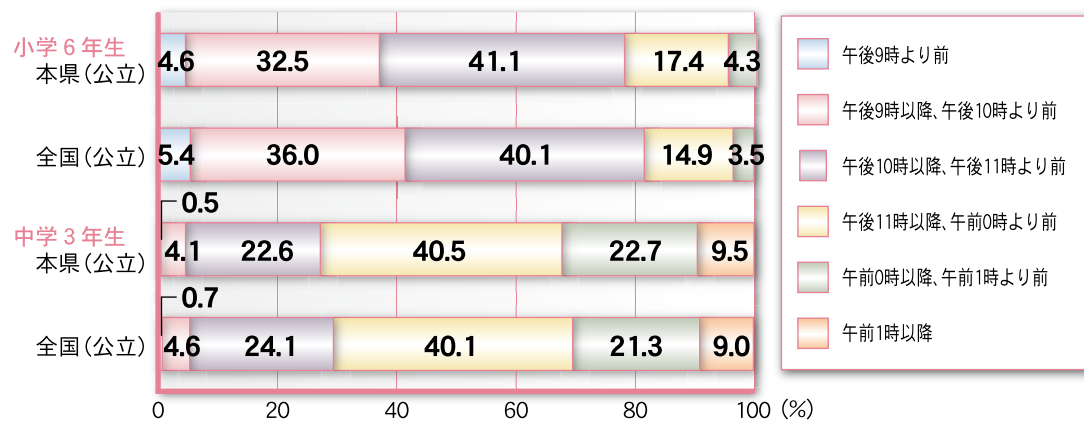
子どもたちの健やかな成長には、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。しかし、最近の子どもたちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どものために当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣の乱れが課題となっています。また、こうした子どもたちの基本的生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

このため、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもたちの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子どもに基本的生活習慣を身に付けさせるための取組を推進する必要があります。

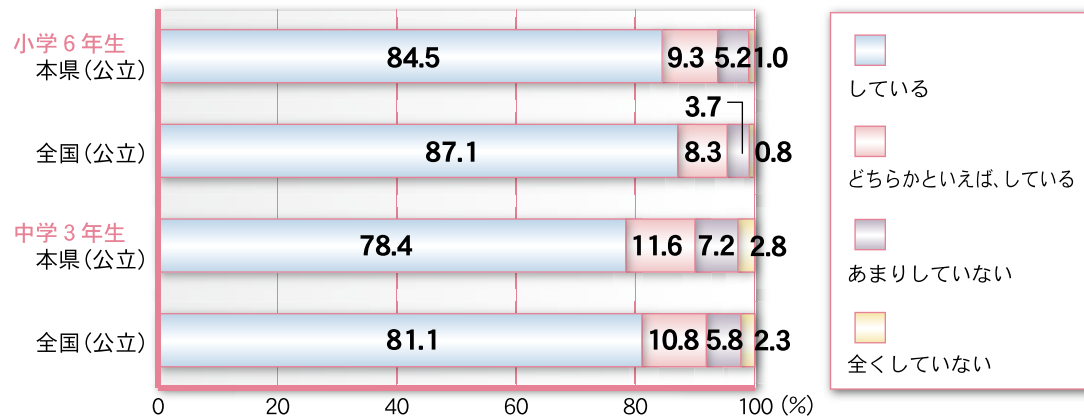
普段(月～金)、何時ごろ起きますか



普段(月～金)、何時ごろ寝ますか



朝食を毎日食べていますか



「平成20年度 全国学力・学習状況調査」(文部科学省)より

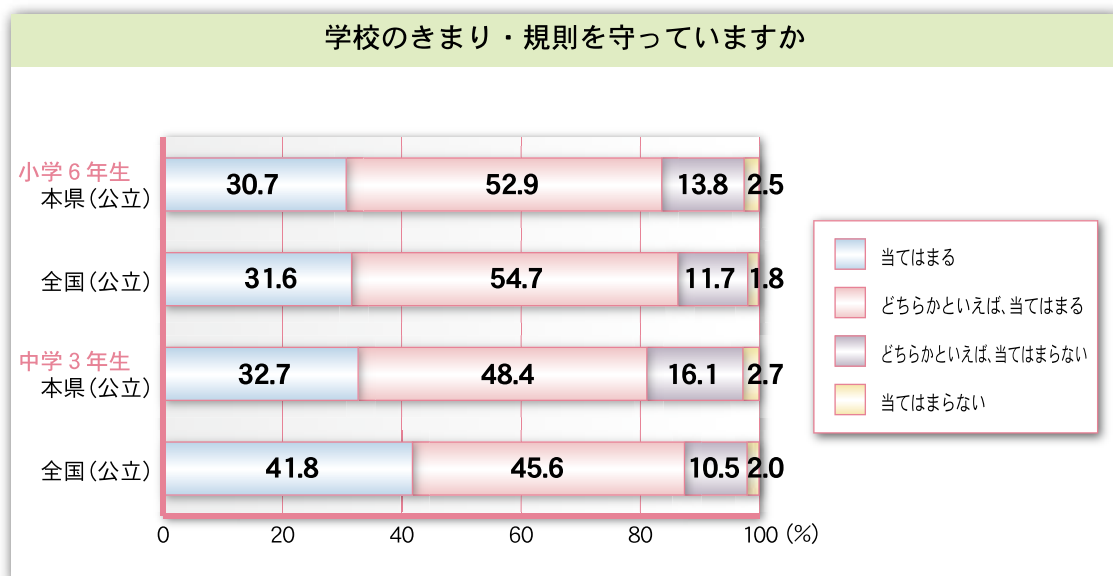
⑤ 規範意識等

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、生命尊重の心の不十分さ、自尊心の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、また、いわゆる小1プロブレム^(注1)や学級崩壊^(注2)などに見られるような自制心や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもたちの心の活力が弱っている傾向が指摘されています。

規範意識等こうした子どもたちの心の力は、子どもの発達の段階に応じて身に付けるものです。乳幼児期においては、主に家庭における親子間の信頼関係のもとに、ほめられたり叱られたりしながら、挨拶・清掃・服装等のしつけや、規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣の確立、家庭での手伝いなどを通して育成されることが必要です。また、学童期においては、そうした乳幼児期に身に付けた規範意識等のもとに、家庭教育や学校教育の中で、ルールやマナーを守ることや他者と関わる体験を通して醸成されていくことが必要です。

特に、学校教育においては、教職員と児童生徒との間の信頼関係のもとに、生徒指導、教科指導、道徳教育及び人権教育など、学校におけるあらゆる教育活動を通して育んでいく必要があります。

- (注1) 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学1年生が落ち着いて教員の話の聞けず、授業中に友達と騒いだり教室を歩き回るなどの状態が数か月継続するような状態のことをさす言葉。これまでは入学後1か月程度で落ち着くと言われてきたが、こうした状態が長期間継続するようになり、就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度などが注目されてきている。
- (注2) 学級崩壊：文部科学省（学級経営研究会）の定義によれば、「生徒が教室内で勝手な行動をして教員の指導に従わず、授業が成立しない学級の状態が一定以上継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に立ち至っている状態（学級がうまく機能しない状態）」。



「平成20年度 全国学力・学習状況調査」(文部科学省) より

⑥ 体験活動

他者との関わりや社会、自然・環境の中での体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識などが育まれていきます。

また、自然の偉大さや美しさに出会ったり、文化・芸術に触れたり、困難に挑戦し、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得することは、社会性や豊かな人間性、基礎的な体力や心身の健康、論理的思考力の基礎を形成します。

しかし、こうした体験活動の充実にあたっては、家庭や地域の果たす役割が大きいことを前提にしつつも、核家族化、都市化、地域における人間関係の希薄化などといった社会の変化やそれらを背景とする家庭や地域の教育力の低下等の状況を踏まえ、学校教育においても体験活動の機会を確保し、充実していくことが求められています。

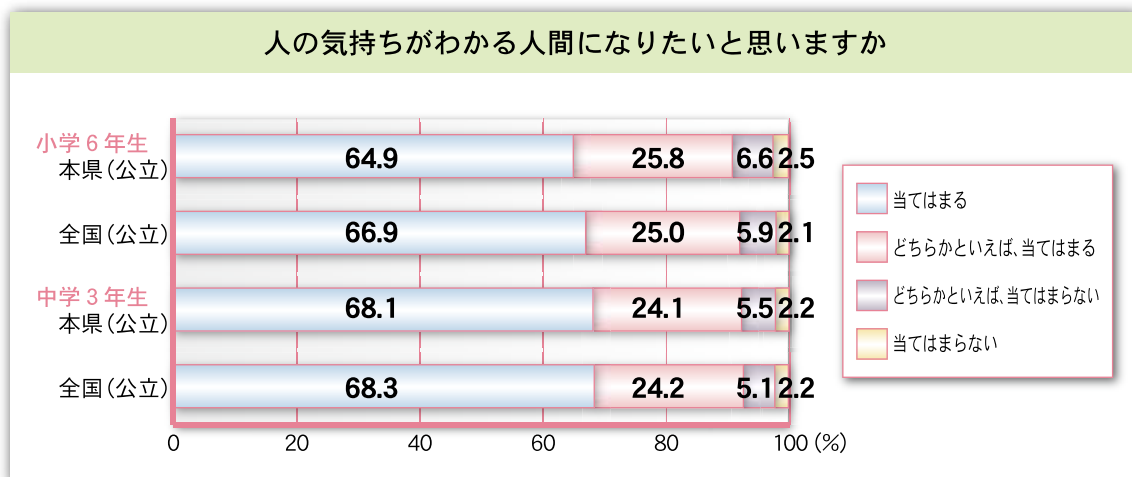
⑦ 人間関係やコミュニケーション能力

近年、いじめや不登校、暴力行為等の問題が大きな課題となっていますが、その背景には、人間関係の希薄さ、子どもたちのコミュニケーション能力の不足といったことが大きく影響していると思われます。

多様な価値観や考えをもつ人々と接する中で、自分の気持ちを伝えることや相手の思いや考えをわかろうとするところから、自己に対する認識が深まり、他人の人権を尊重する気持ちが生まれ、より良い人間関係が構築されます。

また、こうした良好な人間関係は、子どもたちが安心して自分の意見を伝えたり、思い切ったチャレンジに取り組めるといったことにつながり、学力や体力を育む上でも大きな役割を果たします。

こうしたことから、共感的に理解する力やコミュニケーション能力を高め、人間関係を調整する能力や自他の人権を守ろうとする態度などを育成していく必要があります。



〔平成20年度 全国学力・学習状況調査〕(文部科学省) より

⑧ 勤労観・職業観

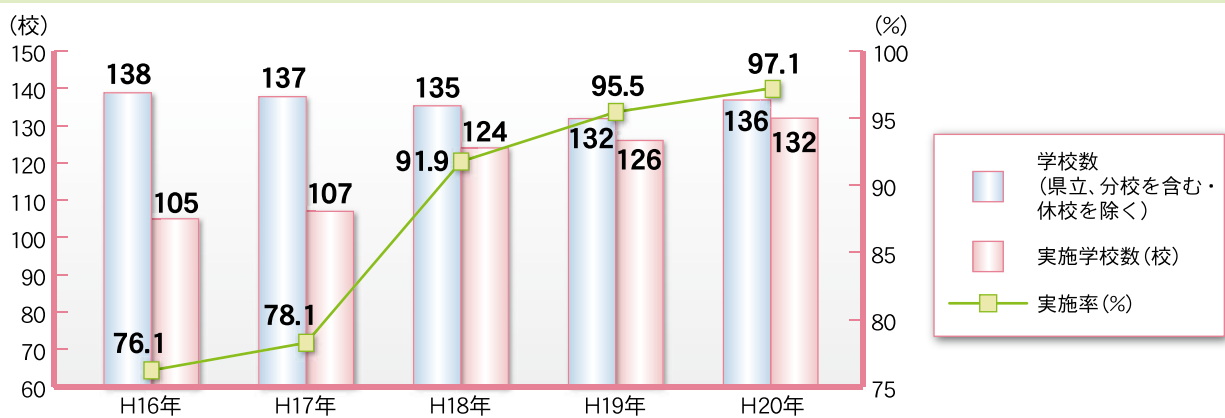
今日、産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化などを背景として、将来への不透明さが増幅するとともに、就職・進学を問わず、子どもたちの進路をめぐる環境が大きく変化しています。また、社会が成熟するにつれ、個人の価値観や生き方も多様化し、自分の進むべき道を決定することが難しくなっています。

このような状況の中、若者の就労意欲や勤労意欲が希薄になり、早期離職やフリーター^(注1)、ニート^(注2)などの問題がクローズアップされており、良き社会人・職業人を育成することが大きな課題となっています。一人ひとりの子どもが、自分の将来について考え、主体的に進路を選択し、しっかりとした職業意識を確立できるよう、職場体験やインターンシップ（就業体験）等の体験活動を取り入れながら勤労観・職業観を育む教育の充実が強く求められています。

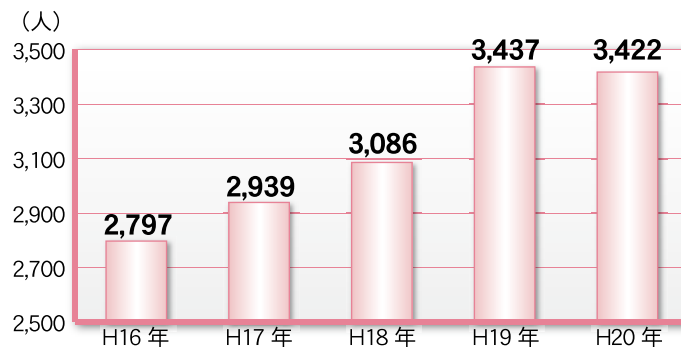
(注1) フリーター：日本で正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人をさす言葉。

(注2) ニート（NEET）：英国政府が労働政策上の人口の分類として定義した言葉で「Not currently engaged in Employment, Education or Training」の略語であり、日本語訳は「教育を受けておらず、労働をしておらず、職業訓練もしていない」状態の人をさす言葉。

本県における中学生の職場体験の実施状況



本県における高校生のインターンシップの参加状況



(注) データは、すべて公立学校のものです。

「和歌山県教育委員会」調べ

⑨ 進路の状況

本県の中学校卒業者のほとんどが高等学校に進学し、高等学校卒業者の7割以上が大学・短大・専修学校等へ進学しています。また、県外の大学・短大へ進学する割合は、全国第1位となっています。

このように、子どもたちの多くが上級学校へ進学する中、子どもたちが学校での生活と将来の自己の生き方や在り方について関心を深め、主体的に進路を選択し、目的意識をもって学習や教育活動等に努力して取り組むよう、指導を行うことが求められています。

また、本県における高校生の就職の状況については、平成20年3月、新規に高等学校を卒業した者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は約90.8%（平成20年3月末現在）となり、前年同期を2.0ポイント上回り回復傾向にあります。約1割の生徒が卒業までに就職に至っていません。また、最近5年間で見ると全国平均値を3.6ポイント下回っており、依然として厳しい状況です。

一方、中学校卒業者の就職に関しては、その採用自体が困難な状況にあり、高等学校等に進学しなかった青少年の居場所や学習機会の提供が、社会的な課題となりつつあります。

高等学校卒業時における進路状況

	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3
卒業生(人)	11,236	11,211	10,657	10,504	9,803
進学者(人)	8,172	8,283	7,799	7,608	7,075
進学率(%)	72.7	73.9	73.2	72.4	72.2
就職者(人)	2,187	2,151	2,213	2,256	2,166
就職率(%)	19.5	19.2	20.8	21.5	22.1
その他(人)	877	777	646	640	562
その他(%)	7.8	6.9	6.1	6.1	5.7

〔和歌山県教育委員会〕調べ

(注) データは、公立学校と私立学校をあわせたものです。

10 特別支援教育の状況

平成20年5月1日現在、県内の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍している幼児児童生徒と通級による指導^(注1)を受けている児童生徒の総数は2,437人です。このうち義務教育段階の児童生徒は1,907人であり、これは同じ年齢段階にある児童生徒全体の約2%に当たります。

近年、障害のある児童生徒をめぐるのは、障害の重度・重複化や多様化、学習障害(LD)^(注2)、注意欠陥／多動性障害(ADHD)^(注3)、高機能自閉症^(注4)などの発達障害のある児童生徒への対応や早期からの教育的対応に関する要望の高まりや、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、社会のノーマライゼーション^(注5)などが課題となっています。

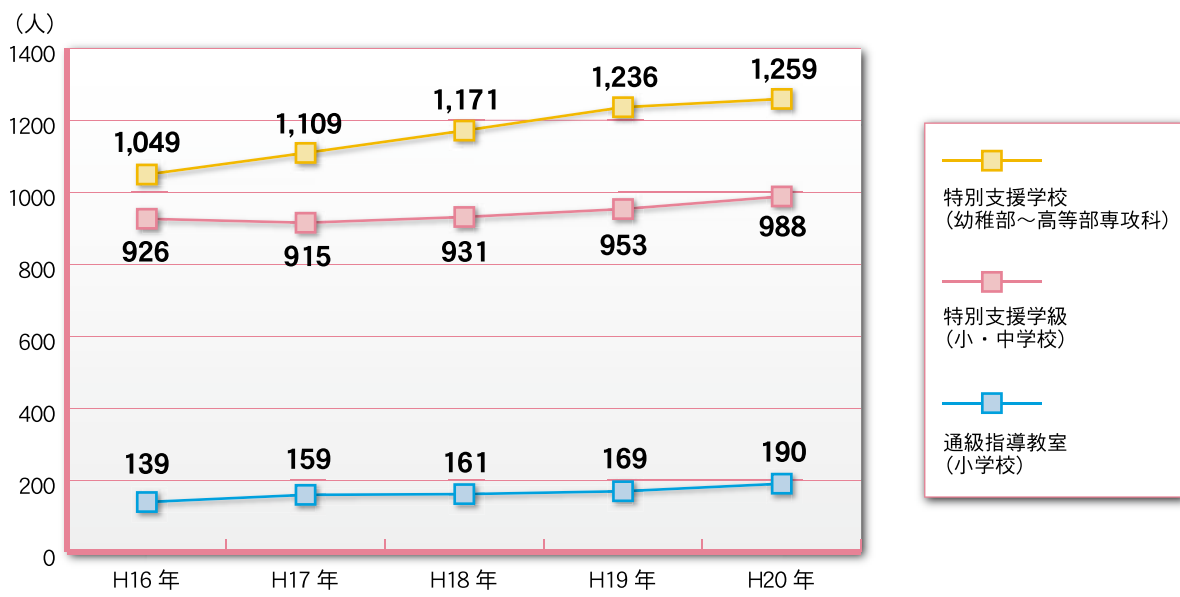
教育基本法や学校教育法等の改正により、従前の特殊教育が特別支援教育に移行しました。幼・小・中・高等学校においては、通常学級にも発達障害の子どもが一定数在籍しているといった現状を踏まえて、幼児児童生徒一人ひとりの実態把握を含め、適切な指導の充実が求められています。

このため、特別支援学校には、専門性の一層の向上とともに、地域におけるセンター的役割が一層期待されています。また、幼・小・中・高等学校においても、発達障害等への理解や「個別の指導計画」^(注6)の作成、校内支援体制の一層の整備が求められています。

一方、ノーマライゼーションの理念の進展や共生社会を実現するためには、障害者の社会参加や社会自立は極めて大切な要因です。そのため、福祉・労働など関係機関との連携を深めるとともに、職業教育の一層の充実により障害のある生徒の就労率の向上を図ることが重要となっています。

- (注1) 通級による指導：小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態であり、平成5年度から行われている。18年度からは、LD・ADHDの児童生徒についてもその対象に位置付けられた。
- (注2) 学習障害(LD：Learning Disabilities)：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因としては、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
- (注3) 注意欠陥／多動性障害(ADHD：Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。一般に7歳以前に現れ、その状態が継続するもので、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
- (注4) 高機能自閉症(High-Functioning Autism)：3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
- (注5) ノーマライゼーション：障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会をめざすという理念。(障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)より)
- (注6) 「個別の指導計画」：第3章-1-(4)-①を参照

特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室に在籍する幼児児童生徒数



「和歌山県教育委員会」調べ

(2) 学校・教員の現状と課題

① 学校の適正な配置等

平成20年度の県内児童数は約58,300人で3年前から約2,100人減少しています。また、中学校の生徒数は約30,800人で3年前から約1,600人減少するなど、本県では少子化が急激に進行しています。

このような中で、平成18年6月に県教育委員会が策定した「公立小・中学校の適正規模化について（指針）」^(注1)で示した学校の適正規模の基準を下回る小規模校は、小中学校それぞれ全体の約7割にもなります。

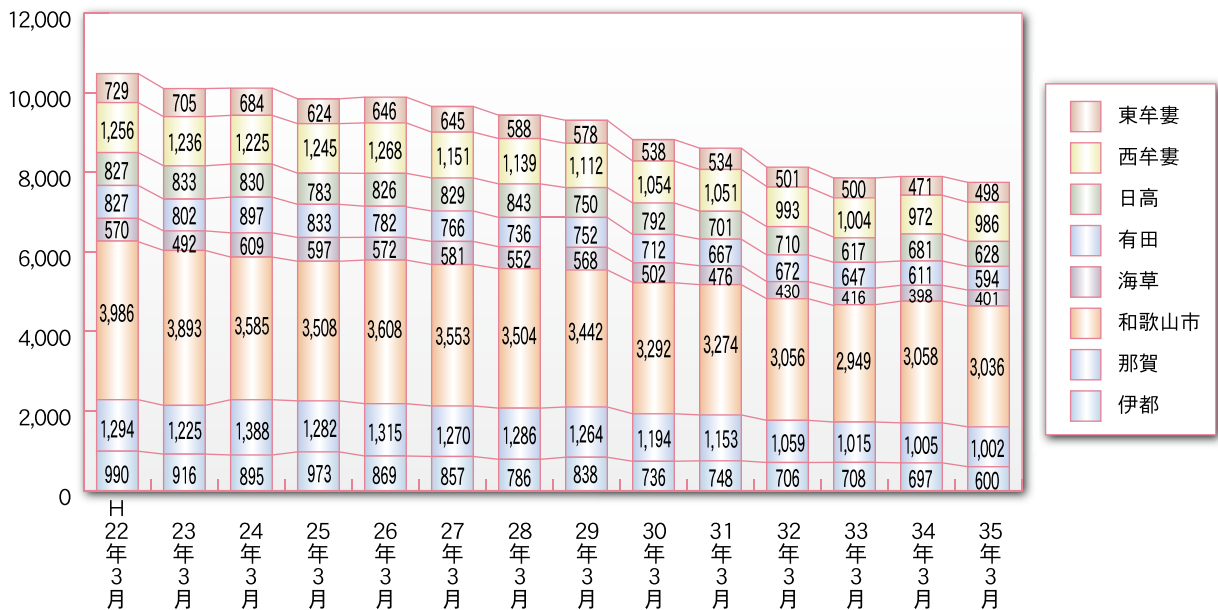
学校の活性化を図るとともに教育効果を高めるため、市町村と密接に連携しながら、小中学校の適正規模化に取り組む市町村に対しては具体的な助言や援助をしていく必要があります。

さらに、高等学校においても、生徒数の減少が進む中、「県立高等学校再編整備計画」（平成17年5月策定）^(注2)に基づき、地域の実情やニーズ、また、各校が培ってきた伝統や教育力、設置学科の特徴等を踏まえながら、今後も再編整備を進めていく必要があります。

(注1) 「公立小・中学校の適正規模化について（指針）」：少子化の進行により、急激に小規模化する小・中学校の活力や教育効果などの面から、各市町村教育委員会が学校の統廃合を検討する際の基準を定めた指針。

(注2) 「県立高等学校再編整備計画」：生徒数の減少、高等学校教育に対するニーズの多様化等に適切に対応するため、将来を見据えた展望のもと、全県的・総合的な視野に立って高等学校の再編整備を進めるための計画。

県内の中学校を卒業する生徒数の推計（平成20年5月1日現在のデータから）



「和歌山県教育委員会」調べ

② 学校のICT環境と教員のICT活用指導力の状況

第8期きのくに教育協議会^(注1)(平成20年1月から6月に開催)から提出された報告書「情報社会を生きる子どもたちのために」においても指摘されているとおり、県立学校では普通教室におけるLAN^(注2)整備は一定進んでいますが、小・中学校の整備状況には市町村間で大きな差が見られるなど、学校のICT^(注3)環境の整備に課題があります。

また、教員のICT活用指導力について、文部科学省が毎年実施する「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、「教材研究・指導の準備・評価等にICTを活用する能力」、「授業中にICTを活用して指導する能力」、「児童生徒のICT活用を指導する能力」、「情報モラルなどを指導する能力」、「校務にICTを活用する能力」の5項目すべてにおいて、多少の改善は見られるものの全国的に低位の状態にあり、本県の教員はICT環境の不十分さとも相まって、ICTを十分に活用しきれていない状況が見受けられます。

こうした本県における教育の情報化の現状を改善するため、「ICT環境の整備」と「教員のICT活用指導力」の向上に向けた取組を積極的に推進していく必要があります。

(注1) きのくに教育協議会：時代の変化に伴う新たな教育課題に対し、当該分野の専門家等に委員を委嘱し、その対応策や今後の方向性等について協議する県教育長の諮問機関。

(注2) LAN：「Local Area Network」を略した言葉で、企業や大学などの構内ネットワークのこと。

(注3) ICT：「Information and Communication (s) Technology」を略した言葉で、情報や通信に関する技術の総称。

教員のICT活用指導力の状況

(%)

	①教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力		②授業中にICTを活用して指導する能力		③児童生徒のICT活用を指導する能力		④情報モラルなどを指導する能力		⑤校務にICTを活用する能力	
	H19.3	H20.3	H19.3	H20.3	H19.3	H20.3	H19.3	H20.3	H19.3	H20.3
全国平均	69.4	71.4	52.6	55.2	56.3	57.8	62.7	65.1	61.8	65.6
和歌山県	63.0	66.7	46.9	51.2	51.1	54.4	58.0	62.7	52.5	59.6
順位	46	45	42	39	41	38	42	32	47	45

学校のICT環境の整備状況

	①教育用PC1台当たりの児童生徒数(人)		②普通教室のLAN整備率(%)		③超高速インターネット接続率(%)				④教員の校務用PC整備率(%)	
	H19.3	H20.3	H19.3	H20.3	光ファイバ回線		30Mbps以上回線		H19.3	H20.3
					H19.3	H20.3	H19.3	H20.3		
全国平均	7.3	7.0	56.2	62.5	55.5	60.1	35.0	51.8	43.0	57.8
和歌山県	6.3	6.1	39.9	47.7	52.3	55.4	49.4	67.4	32.4	42.8
順位	16	20	43	39	23	26	7	7	43	40

(注) データは、すべて公立学校のものです。

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(文部科学省)より

③ 教員の勤務等の状況

文部科学省が平成18年度に約40年ぶりに実施した「教員勤務実態調査」の結果によると、小・中学校の教員（教諭）の場合、残業時間が1月当たり平均約34時間となっていますが、本県においても同様の傾向があります。また、教諭の職務内容を分析した結果によると、子どもたちの指導に直接かかわる業務以外の、学校経営、会議・打合せ、事務・報告書作成等の学校の運営にかかわる業務や行政・関係団体等の外部対応といった業務に多くの時間が割かれている実態が明らかになり、教員が子ども一人ひとりと向き合い、指導を行う時間を確保していくことが重要な課題となっています。

また、近年、学校現場で様々な課題に直面するストレスを抱える教員が全国的にも増加し、このことが精神性疾患による休職者数の増加につながっています。このため、教職員のメンタルヘルスに対する取組が重要となっています。

1ヶ月当たりの残業時間

	第1期 (7月分)	第2期 (8月分) (夏季休業期)	第3期 (9月分)	第4期 (10月分)	第5期 (11月分)	第6期 (12月分)
1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分

「平成18年度 教員勤務実態調査」(文部科学省)より



(3) 家庭・地域社会の現状と課題

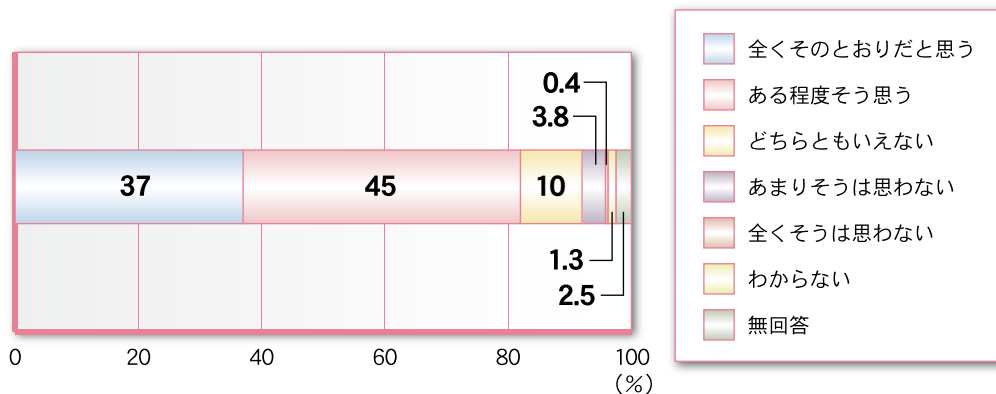
① 家庭の教育力

家庭は、子どもたちが最も身近に接する社会であり、家庭での教育は、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどの基礎を子どもたちに育むものであり、学校や地域社会での子どもたちの活動にも影響を与えるすべての教育の出発点となります。

しかし、近年、核家族化、少子化、価値観の多様化、雇用の流動化など、家庭をめぐる状況の急速な変化に伴い、親の過保護・過干渉や無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、様々な問題が生じており、家庭における教育力の低下が懸念されています。

家庭教育は、本来、親の責任と判断において、それぞれの親の価値観やライフスタイルに基づいて行われるものですが、家庭の様々な問題は見過ごすことのできない状況となっており、もはや個々の家庭だけに問題の解決を委ねるのは適当ではなく、社会全体の問題として、積極的に家庭における教育力の充実を図っていくことが求められています。

「家庭の教育力」は低下していると思いますか



「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成18年度 国立教育政策研究所内家庭教育研究会)より全国の世帯から8400人を無作為に抽出して調査票を郵送、そのうち940人からの回答結果。

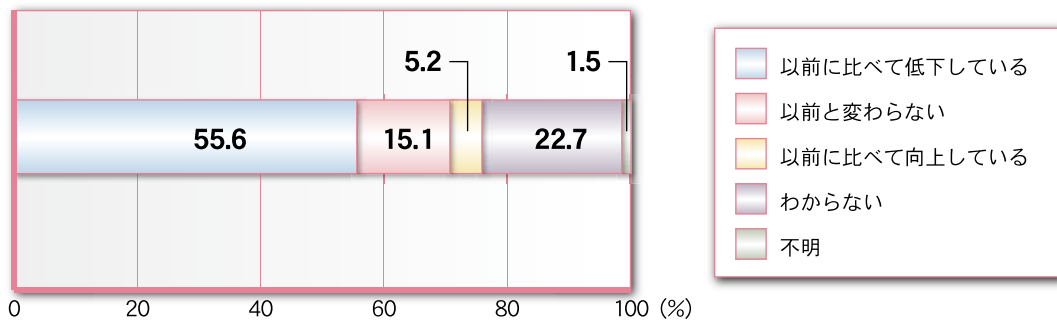
② 地域の教育力

近年、都市化の進展などの社会の変化を背景として、他者とのコミュニケーションそのものが次第に少なくなる傾向が見られ、近隣との付き合いも希薄化しています。また、少子・高齢化が進み、子どもの数や全人口に占める子どもの割合が次第に減少し、地域において子どもたちの姿を見かける機会が少なくなっていることが、社会全体の子どもや親子連れに対する寛容さの低下を招いたり、社会全体で子どもを受け入れる懐の深さが失われる一因になっているとも指摘されています。

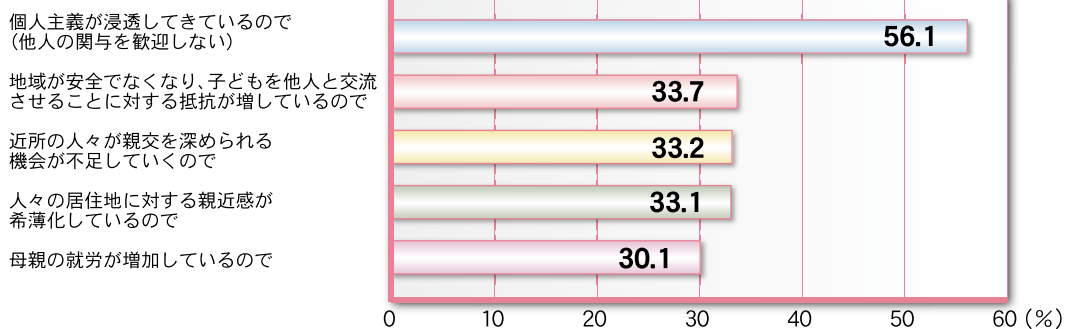
こうした中、地域の教育力については、文部科学省が実施した「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年3月)においても、過半数の保護者がある低下を認識しています。かつて地域社会は、強く結ばれた人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿し、人間関係や集団のルール、社会性、自分を大切にすることは他者を尊重することにつながることで、公共心や規範意識、勤勉性や自己抑制の力など子どもの様々な能力や態度を育んできました。

しかし、今やその力は衰弱し、地域社会全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

「地域の教育力」は自分の子ども時代と比べて
どのような状態にあると思いますか



「地域の教育力」が低下している原因



(14項目の中から3つまで選択、上記グラフは上位6項目の回答率)

「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年度 文部科学省)より

(4) 生涯学習の現状と課題

① 生涯学習と学習成果の活用

県民の生涯学習に対する意識の高まりとともに、各市町村において多種多様な生涯学習・社会教育関連の学級・講座等が実施され、総事業数も格段に増加しています。

しかし、こうした学級・講座等への参加者は、未だに一部の人々に限定され、真に支援や学習が必要な人々の参加には至っていない場合もあり、広がりという観点からは課題があります。また、子どもに対して様々な体験活動等のプログラムを提供する「地域ふれあいルーム（放課後子ども教室）」^(注1)等の取組が各地域で進められていますが、指導者等の人材確保の必要性も課題となっています。

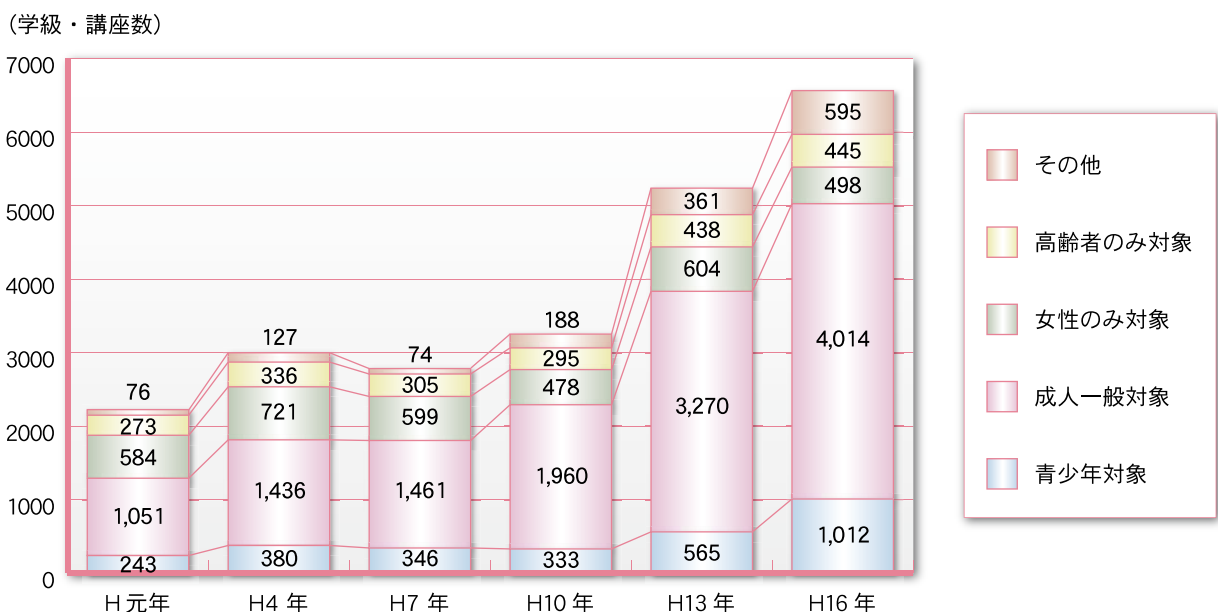
一方、少子高齢化など社会の状況が大きく変化する中で、県民一人ひとりが「市民」としての自覚と使命感をもち、地域社会に積極的に関わることが重要となってきています。また、学習した成果を地域社会に生かしたいという人々も増加しています。

こうしたことから、生涯学習の成果をボランティア活動等を通して、多様化する地域課題の解決はもとより、放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりをはじめ、学校の教育活動等への支援に生かすなど、「知の循環型社会」^(注2)を構築していく必要があります。

(注1)「地域ふれあいルーム」：子どもの放課後や週末等における居場所として、地域住民の協力を得ながら、小学校の余裕教室等を活用して開設・運営するもので、勉強やスポーツ・文化活動、子どもと大人の交流活動等の拠点となっています。参加する子どもたちはもとより、運営等に協力する大人にとっても自己実現や生きがいくりの拠点になっており、その開設を全県的に支援しています。

(注2)「知の循環型社会」：各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する社会。

社会教育関係事業の実施対象別変化



「社会教育調査」(文部科学省)より

② 文化芸術活動の環境整備と文化遺産の保存・活用

文化や芸術は、人や地域のアイデンティティ^(注)の源になるとともに、創造や体験を通じて暮らしに潤いや感動を与えるものであり、県民一人ひとりが気軽に体験できることが重要です。

一方、これまで文化芸術活動を支えてきた人材の高齢化や社会構造の変化等により、地域の文化力の低下や伝統文化・芸術の継承者不足が懸念されているほか、文化活動の拠点施設の老朽化も問題となっています。

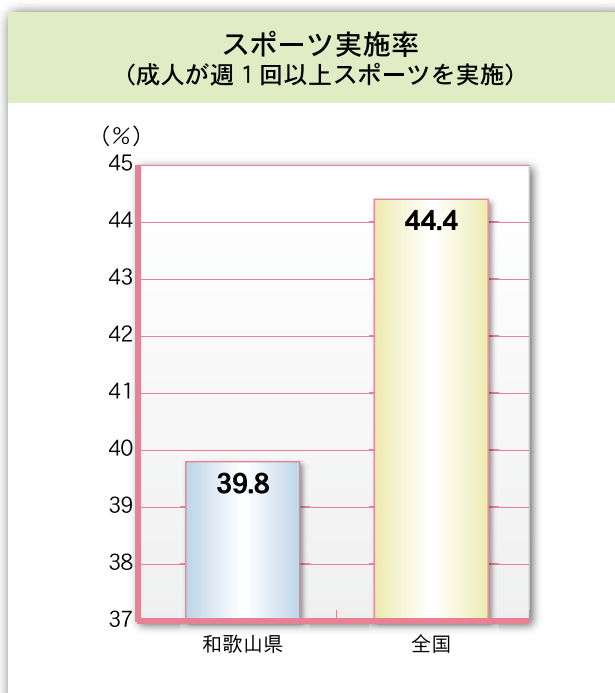
また、本県は全国有数の文化財保有県であり、貴重な文化遺産が数多く存在しており、未調査の文化財も残っているため、適切な調査・保存と積極的な活用が望まれます。

(注)アイデンティティ：自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

③ 生涯スポーツの環境整備と競技スポーツの競技力向上

スポーツは、個人の心身の健全な発達に不可欠であり、特に昨今では、健康・体力づくりに対する意識が高まっていることから、生涯にわたりスポーツに取り組める環境整備が重要です。

また、競技スポーツに打ち込む本県競技者のひたむきな姿は、多くの県民に夢や感動を与え、郷土愛を醸成し、活力に満ちた地域社会の形成にも大きく貢献しています。平成27(2015)年度の和歌山国体の開催を控え、県民全体のスポーツ気運を喚起するとともに、競技力を向上することが求められています。



「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく
文部科学省推計(平成18年8月 内閣府)
「和歌山県民のスポーツ生活実態調査」(平成
18年8月 和歌山県教育委員会)より

2 今後10年間を通じてめざす教育の姿

(1) 教育の姿（目標）

「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」

長期総合計画では、本県のもつ優れた特色（強み）を積極的に生かして県勢を発展させていく姿を、「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」と表現し、10年後の和歌山県の将来の全体像として捉えています。この全体像は、具体的な6つの分野の将来像により構成されており、教育の分野における将来像としては、「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」と規定されています。

さらに、教育の根幹は人づくりであり、また、人づくりにはその基盤となる地域づくりが重要であるとの観点から、この教育分野の将来像のもとに、より具体的な目標として、「①元気な和歌山の未来を拓く人づくり」、「②明るく元気な社会づくり」の2つを掲げています。

① 元気な和歌山の未来を拓く人づくり

和歌山県民は、郷土を愛し、正義を尊び、優しさと誠実さを備え、志をもって、より良い社会の形成に向けて活躍しています。

また、児童生徒に対しては、将来の夢や目標を実現するために必要となる「確かな学力」の定着・向上を図りながら、郷土の誇りを栄養とし、成長段階に応じた、市民性や職業観を高めるなど「生きる力」を育む教育が行われています。

② 明るく元気な社会づくり

生涯にわたって自己実現をめざすための学習環境が充実するとともに、男女共同参画や、NPO・ボランティアなどによる社会貢献活動が盛んに行われ、誰もが社会に参加する機会を得ながら充実した人生を送っています。

また、平成27（2015）年の第70回国民体育大会の開催を契機に、スポーツに対する関心や意欲が高まり、健全な知・徳・体の調和がとれた人間形成が行われています。

(2) めざす人間像

長期総合計画に示された教育の姿は、めざす人間像の観点からみると、おおむね3つに集約することができます。

- ① 郷土を愛し、正義を尊び、優しさと誠実さを備え、志をもって、より良い社会の形成に向けて活躍する人間
- ② 生涯にわたり自己実現をめざし、社会の形成に主体的に参画する人間
- ③ 自他の人権を尊重し、知・徳・体の調和のとれた人間

(3) 実現に向けての基本的姿勢

学校の最大の使命は、学校の主役である子どもたちが生き生きと学び、スポーツや文化活動に個性を発揮して、自信をもち、社会の形成者として必要な資質を育むことです。しかしながら、社会が急速に変化し、子どもたちを取り巻く環境も複雑化する中、規範意識の低下や生徒指導上の諸問題など様々な課題が生じています。

そうした課題を解決するために、様々な教育課題を統一的に捉え直し、社会に参画する学びの中で、人と人のつながりや働くことの大切さなどを理解させるとともに、規範意識や責任について体得させていく「市民性を高める教育」として統合し、推進していきます。そして、このためには、各学校が地域社会との連携・協力のもとに積極的に教育活動を展開していくことが重要となります。また、その基盤には学校と地域が共に支え合う関係がなくてはなりません。

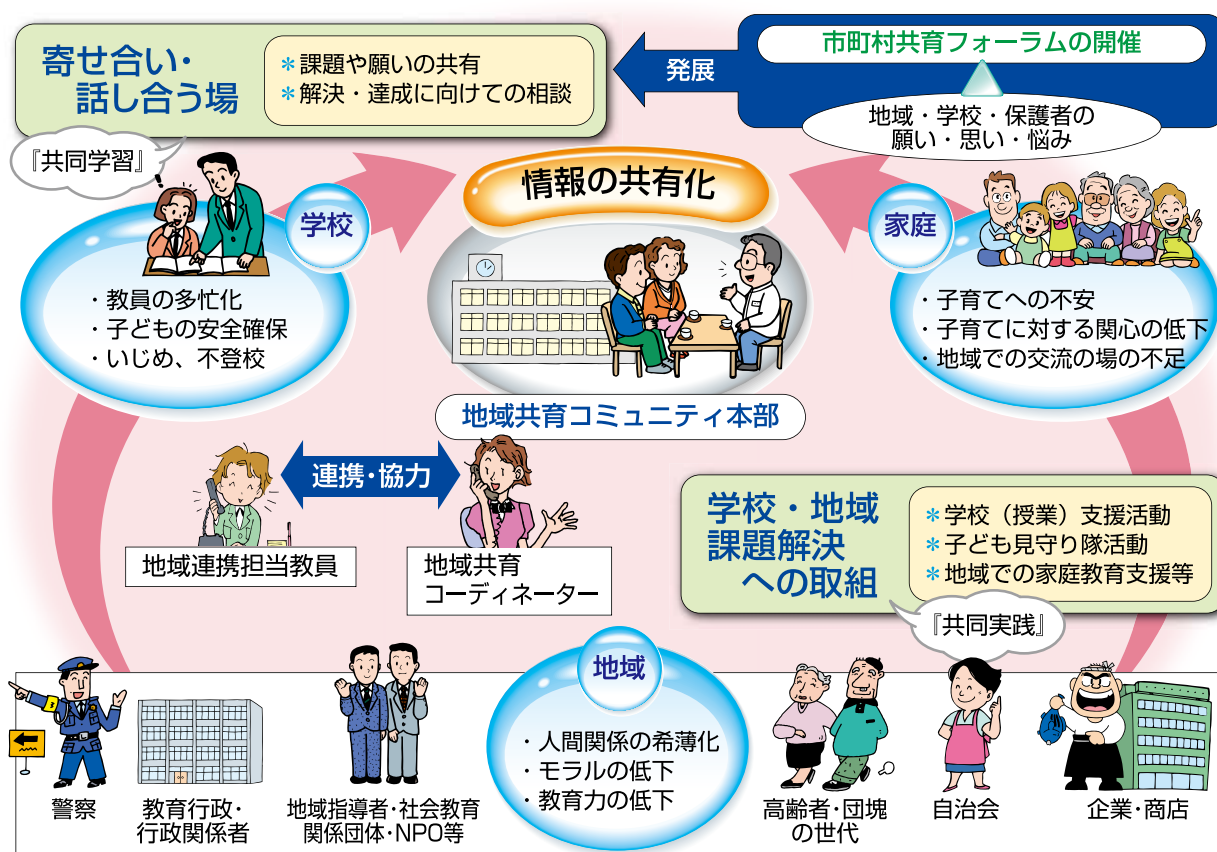
本県においては、独自の教育振興政策「きのくに共育コミュニティ」^(注) 構想のもと、学校等を拠点に、児童生徒、教職員、保護者はもとより、地域の様々な立場の人々が、それぞれの課題や願いを共有し合い（共同学習）、具体的な取組（共同実践）へと発展させる仕組みを構築し、人々の出会いとつながりを大切にしながら、学校の活力と地域の活力を共に高めていけるような、「実践的な学びの拠点」を県全体に根付かせていきます。

また、これからの変化の激しい社会においては、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になってきます。一人ひとりが、よりよく生きるための意欲と力を生涯にわたって育み、豊かなものにしていかなければなりません。

そのため、それぞれの教育の役割や学校ごとの目標の達成に留意しながら、家庭教育と幼児教育、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、高等学校と高等教育機関等の学校間、さらには学校教育と社会生活・職業生活等との連携・接続の改善にとりわけ意を用いながら、個人の発達の段階やそのときおかれている状況等を踏まえつつ、だれもが幼児期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる社会の実現をめざします。

(注) 「きのくに共育コミュニティ」は、中学校区程度をひとつの単位として、県内の各地域につくられた「地域共育コミュニティ」の総称です。

「地域共育コミュニティ」概念図



3 施策の基本的方向

前項に示した今後10年間を通じてめざす、本県における教育の姿と人間像の実現に向け、今後5年間に取り組む教育施策の基本的な方向を長期総合計画を踏まえ、以下の5点に整理しました。

基本的方向1 子どもの自立を育む学校教育の推進

基本的方向2 地域の活力を育む人づくり

基本的方向3 生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり

基本的方向4 誰もが主体的に参画できる社会づくり

基本的方向5 人権尊重社会の実現

第3章

今後5年間に総合的に取り組む施策

Wakayama Prefecture basic plan for promotion of education
Aiming at the achievement of "Wakayama where earnest man power to open the future is brought up"

Chapter 3 Measure on which it works overall and systematically in five years after this

1 基本的方向ごとの施策

基本的方向1 子どもの自立を育む学校教育の推進

- (1) 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成
- (2) 市民性を高める教育、キャリア教育・職業教育の推進
- (3) 郷土への誇りと愛着を育む教育の充実
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 幼児期における教育の推進
- (6) 今日的な教育課題への対応
- (7) 学校の組織運営体制の確立
- (8) 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備

基本的方向2 地域の活力を育む人づくり

- (1) 家庭・地域の教育力の向上
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 高等教育機関の充実
- (4) 国際交流の推進

基本的方向3 生きがいをもち、自己実現をめざせる社会づくり

- (1) 一人ひとりの学びを実現する生涯学習の振興
- (2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用
- (3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興

基本的方向4 誰もが主体的に参画できる社会づくり

- (1) 市民性を高める地域活動の充実
- (2) 男女共同参画の推進

基本的方向5 人権尊重社会の実現

- (1) 学校における人権教育の推進
- (2) 地域における人権教育の推進

2 特に重点的に取り組む事項

第3章

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

Chapter 3 Measure on which it works overall and systematically in five years after this

1 基本的方向ごとの施策

前章に示した5つの施策の基本的方向に基づき、今後10年間を通じてめざす教育の姿の実現に向け、今後5年間、以下の施策を中心に取り組みます。

基本的方向1 子どもの自立を育む学校教育の推進

変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立した個人として心豊かにたくましく生きぬいていくための資質・能力が求められています。

和歌山県の次代を担う子どもたちが将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力」の定着・向上を図るとともに、社会の形成者としての自覚をもち、自立した社会人として活躍できるよう、市民性や勤労観・職業観を高めるなど必要な資質・能力をしっかりと育成し、「生きる力」を育みます。また、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

さらに、ふるさとを愛し守り育てる意欲や態度を育成するため、本県の豊かな自然・歴史・文化を教育資源としながら、ふるさと学習を充実します。

(1) 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成

将来の職業や生活を見通して、社会において自立していくために求められる「生きる力」を育成するため、「学校教育指導の方針と重点」^(注)を踏まえ、確かな学力の向上を図るとともに、豊かな心とたくましい体を育てる取組を進めます。

また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の専門性の向上や学校評価の推進に努めます。

(注)「学校教育指導の方針と重点」：学校教育の指導に関して理念と方向性を示すもので、時代の状況や国の動き、施策等を反映して年度ごとに改訂し、公立学校の全教員、学校関係者及び関係機関等に配布している冊子。

【実施する主な施策】

① 確かな学力の向上

子どもたちの実態に即して、すべての教科等において知識や技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用することにより、読解力・思考力・表現力を育成します。また、体験活動や問題解決的な学習を充実し、少人数指導や習熟度別指導、対話型授業、ティームティーチング^(注)を活用するなど指導の形態や方法を工夫しながら、子どもたちの「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」の実感を通して、学習意欲を高めます。

高等学校においては、単位制、学科・コースの改編をはじめ、地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開することにより、生徒の学習意欲の向上、個性や能力の伸長に努めます。

また、全国学力・学習状況調査や本県独自に実施している学力診断テストの結果等を分析・検証し、課題の見られる学校の授業改善等に向けた取組への支援や、優れた取組の普及等を行い、すべての教育委員会、学校等において教育に関する検証改善サイクルが確立されるよう促します。

(注) ティーム・ティーチング:複数の教員が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。「TT(ティー・ティー)」ともいう。

② 「ことばの力」の育成

「確かな学力」や「豊かな心」の基盤となる「ことばの力」の向上を図ります。このため、すべての教科等において、子どもたちの思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力を育む言語活動を大切にされた授業を展開するなど、学校の教育活動全体を通じて、「ことばの力」の育成に取り組みます。

また、望ましい読書習慣の形成や読書に親しむ文化的な環境整備を進めるため、「和歌山県子ども読書活動推進計画」(平成21年3月策定)に基づき、学校図書館資料の充実に努めるとともに、読み聞かせや図書の寄贈など地域における読書に関する様々なボランティア活動や家庭における読書活動とも連携し、幼児期から子どもが読書に親しめる機会や環境の充実に努めます。

③ 豊かな心の育成

各教科の学習をはじめ、道徳や総合的な学習の時間などでの体験的な活動等を通して、まわりの人々への感謝の心や美しい物に感動する心を育むなど、子どもたちの豊かな情操を養います。

また、規範意識や帰属意識、公共の精神などを育む観点から、「市民性」を育てるための指導方法・指導体制に関する研究や教材の作成などに取り組むとともに、子どもの発達の視点を踏まえつつ、学校、家庭、地域が一体となって「市民性を育てる教育」を推進します。

④ 体験活動の充実

子どもたちの社会性や豊かな人間性、基礎的な体力や心身の健康、論理的思考力の基礎などを育むため、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験活動など、学校教育における体験活動の機会の充実に努めます。

また、体験活動の実施に際しては、「地域共育コミュニティ」^(注)の仕組みを活用しながら、活動の企画や準備の段階から子どもたちが加わるなど、意欲をもって子どもたちが活動に参加できるように工夫するとともに、事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら、文章でまとめたり、互いに伝え合ったりするなど、他者と体験を共有し、広い知識につなげていくような取組を推進します。 **【基本的方向4(1)③】を参照。**

(注)「地域共育コミュニティ」：第2章-2-(3)〔P28〕の概念図を参照

⑤ 人間関係を築く力の育成

お互いを信頼し助け合える人間関係の中で、子どもたちが安心して学習や様々な活動に取り組むことができるよう、相互の意思疎通や人間関係の形成を円滑に進める力を育成します。

また、こうした子どもたちの人間関係力・コミュニケーション力を育成するためには、教員自らの人間関係力・コミュニケーション力を高めるとが不可欠であることから、教育内容・方法等の研究はもとより教員研修の充実に努めます。

⑥ 健やかな体づくり

子どもたちの体力を向上させるために、運動の意義や方法についての理解を深めるとともに、有効な手法の普及・活用や楽しみながら運動できる機会の提供などを通して、幼児期からの運動習慣の確立に努めます。

また、正しい生活習慣を確立するために、学校・家庭・地域が連携した食育を推進するなど、健康教育の充実に努めます。さらに、地場産物の学校給食での利用や特色ある食文化の継承に努めます。

⑦ 教員の専門性の向上

教員の専門性の向上を図るため、教育センター学びの丘等の研修・調査研究機能の充実・強化を図るとともに、県内外の高等教育機関等と連携した取組を推進します。

ア 教育に関する研究成果等の蓄積・活用

各学校における校内研修や学校研究等の報告書、研究指定校や調査研究協力校の研究報告書、各教科等の特色ある学習指導案、県学力診断テストや全国学力・学習状況調査に係る指導改善事例をはじめ、教育に関する様々なデータや研究成果の収集・蓄積を進め、カリキュラムセンターとしての機能の充実に努めます。また、それらの活用を通して、学校経営の改善や教員の資質向上を支援します。

イ 高等教育機関との連携による専門的実践力の向上

学校教育への期待が一層高まる中、県内外の高等教育機関と連携し、教員の専門的実践力の向上を図るため、現職教員を大学院の授業に派遣するほか、大学の教員グループ、学部生・大学院生、指導主事等が、現場の教員と共に教育課題の解決に向けた共同研究を行う取組等を推進します。

ウ 教員養成・研修等の推進

学校の責任者である校長をはじめ管理職等の資質向上のための研修、中堅層や重要課題につ

いて指導的役割を担う教員に対する研修、経験の少ない若い教員の資質向上を図るための研修を実施するなど、計画的な教員養成・研修を推進します。

また、初任者研修の効果的な運用をはじめ、教育公務員特例法に基づく研修を充実します。

エ 教員の主体的な研修・研究活動への支援

校内研修の質的・量的充実を図るため、「きのくに教育の匠」（教育賞受賞者）^(注1)等を核とした地域研修体制を整備するとともに、日常の校務や現職教育の中で教員相互で学んでいけるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）^(注2)や教育研究団体等の主体的な研究活動を積極的に支援します。

オ 「教員免許更新制」^(注3)への対応

教員免許状更新講習を開講する県内各大学との連携協力のもと、連絡協議会を設置し、受講の利便性向上を図る観点から、県内3会場で更新講習を実施するなど、その円滑な実施に向けた取組を推進します。

(注1) 「きのくに教育の匠」：学校教育の分野で特に優れた教育実践を行い、成果を上げていると認められる教員を表彰し、「きのくに教育の匠」の称号を与えて登録するもの。また、受賞者の優れた実践については、研修会や模範授業の講師に派遣するなど、その普及に努める。

(注2) OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）：職場内で行われる職業指導手法のひとつで、上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動。

(注3) 教員免許更新制：すべての教員が、社会状況や学校教育が抱える課題、子どもの変化等に対応して、その時々において教員として必要とされる資質能力が保持されることをねらいとして、平成21年4月から導入される制度で、10年ごとに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、一定の手続き等を行うことが必要。

(2) 市民性を高める教育、キャリア教育・職業教育の推進

自立と共生の社会をめざし、社会の形成者としての自覚をもち良き社会人としての自立を促すため、市民性を高め、望ましい勤労観・職業観を育む教育を実践します。

【実施する主な施策】

① 市民性を高める教育の推進

県内のすべての学校で、子どもたちの発達段階に即して、「市民」として必要な知識や態度、価値観、文化性を身に付ける取組を充実させます。また、「地域共育コミュニティ」の仕組みを活用しながら、ボランティア活動や地域における体験的な学習など社会とのつながりを大切にしたい教育活動を積極的に展開します。

このような実践的な学びを通して、公共の精神や帰属意識を養うとともに、よりよい社会の実現に向け、自他共に大切にし、義務と責任を果たしながら積極的に社会に参画しようとする意欲や態度を養います。

② キャリア教育・職業教育の推進

広い視野と見識を身に付けるため、国内外で活躍する人材を活用して、子どもの発達の段階に応じた授業や交流活動を実施するなど、人間としての生き方、在り方を見つめ、望ましい勤労観や職業観を育む学習活動を展開します。

また、地域産業や地域社会との連携・交流による実践的教育を積極的に取り入れ、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切にする心、規範意識、倫理観等を育成します。

そのため、外部専門家等を活用しながら、先端技術や経済社会の新しい動きに直接触れる機会を与えるとともに、職場体験やインターンシップ（就業体験）など多様な社会体験の機会を提供することを通して、子どもの職業意識を刺激する実践的な学習活動を積極的に取り入れます。

学校・教育委員会、企業、ハローワーク等が連携し、必要な人材とその育成に関する情報を共有しながら、子ども一人ひとりの意向を尊重した職業指導に取り組みます。特に専門高等学校においては、地域社会や地域の産業に貢献する人間性豊かな職業人を育成するため、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術及び技能を定着させ、より高度な技術や資格の取得をめざします。

さらに、ものづくりに関する児童生徒の興味・関心を高めるとともに知識・技術を習得させるため、小・中学校段階のものづくり体験や専門高校等における地域産業や経済界と連携したものづくり教育をはじめ、産業、職業への理解を深める取組を推進します。

(3) 郷土への誇りと愛着を育む教育の充実

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進することが重要です。

和歌山県の豊かな自然環境や歴史、文化などを生かして、地域のすばらしさに気付き、ふるさとへの愛着を高め、郷土を誇りに思う態度や地域への帰属意識を育成するため、郷土の地理、歴史、文化、偉人などについての理解を深める取組や、熊野古道、高野山町石道、万葉故地をはじめとした県内各地の文化遺産をたどる遠足など、地域の教育資源を活用した学習活動を充実します。

【実施する主な施策】

① 学校における計画的なふるさと教育の推進

和歌山県は、全国に誇るべき自然環境や歴史、文化などの優れた財産をもっています。児童生徒がこれらの良さを深く学び、ふるさとへの愛着を高め、郷土を誇りに思う態度を育成するため、各学校において、体験活動や地域の教育資源を活用しながら、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学習活動を相互に関連づけて計画的にふるさとに関わる学習が行われるよう各学校に対して働きかけます

② ふるさと教育を推進するための環境整備

ア 学習資料の充実・提供

ふるさとに関する児童生徒の自主的、自発的な学習が促されるよう、和歌山を学ぶための資料集を充実するとともに、様々な機会を通じて、ふるさとを学ぶための学習資料を提供していきます。

また、「教育ネットワーク」^(注)等を通じて、ふるさと教育に役立つ資料等を随時提供し、指導に役立てます。

イ 博物館施設を活用した体験学習の充実

本県の文化を支える基盤となっている県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘及び県立自然博物館の人的資源や収蔵物を活用したワークショップ、体験教室などの参加体験型学習会や、ミュージアムトーク、出前講座など、ふるさとへの誇りと愛着を育む学習機会の充実に努めます。

ウ 外部人材の積極活用

各学校において、地域の人材を広く活用するとともに、県内外で活躍する人材の経験や知見に触れる機会の充実に努めます。

エ 関係部局との連携

関係部局と連携しながら、ふるさとの自然や暮らしや産業を体感できるプログラムの提供に努めます。

(注) 教育ネットワーク：県立学校と生涯学習施設等を黒潮ネットワーク（県庁と7振興局をつなぐ高速コンピュータ通信基盤）で結び、教職員等がインターネットを活用して情報を共有し交流できる情報環境で、生徒への教育指導の充実にも活用している。

(4) 特別支援教育の充実

一人ひとりの教育ニーズに応じた指導・支援を充実させるため、障害の理解啓発を進めるとともに、教職員研修や教育相談の充実、優れた実践事例の集約や紹介を通じて教育の向上を図ります。また、特別支援学校の再編整備をはじめ、通学用低床バスの積極的な導入を進めるなど、教育環境の整備に努めるとともに、医療・福祉・労働機関等との連携を強化するなど、教育機能の拡充を行います。

また、こうした教育の成果を共有できるネットワークを構築し、幼稚園、小・中・高等学校等の障害のある子どもの支援を拡充するとともに、障害のある子どもの社会的自立を推進するため、入学から卒業までの一貫した職業教育を充実します。

【実施する主な施策】

① 障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに対応する教育の充実

障害のある児童生徒に対し、幼稚園から高等学校までを通じて適切な指導や支援を行うため、

校内委員会^(注1)の設置や特別支援教育コーディネーター^(注2)の指名などの校内体制の整備を進めます。

また、教職員の研修を充実し、実態把握の向上や教材開発、「個別の指導計画」^(注3)等の作成を通じて、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を推進します。

(注1) 校内委員会：校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に設置する特別支援教育に関する委員会のこと。

(注2) 特別支援教育コーディネーター：各学校における特別支援教育を推進するため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う担当者のこと。

(注3) 「個別の指導計画」：障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応して工夫され、学校における指導計画や指導内容・方法を盛り込んだものであり、一般に、単元や学期、学年ごとに作成されており、それに基づいた指導が行われる。

② 特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の強化

特別支援学校において、教員の専門性の向上に努めるとともに、教育相談をはじめ支援機能を充実します。

また、各地域において医療・福祉・労働関係機関等とのネットワークを構築し、適切な支援の在り方に関する協議や様々な情報の集約・発信を通じて、幼稚園、小・中・高等学校等の障害のある子どもの支援を推進します。

③ 社会的自立を見据えた職業教育の充実

障害のある子どもたちの就労率を向上させるため、教育課程の検討や指導法の改善を通じて入学から卒業までの一貫した職業教育を充実します。

また、地域や福祉・労働機関との連携を深め、現場実習の充実や職場開拓に努めるとともに、地元企業との連携による就労の促進や定着を図る取組を充実することにより、障害のある生徒の社会的自立を推進します。

(5) 幼児期における教育の推進

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、就学前の教育・保育を一体的に推進するための行政組織の連携・協力を進めます。

また、幼稚園と保育所等の連携の強化や幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続に配慮しながら、幼児教育の質的向上に取り組みます。

【実施する主な施策】

① 幼児教育を受けられる機会の拡充

県民の多様なニーズに応えるため、預かり保育の推進や障害児教育の振興を図る等、幼児教育を受ける機会の拡充に努めます。また、小学校就学前の3歳以上の幼児については、幼稚園・保育所または認定こども園への就園の普及啓発に努めます。

なお、認定こども園については、各幼稚園・保育所の設置者が地域の実情や地域のニーズに基づき、その設置を判断するものであることから、そうした意思を尊重しつつ、求めに応じて支援していきます。

② 幼児教育全体の質の向上

ア 就学前の教育・保育の一体的推進

就学前のすべての子どもの教育・保育を一体的に推進するための行政組織の連携・協力を進めます。

イ 幼稚園・保育所等の連携強化、小学校との円滑な接続

新しい幼稚園教育要領を着実に実施するとともに、保育所においても幼稚園教育要領と整合性を図った新しい保育所保育指針の実施に向けて、幼稚園と保育所等との連携の強化を図ります。また、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を推進します。

ウ 幼稚園教員・保育士の資質向上

教育公務員特例法に基づく初任者研修、10年経験者研修を実施します。

また、それを補完する研修として、教員・保育士等の合同による5年未満経験者、15年以上経験者を対象とした経験年数別研修や特別支援教育、人権教育、子育て支援、給食・食育などの専門研修を実施します。

③ 幼稚園等を活用した子育て支援の推進

幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園、保育所及び認定こども園が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに関する相談・助言などの子育て支援を促すほか、家庭教育資料「本音でトーク」等を活用し、家庭教育の担い手である保護者が親として成長するための学習機会の充実に努めます。

(6) 今日的な教育課題への対応

国際化や高度情報通信社会の進展に対応する教育や少子化の進行に対応する教育システムの構築に向けて、教育環境を充実するとともに、いじめや不登校、暴力行為等をはじめ、ネット上のいじめなどの新たな問題行動への対応などに適切に取り組めます。また、環境問題や近い将来起こることが予想される東南海・南海地震などの自然災害に備えた防災教育を推進します。

【実施する主な施策】

① 国際化に対応した教育の推進

ア 小学校外国語活動の推進

校内研修の充実を図るため、全小学校の中核教員を対象とした研修を計画的に実施するとと

もに、小学校外国語活動の理念や指導方法等を普及します。また、地域の学校のモデルとなる拠点校を指定し、その成果等の普及に努めます。

イ ALTの配置と活用

県内の小・中・高等学校へのALT（外国語指導助手）の配置を進めるとともに、ネイティブスピーカー^(注)による外国語の習得を図るとともに、外国の文化や生活に触れ、理解を深めます。

ウ 教育における国際交流の促進

海外の学校との姉妹校提携や海外修学旅行の実施、インターネットを通じた国際交流をはじめ、様々な機会を生かした児童生徒の国際交流を促進します。

エ 計画的な国際理解教育等の推進

各教科や道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動等と関連づけ、計画的に国際理解や異文化理解を深めるとともに、我が国や郷土の良さや伝統文化を海外に発信する力を育成する教育を推進します。

(注) ネイティブスピーカー：「幼児期からある言語を話してきた人」。普通はその国で育った人がその国の言語のネイティブスピーカーになる訳で、一般的にEnglish native speakerとは英語圏の外国人を意味し、正しい英語を使い、正しい発音をする人、との意味で使われることが多い。

② 高度情報社会に対応した教育の推進

ア 学校のICT環境の整備と児童生徒のICT活用能力の育成

高度情報通信ネットワーク社会に対応するため、学校におけるICT環境の整備を進め、教育コンテンツの充実を図りながら、児童生徒のICT活用能力をはじめとするメディアリテラシー^(注)を育成します。

イ 教員のICT活用指導力の向上

ICTを授業等に活用できる教員の割合が全国に比べ大幅に低い現状を改善するため、教員のICT活用指導能力の向上に努めます。

ウ 情報モラルの向上

インターネットを利用した犯罪や人権侵害が増加している現状から、平成14年2月に通知した「携帯電話の学校への持ち込み禁止」に関する措置を踏まえながら、情報モラルを向上させる指導の充実を図ります。

(注) メディアリテラシー：メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力。

③ 少子化や教育ニーズの多様化への対応

ア 高等学校等の再編整備への対応

生徒の興味・関心や進路希望の多様化等に対応した魅力ある高等学校づくりを進めるとともに、今後の生徒数の減少に対応するため、「県立高等学校再編整備計画」(平成17年5月策定)に基づき、高等学校の統合や再編、新しいタイプの高等学校の設置等、再編整備についての実施プログラムを策定し、実施していきます。また、特別支援学校の再編整備についても検討します。

イ 小・中学校の適正規模化への支援

教育的見地から、活力ある学習環境づくりのため、小・中学校の適正規模化^(注)を進める市町村に対し支援を行います。また、統合に際しては、魅力ある教育、特色ある学校づくりをめざし、学習環境の充実を図るよう促します。

ウ 魅力ある学校づくりへの対応

子ども一人ひとりの適性に応じた教育を展開するため、創造的かつ弾力的に教育課程を編成し、魅力と特色ある学校づくりに努めます。また、小中一貫教育、中高一貫教育の在り方の検討や高大連携の推進などを積極的に進めます。

エ 私立学校への支援

個性豊かな特色ある私立学校教育が行われていることを評価するとともに、それぞれの学校の教育方針を尊重しつつ、市民性を高め、郷土への愛着を育む教育など元気な和歌山の未来を拓く人づくりへの協力を求めます。また、このための支援を充実するとともに、公立学校と私立学校の連携協力の推進に努めます。

(注) 小中学校の適正規模：本県においては、小学校では国の基準と同様に1学年2学級から3学級とする12学級から18学級、中学校では国の基準より下限を引き下げた1学年3学級とする9学級から18学級としている。〔義務教育ニュービジョン研究会議〕報告〔平成18年1月から〕

④ 生徒指導上の課題への対応

いじめや不登校、暴力行為等の未然防止や早期発見・早期対応による課題解決を図るため、学校・家庭・地域・関係機関の連携体制を強化するとともに、スクールカウンセラー等の効果的な配置による相談体制や校長をリーダーとする学校の生徒指導体制の充実など、学校の教育活動全体を通じて不登校やいじめ等の課題を生まない学校づくりに取り組むとともに、学校現場で様々な課題に直面する教職員のメンタルヘルス^(注)対策の充実を図ります。

また、子どもたちが教職員や友人との生活の中で、人間的なつながりや自己の存在感を実感できるよう、友だちとの人間関係や望ましい集団づくりに努めます。

(注) メンタルヘルス (mental health)：健康のなかで精神にかかわる健康を保つこと。現代の生活では、労働などが複雑になったことによりストレス等の要因で精神が疲労し精神疾患等も増えている。そのため主に労働衛生の一環としてこのメンタルヘルスが十分なされるよう求められている。

⑤ 環境教育の推進

「和歌山県環境学習・環境保全活動の推進方針」(平成19年3月策定)及び「学校における環境教育指針」(平成15年6月策定)に基づき、関係部局が連携しつつ、郷土和歌山の豊かな環境資源や地域特性を生かしながら、環境について正しい理解を深め、環境を大切に、環境の保全に配慮した行動がとれるよう、環境教育を体系的、効果的に推進します。

⑥ 学校における防災力の向上

東南海・南海地震などの大地震が近い将来起こることが予測されている現状から、学校における防災教育をさらに進め、和歌山県の将来を担う若者の防災意識の高揚に努めます。

⑦ その他、社会的要請に対応した教育の推進

食育や男女共同参画社会の形成に向けた学習、消費者教育、金融教育、法教育など、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の充実に努めます。

(7) 学校の組織運営体制の確立

学校・幼稚園がめざす目標とそれに向けた計画を明確にするとともに、その達成状況を点検・評価し、改善に向けて組織的に取り組んでいくことが必要です。そのため、すべての学校・幼稚園において自己評価を実施するとともに、学校評議員^(注)や保護者など、学校関係者による評価を実施し、公開していきます。

また、特色ある学校づくりを推進するためにも、各学校の果たすべき役割と将来像を明確にし、学校長・園長のリーダーシップのもと、すべての教職員が積極的に学校運営に関わる体制の構築に取り組みます。

(注) 学校評議員：学校運営に関して意見を述べる人員のことで、学校評議員の制度は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の第23条の3などに定められている。同制度は、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために導入された制度で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校には、その学校の設置者（教育委員会、学校法人、国立大学法人など）の定めるところにより、学校評議員をおくことができる。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。

【実施する主な施策】

① 開かれた学校づくりの推進

ア 「学校開放月間」等における取組の推進

「学校開放月間」等の取組を生かし、学校・幼稚園を地域に開き、地域と連携した取組を推進します。

イ 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校・幼稚園運営の改善と発展をめざすとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るため、学校評価システムの充実・活用を進めます。

また、学校評価を生かし、学校長・園長のリーダーシップのもと、すべての教職員が積極的に学校運営に関わる体制づくりを進めます。

ウ 教職員の資質能力向上のための評価の推進

信頼される学校づくりを進めるため、教職員一人ひとりの能力や実績が適正に評価され、それが業務の改善や資質能力の向上に生かされ、学校の組織力の向上につながるよう、「新たな教職員の人事評価制度」の導入を進めます。

② 地域に根ざし、地域と連携した学校運営の推進

学校・幼稚園と地域が連携して子どもたちの育ちと学びを支える基盤となる「地域共育コミュニティ」の形成を積極的に推進するとともに、保護者や地域住民の意見を生かしながら、学校運営の活性化を図っていきます。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）^(注)の活用研究を進めるとともに、その研究成果の県内各地への普及に努めます。

(注) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）：教育委員会が個別に指定する学校（指定学校）ごとに、当該学校の運営に関して協議するためにおかれる機関。この学校運営協議会がおかれた公立学校をさして、「コミュニティ・スクール」や「地域運営学校」と呼称されることが多い。また、学校運営協議会と前述の学校評議員は、その目的や性質が異なり、学校運営協議会は、地域社会の意思に基づく学校運営のために一定の権限を有し、学校評議員は、校長の職務（校務）を適確に実施させるために意見を述べる権限のみを有している。各学校には、学校運営協議会と学校評議員を同時におくことも可能であり、各学校における両者の役割の詳細は、各学校の設置者が定めることになっている。

(8) 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備

今世紀前半に発生する可能性が極めて高いといわれる東南海・南海地震に備え、学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の整備に努めます。

また、子どもたちの登下校時や学校・幼稚園内の安全を確保するため、地域のボランティアの協力を得ながら、地域社会全体で子どもの安全を見守る環境づくりを進めるとともに、子ども自らが安全な行動がとれるようにするための安全教育を推進します。

この他、子どもたちが、質の高い充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、教材や図書を整備を図るとともに、「わかる授業」の実現や「確かな学力」の向上、事務体制の効率化に向けて、学校における情報化の推進に取り組みます。

さらに、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により就学及び修学が困難な子どもに対して、安心して勉学に励むことができるよう、奨学の取組を推進します。

【実施する主な施策】

① 安全・安心な教育環境の実現

ア 安全・安心な施設環境の整備

子どもたちが安心して学び、生活する場であるとともに、応急避難場所としての役割も果たす学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の整備に努めるとともに、市町村の求めに応じて助言を行います。

イ 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保

学校（園）内や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、「見守り隊」や「スクールガード」^(注)など、学校・幼稚園と地域のボランティアや関係機関との連携による地域社会全体で子どもの安全を守る環境を整備します。

また、子ども自らが安全な行動がとれるようにするための安全教育を推進します。

ウ 放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、小学校の余裕教室等を活用して、地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、子どもたちとの交流活動などを実施する「地域ふれあいルーム（放課後子ども教室）」を拡充します。 **【基本的方向2（1）②-ア】を参照**

(注)「スクールガード」：学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）の見回りをするボランティア。近年、全国各地の学校で組織化が進んでいる。

② 質の高い教育を支える環境の整備

ア 学校図書館の整備の推進

学校図書館資料を充実させるため、国の基準に基づき学校図書館図書標準の達成に努めます。あわせて、司書教諭の発令がなされていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、「学校図書館司書教諭講習」の受講を促すとともに、その発令に努めます。

イ 教材の整備の推進

学校現場に十分な教材が行き渡るよう、計画的な教材整備に努めるとともに、市町村に対してその充実を促します。

ウ 学校の情報化の充実

内閣府IT新改革戦略で2010年に掲げられたLAN整備率100%、校務用コンピュータの教員1人1台配備の実現に向け、県立学校統一の校務ソフトの開発を行うとともに、校務用コンピュータを県立学校へ配備していきます。

また、教育CIO^(注)の機能強化を図るとともに、学校CIOの配置について検討します。

(注)CIO：「Chief Information Officer」の略した言葉で「情報化の統括責任者」を意味する。学校のICT化について統括的な責任をもち、ビジョンを構築し実行するため、教育長や教育次長などが「教育CIO」として、学校のICT化について地域レベルで統括する。また、学校には校長や教頭などが「学校CIO」として、地域レベルのビジョン等に基づき、各学校レベルでICT化をマネジメントし、実行する。

③ 教育機会の均等の確保

ア 奨学金事業等の推進

教育の機会均等の観点から、勉強意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒等に対して、奨学金貸与事業を引き続き実施するとともに、県立高等学校の授業料の減免等を行います。また、県立特別支援学校に在籍する子どもの就学上の経済的負担を軽減します。

イ 私学助成その他私立学校に対する支援

私立幼稚園・学校に在学する子どもの就園・就学及び修学上の経済的負担を軽減する観点からも、私学助成その他私立学校に対する支援を行います。

基本的方向2**地域の活力を育む人づくり**

和歌山県の将来を担う青少年が命を大切に、人権を尊び、家族や友人や地域を愛し、社会の一員として自立していくことは、県民すべての願いです。そのため、青少年が豊かな人間性や自ら学び考える力を身に付けるよう、家庭・学校・職場・地域が連携・協力して取り組みます。

また、地域の発展の鍵となるのは、地域で活躍する一人ひとりの力であることから、高等教育機関を核とした地域に貢献できる個性豊かで創造的な人材の育成や、国際化社会に対応できる人材育成など、地域の活力を育み、あらゆる分野で活躍できる人づくりをめざします。

(1) 家庭・地域の教育力の向上

教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、すべての親が自信をもって安心して子育てをすることができるよう、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに関する相談・助言などの子育ての支援を行うほか、家庭教育の担い手である保護者が親として成長するための学習機会の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域それぞれがその役割と責任を自覚した上で、だれもが教育や地域づくりに参加できる具体的な仕組みである「地域共育コミュニティ」の形成に向けた取組を推進し、地域社会全体の教育力の向上に努めます。

【実施する主な施策】**① 家庭の教育力向上****ア 子育てや家庭教育に関する情報提供及び学習機会の充実**

テレビ番組の制作、様々な関係資料の配布など、県民への広報・啓発に努めます。

また、公民館等が行う「家庭教育学級」や学校等の「保護者会」の機会を活用した出前講座を実施するなど、市町村や学校等が主体となる学習機会の充実に向けた取組を支援するとともに、そうした学習機会を通じて、保護者同士や保護者と教員の共同学習等の推進を図り、家庭教育資料「本音でトーク」の活用普及に努めます。

イ 子育てに関する相談体制や親子や親同士が集える場等の充実

悩みや不安を抱える親等に対する電話による相談体制の充実を図ります。また、市町村や関係部局等が連携して、子育て中の親同士が子育ての悩みや不安について、当事者同士で気軽に話し合え、交流できる場の提供・充実に努めます。

ウ 地域で支え合う子育て支援体制の確立

子育てに関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うため、保健師、民生委員等のほか、NPOや子育て経験者など地域の人材と連携した「訪問型家庭教育支援チーム」等の設置を促すとともに、子育て支援を行う新しい人材の育成とそのスキルアップを図る取組を推進する中で、地域社会全体で家庭教育を支えていく基盤形成に努めます。

② 地域の教育力向上

ア 子どもを核とした様々な活動の場の充実

地域社会の中で、子どもたちが安全にかつ安心して、健やかに育まれるよう、地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、子どもたちとの交流活動などを実施する「地域ふれあいルーム（放課後子ども教室）」を拡充します。

また、食事づくりや掃除などの生活体験の充実と、マナーやモラルの向上を図るため、地域住民の協力を得ながら、子どもたちが公民館等で寝食を共にしながら学校に通う「通学合宿」の実施を推進するとともに、その取組を支援します。

これらの取組を通し、地域住民の主体的意思と参画に基づく、子どもも大人も共に育ち、育て合う「地域共育コミュニティ」の形成を推進します。 **【基本的方向1（8）①-ウ】を参照**

イ 学校の教育活動への支援

「地域共育コミュニティ」の形成に向けた取組の一環として、地域住民の協力を得ながら学校の教育活動等を支援するボランティア活動を推進します。これまでの学習成果等を生かしたボランティア活動への積極的な参加を促すことで、人々の自己実現や生きがいづくりを推進します。

【基本的方向4（1）③】を参照

③ 教育に関するネットワークの再構築

ア 地域社会全体で子どもの教育を推進するネットワークの形成

「地域共育コミュニティ」の取組を進める中で、地域の人材、高等教育機関、企業、各種団体、NPOなどと学校が一体となり、地域社会全体で子どもの教育を推進するネットワークの形成を進めます。

イ 相談事業のネットワーク化

様々な機関や団体、NPO等が開設している相談事業のネットワーク化を図り、多様な相談内容に対応できる体制の整備を進めます。

ウ コーディネーターの育成

地域の実情に即した仕組みづくりや具体的な活動を企画・調整する「地域共育コーディネーター」を育成するとともに、その活動を支援します。 **【基本的方向4（1）②】を参照**



(2) 青少年の健全育成

学校・家庭・地域などの社会を構成するすべての組織及び個人がそれぞれの領域で「わかやま青少年プラン」に基づき、青少年の健全育成に取り組みます。

【実施する主な施策】

① 心優しく、たくましく生きる青少年の育成

青少年が生命を守り大切に作る心を育むなど心身の健やかな成長に対する支援や体力向上、また、青少年の国際交流への支援などを行います。

② つながりのある家庭づくりの推進

家族一人ひとりの絆を深めるため、家庭の教育力の向上への意識啓発の強化や子育てニーズに対応した各種事業の実施などを行います。

③ つながりのある温かい学校づくりの推進

地域活動やボランティア活動を取り入れた学習の推進、健康教育の推進、また、教育相談体制の充実などを図ります。

④ つながりを深める地域づくりの推進

地域活動の場と交流の機会の提供を行うとともに、団体活動への支援と指導者及びリーダーの養成、また、専門機関と家庭、地域との連携の推進などを図ります。

(3) 高等教育機関の充実

地域社会を支える個性豊かで創造的な人材の育成と、地域の課題に応じた学術研究を促進するため、県内高等教育機関の連携による取組を支援します。

なお、県立医科大学については、公立大学法人の評価等を通じて、教育研究水準の一層の向上、法人運営の改善・効率化を促進するとともに、学生や研修医にとって魅力的な大学であり続けるよう教育研究環境の充実に努めます。

【実施する主な施策】

① 高等教育機関の充実支援とその活用

地域社会を支える個性豊かで創造的な人材の育成と、地域の課題に応じた学術研究を促進するため、県内高等教育機関との連携を強化し、研究活動の充実を支援します。

また、教育に関する様々なデータや研究成果を蓄積し、活用するため、高等教育機関と教育委員会の組織的連携・協力体制の強化を図り、高等教育機関の先端的な英知を教育の改善に生かす取組を推進します。

② 県立医科大学の充実

県内唯一の医科大学として、幅広い高度な医療技術と豊かな人間性を備えた優秀な医療人の育成に取り組む一方、先進的医療の研究を推進します。また、県内の様々な分野の高等教育機関と連携しながら、人材や研究成果を地域の活性化につなげていきます。

また、「県立医科大学中期目標・中期計画」に基づいて行う業務の評価等を通じて、教育研究水準の一層の向上、法人運営の改善・効率化を促進するとともに、学生や研修医にとって魅力的な大学であり続けるよう教育研究環境の充実に努めます。

(4) 国際交流の推進

世界の平和と調和のある発展のために、国や市町村、NGO、NPO、民間企業などと連携し、さまざまな分野における国際交流を積極的に展開するとともに、多文化共生社会の実現、国際社会に貢献できる人材の育成に取り組みます。

【実施する主な施策】

① 青少年の国際教育の推進

国際社会において活躍、貢献できる人材の育成をめざし、十分な安全を確保できる地域において、世界各国との青少年交流プログラムを進めます。

② 国際交流活動のための環境整備の推進

ボランティアの育成と活用、多文化共生セミナーの開催、日本語教育や外国語学習の支援など、NPOや市町村との連携により国際交流活動のための環境を整備します。

基本的方向3**生きがいを持ち、自己実現をめざせる社会づくり**

人生を充実したものにしていく上では、人生の各段階を通じ、必要な知識・技術の獲得をはじめ、文化・芸術活動や生涯にわたるスポーツへの参加など、自己の能力と可能性をさらに高めていこうと望む人々に、その機会が確保されていることが重要です。

そのために、生涯学習・文化活動・スポーツ活動などへの意欲や気運を高めるとともに、参加の機会の提供とその充実に努めます。また、貴重な文化遺産の保全と活用により郷土への愛着と認識を深める取組を一層進めるとともに、第70回国民体育大会を成功に導くことにより、誇りと生きがいを持ち、自己実現をめざせる社会を実現します。

(1) 一人ひとりの学びを実現する生涯学習の振興

県民の教育や学習活動への関心を高め、自主的な活動を支援するため、市町村・大学・関係団体等と連携し、多様な学習情報・学習機会を提供する「きのくに県民カレッジ」^(注1)の充実を図るとともに、「きのくに学びの日（月間）」^(注2)等の取組を通して、生涯学習に対するより一層の啓発に努めます。

また、県民の学習活動を支える県立図書館等の社会教育施設の充実を図ります。

さらに、学習成果を地域づくりに生かせるように、活動の場や機会を提供するとともに、そうした取組を推進できる人材や指導者を育成します。

(注1) 「きのくに県民カレッジ」：県・市町村・大学・生涯学習関連団体等が連携して、様々な講座等の情報を提供するなど、学びたい人々の学習活動を支援する仕組み。

(注2) 「きのくに学びの日（月間）」：子どもや大人の教育に対する関心や理解を深めるため、平成18年度に、11月1日を「きのくに学びの日」、11月を「きのくに学び月間」と定め、様々な取組を行っている。

【実施する主な施策】**① 多様な学習情報・学習機会の提供****ア 「きのくに県民カレッジ」の充実**

県民の教育や学習活動への関心を高め、自主的な活動を支援するため、市町村・大学・関係団体等と連携し、多様な学習情報・学習機会を提供する「きのくに県民カレッジ」などの取組を充実します。

イ 社会的課題や地域課題に対応するための学習機会の充実

人権問題などの社会的課題をはじめ、過疎化や高齢化などの地域課題や男女共同参画社会の形成に向けた学習、消費者教育、金融教育、法教育など、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の提供に努めます。

【基本的方向4(2)②】を参照

② 社会教育施設の充実

ア 県立図書館を核とした県民の読書文化の振興

県民の読書文化の振興を図るため、県立図書館の図書館サービスの充実と市町村立図書館等の支援に努めます。また、「和歌山県子ども読書活動推進計画」（平成21年3月策定）に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実に努めます。

イ 地域における博物館・美術館活動の推進

本県の文化を支える基盤となっている県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘及び県立自然博物館の人的資源や収蔵物を活用したワークショップ、体験教室などの参加体験型学習会や、ミュージアムトーク、出前講座など、県民のふるさとへの愛着と誇りを高める学習機会の充実に努めるとともに、市民文化の向上・発展をめざします。

また、地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する質の高い博物館・美術館活動が行われるよう、子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会等の提供を支援するとともに、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークを構築していきます。

ウ 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり

地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など、地域における学習の拠点として、さらには、人づくり・まちづくりの拠点として、公民館の機能が十分に発揮されるよう助言します。また、各市町村が、公民館の運営状況に関する評価の実施や、地域住民に対する積極的な情報提供を行い、公民館等の社会教育施設における学習の成果を活用した、地域において必要とされているボランティア活動等が推進されるよう促します。

③ 学習成果を生かす場の提供

市町村教育委員会と連携しながら、「地域共育コミュニティ」の形成に向けた取組を進める中で、学習成果をボランティア活動などに生かす場を創出し、提供していきます。

④ 学習成果を生かした取組を推進する専門的人材の配置・指導者の育成

ア 専門的人材の配置

市町村教育委員会と連携し、社会教育を推進する専門的人材の確保と適切な配置に努めます。

イ 指導者の育成

学習成果を生かし、地域課題や社会的課題の解決などに主体的に取り組む人材や指導者の育成に努めます。



(2) 文化芸術の振興及び文化遺産の保存・活用

県民の暮らしと地域社会のバイタリティーの根源を担う文化芸術活動を振興し、「文化で元気」な地域づくりを進めるため、「和歌山県文化芸術振興条例」（平成21年3月制定）及び同条例に規定する「基本計画」に基づき、文化芸術活動の環境整備の推進、県民の文化芸術活動への参加機会の創出、青少年のための文化芸術教育の推進、国際的な文化芸術情報の発信に取り組みます。

さらに、文化遺産に対する愛着と誇りを高め、地域の貴重な財産として保存するとともに、地域活性化に向けて適切な利活用を図りつつ、後世に引き継いでいきます。

【実施する主な施策】

① 文化芸術活動の環境整備

県民手づくりの文化芸術活動を支援するイベント・プロデューサー等の派遣、県民が様々な創作活動を直接体験できるワークショップの開催やボランティアの育成・活用などを進めるとともに、県民文化祭、県美術展覧会、文化表彰制度の活性化と県・市町村の文化施設の活用を図ります。

② 世界をめざした文化力の向上

県出身アーティストや学術研究者、伝統的な文化芸術の伝承者等によるワークショップの開催など、青少年が世界水準の文化芸術や学術研究に直接触れ、指導を受けることのできる機会を提供し、世界をめざしたアーティストの育成支援に取り組みます。

③ 世界への文化情報の発信

世界水準の文化芸術イベントの誘致・育成、国際的な文化プロモーションの実施などを通して、多様性、独自性、歴史性に富んだ和歌山県の文化情報を世界に向けて発信します。

④ 文化遺産の保存・活用

史跡や歴史的建造物等の文化遺産の保存と活用を図り、未指定文化財の調査と指定・登録を進めるとともに、博物館等を拠点に学校教育とも連携して文化遺産に対する啓発を行います。

(3) 県民の元気を生み出すスポーツの振興

「和歌山県スポーツ振興基本計画」(平成19年12月策定)に基づき、生涯スポーツ社会の実現と、世界をめざした競技力向上施策に取り組むとともに、スポーツを通じて和歌山を元気にするための大きな起爆剤として、第70回国民体育大会の開催に向けた取組を推進します。

【実施する主な施策】

① 生涯スポーツの環境整備

総合型地域スポーツクラブ^(注)の育成、スポーツ指導者の養成や豊かな自然を生かしたスポーツの拠点づくりなど、県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる環境を整えます。

また、平成27(2015)年度には県内すべての市町村で身近にスポーツが行われるよう「わがまちのスポーツ」の取組を促進します。

(注) 総合型地域スポーツクラブ:「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる社会を実現するために、地域住民が主体となって、自ら運営・管理をする新しいシステムをもったスポーツクラブ。様々な種目を様々な人々が、その興味・関心、競技レベルに応じて、それぞれのスタイルで楽しめるようになっている。また、スポーツに限らず、社会・文化的な活動も取り入れ、地域コミュニティの形成にも大きな役割を果たしている。

② スポーツの里づくり

和歌山市に指定された「セーリング競技」のナショナルトレーニングセンター^(注)強化拠点を中核として、県内外のトップレベルの競技者やチームがスポーツ合宿等を行うホームタウンづくりを県内各地で推進します。

(注) ナショナルトレーニングセンター:「スポーツ振興基本計画」(平成12年9月文部省告示)を受けて設置されている、我が国のトップレベル競技者のためのトレーニング施設。中核拠点(東京都北区)と競技別強化拠点(国内各地)があり、本県においては、和歌山セーリングセンターが「セーリング競技」の強化拠頭に指定されている。

③ 世界をめざした競技力の向上

ゴールデンキッズ発掘プロジェクト^(注1)など、世界の舞台での活躍をめざし、少年期から一貫した指導体制によりトップアスリートを育成・強化するとともに、エクセレントコーチ^(注2)など、高度な専門的能力を有する指導者の育成・確保に努めます。

(注1) ゴールデンキッズ発掘プロジェクト:小学3・4年生を対象に、将来、オリンピックをはじめとする国際舞台や国体などで活躍できる優れた素質を有する児童を「ゴールデンキッズ」と認定し、3年間継続して「育成プログラム」を実施する。同事業は平成18年度から実施しており、県民に夢と感動を与えることができるトップアスリートの育成をめざしている。

(注2) エクセレントコーチ:県内各学校の運動部活動の活性化並びに本県スポーツの競技力向上を目的として、平成18年度から実施しているもので、優れた指導力を有する現職及び退職した教員や体育指導員を「きのくにエクセレントコーチ」として任命し、指導者の組織化と競技力の向上を図っている。

④ 体育・スポーツ施設の整備充実

ア 公共スポーツ施設の整備充実

和歌山国体の開催を見据え、県と市町村が連携・協力し、全国規模のスポーツ大会が開催できる施設や、障害の有無等にかかわらず誰もが身近にスポーツに親しめるよう、ユニバーサルデザイン化も含め施設の整備を計画的に進めます。

イ 学校体育・スポーツ施設の整備充実

県や市町村の財政事情を考慮しながら整備・充実に努めるとともに、地域のニーズに応じた施設のより一層の開放に努めます。

⑤ 第70回国民体育大会の開催に向けた取組の推進

第70回国民体育大会を、県民総参加により、施設の有効活用など創意工夫を凝らして開催し、人情あふれる心のこもった大会として和歌山の魅力を全国に発信するとともに、男女総合優勝をめざして、競技力の向上を図ります。

また、実施競技については、できるだけ全県内に分散して行うように配慮し、国民体育大会終了後もそれぞれの地域が当該競技の中心として、スポーツを通じた町おこしを続けていけるようにします。



基本的方向4

誰もが主体的に参画できる社会づくり

いかに能力をもち自己研鑽に励んでも、それを生かす途が閉ざされては明るい希望をもって人生を送ることはできません。また、人口減少社会において活力を維持していくためにも、県民一人ひとりが主体的かつ自由な選択のもとで積極的に社会に参画できる環境整備が必要です。

したがって、誰もがその能力と意欲に応じて自己実現をめざせるよう、社会参画の機会を充実することにより、一人ひとりの能力が最大限に発揮できる社会を実現します。

(1) 市民性を高める地域活動の充実

学校や家庭において育まれた市民性を生かすとともに、より向上させるため、これまで地域に根ざして活動をしてきた社会教育関係団体等に加え、近年盛んになってきたNPOの活動やボランティア活動をより活性化させるとともに、団体等のネットワークを構築する取組をより一層を推進し、県民一人ひとりが市民として社会に関わっていく活動を充実します。

【実施する主な施策】

① 生涯学習の成果等を地域活動・地域づくりに生かすシステムの構築

地域に根ざした活動を行う社会教育関係団体やNPO等の取組をより活性化させるとともに、団体等のネットワークを構築する取組をより一層推進します。

また、地域住民の自発的な意思を尊重しながら、学校・家庭・地域の新たな連携協力の様々な仕組みを構築し、地域社会全体の教育力向上に取り組みます。

② 「地域共育コミュニティ」の形成に向けた社会教育活動の推進

地域の人材、高等教育機関、企業、各種団体など、学校外の社会資源と学校が一体となった取組を積極的に推進することを通し、地域の活力と学校の活力を共に高めていけるような、「実践的な学びの拠点づくり」を推進していきます。

そうした取組の一環として、中学校区程度を一つの単位に、「地域共育コミュニティ本部」^(注1)の設置を推進するとともに、それぞれの地域の実情に即した仕組みづくりや具体的な活動の企画・調整を行う「地域共育コーディネーター」^(注2)の活動を支援します。

【基本的方向2(1)③】を参照

(注1・2)「地域共育コミュニティ本部」、「地域共育コーディネーター」:第2章-2-(3)[P28]の概念図を参照

③ 学校支援ボランティア活動の推進

「地域共育コミュニティ」の形成に向けた取組の一環として、地域住民の協力を得ながら学校の教育活動等を支援するボランティア活動を推進します。これまでの学習成果等を生かしたボランティア活動への積極的な参加を促すことで、人々の自己実現や生きがいづくりを推進します。

【基本的方向2(1)②-イ】を参照

(2) 男女共同参画の推進

男女が、互いの個性と能力を十分に発揮しながら利益を等しく受け、共に責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現をめざします。

【実施する主な施策】

① 男女共生社会推進センターにおける広報・啓発活動の実施

県民が性別に関わらず、家庭を含む社会活動を主体的かつ自由に選択できるよう、男女共生社会推進センターにおいて広報・啓発活動を行い、社会的気運の醸成に努めます。

② 男女共同参画学習の推進

社会教育事業の様々な学習機会を通じ、男女共同参画に関する学習の推進に努めます。

【基本的方向3(1)①-イ】を参照

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等です。世界人権宣言に謳われているこの理念は、人類普遍の原理です。

この理念のもと、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」（平成14年4月施行）、「和歌山県人権施策基本方針」（平成16年8月策定）及び「和歌山県人権教育基本方針」（平成17年2月策定）等に基づき、あらゆる人権侵害や不当な差別が行われない、すべての人の人権が尊重される社会を実現します。

（1）学校における人権教育の推進

「和歌山県人権教育基本方針」（平成17年2月策定）に基づき、学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人ひとりを大切にされた教育を推進します。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達の段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努めます。具体的には、「学校教育指導の方針と重点」を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校における人権教育を推進します。

【実施する主な施策】

① 教職員の資質向上

教職員が自らの資質向上を図り人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を身に付けることができるよう、教職員を対象とした人権教育に関する研修機会の整備と内容の充実に努めます。

② 学校への指導・助言の充実

定期的に行う学校訪問や要請による学校訪問に加え、「人権教育に関する学校指導訪問」や研究指定校への訪問を実施し、各学校における組織的な取組や指導内容・方法の工夫・改善等についての指導及び助言を行います。

また、人権教育の推進に当たっての課題を明らかにし、適切な施策を講じていくため、各学校における取組の進捗状況や効果について、的確に把握することに努めます。

③ 指導資料等の作成・活用普及

学校での人権教育の指導計画の改善・充実に向けた取組事例をはじめ、各学校等における人権教育の学習単元・教材に関する研究・開発の成果を集めた指導資料等を作成し、その活用普及に努めます。

(2) 地域における人権教育の推進

「和歌山県人権教育基本方針」（平成17年2月策定）に基づき、社会教育においては、一人ひとりが自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実に努めます。

また、家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努めます。

こうした取組を推進するため、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身に付けるための研修を充実するなど、指導者の資質の向上に努めるとともに、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成します。

【実施する主な施策】

① 指導者の養成

人権や人権問題に関する理解を深め、自らの人権意識を高めるとともに、人権学習を効果的に進める手法を身に付けるなど、地域における人権学習を進める指導者の養成に努めます。

② 指導資料等の作成・活用普及

地域における人権教育・啓発を推進するため、その担い手となる指導者が活用するためのプログラム集や保護者をはじめ県民を対象とした学習教材などを作成・配布するとともに、主催研修事業等を通じ活用方法の周知を図るなど、その普及促進に努めます。

③ 人権問題に関する教育・啓発

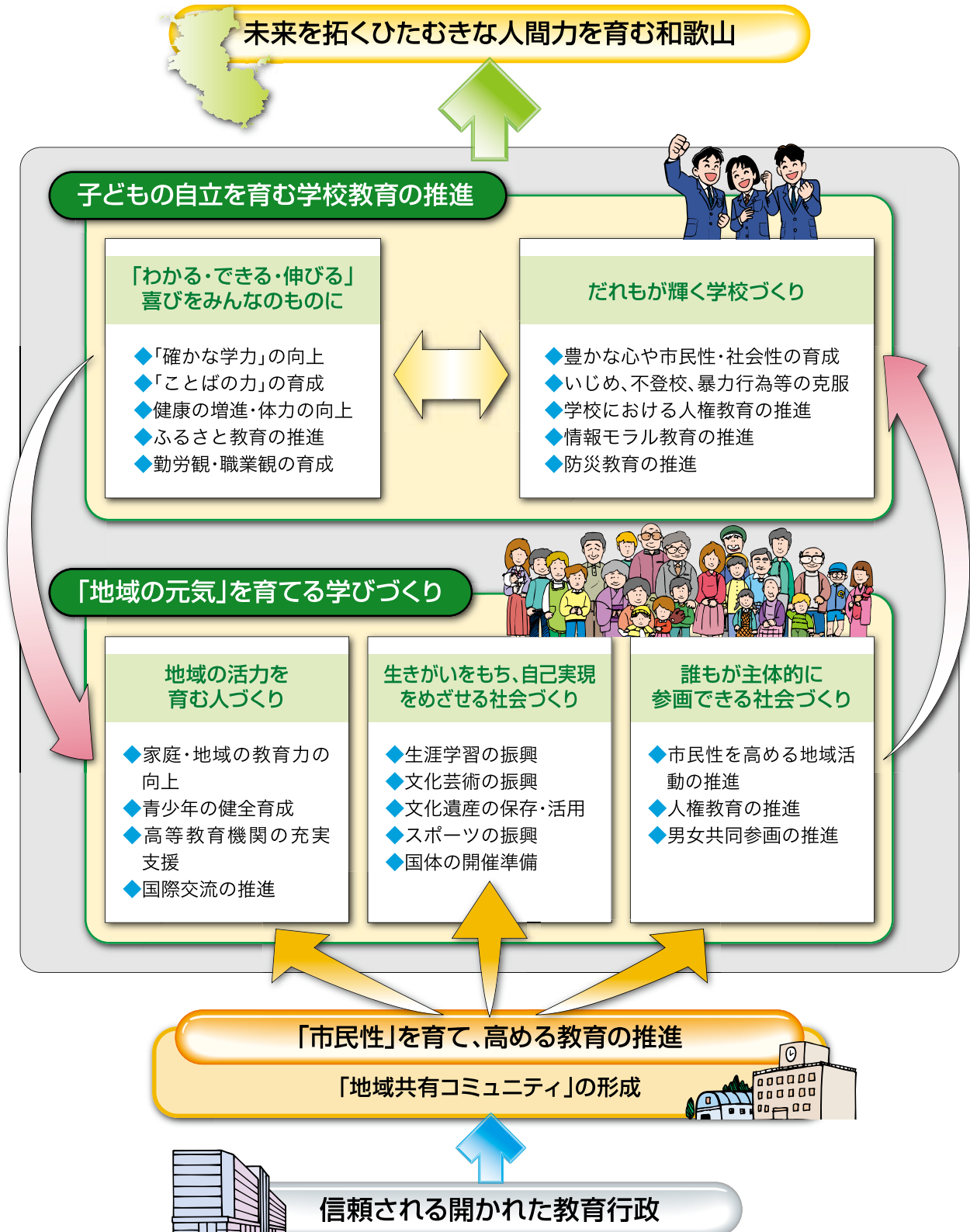
人々の人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重の意識を高める教育を推進するため、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など、様々な人権問題についての研修会等を実施するとともに、市町村が行う人権教育・啓発の取組を支援します。

④ 人権課題の解決に向けた社会教育活動の充実

識字問題の解決に向けた取組や障害のある人の社会参加や学習活動を支援するための取組を推進するなど、すべての人々の人権が尊重され、社会的に自立できるよう、多様な学習機会等の充実に努めます。

2 特に重点的に取り組む事項

前項に示した今後5年間に取り組む施策の中で、とりわけ以下の図に示す事項については、各施策相互の関係性に意を用いながら、一体的にその取組を推進します。



第4章

計画の推進

Wakayama Prefecture basic plan for promotion of education
Aiming at the achievement of "Wakayama where earnest man power to open the future is brought up"

Chapter 4 Promotion of plan

1 計画の実効性の確保

- (1) 計画を推進するための基盤整備
- (2) 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用
- (3) 施策の効果的・効率的な実施

2 計画の推進に向けて

- (1) 県・市町村・県民との協働による計画の推進
- (2) 計画の点検・評価
- (3) 新たな検討が必要となる事項への対応と計画の見直し

第4章 計画の推進

Chapter 4 Promotion of plan

1 計画の実効性の確保

(1) 計画を推進するための基盤整備

本計画を実効性あるものとするため、その推進の基盤となる環境づくりを進めていく必要があります。

国においては、メリハリのある教員給与体系を実現し、がんばる教員の適切な処遇を確保するとともに、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するため、教員配置の適正化や学校支援地域本部事業などの取組が進められています。

本県においても、こうした国の施策の動向に注視しつつ、適切な対応を講じてまいります。

(2) 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用

改正教育基本法第16条第4項の規定を踏まえ、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じていくことが重要となります。

しかしながら、現在、県の財政状況は大変厳しい状況にあり、新行財政改革推進プラン（平成20年3月策定）に基づく行財政改革を推進し、限られた予算を最大限有効に活用する観点から、施策の選択と集中的実施、コスト縮減、効果的な実施に努めます。

(3) 施策の効果的・効率的な実施

計画に盛り込んだ施策をより効果的かつ効率的に実行していかなければなりません。また、その施策が有効に機能するためには、施策を構成する各事業を着実に執行するとともに、常に将来像に向けてどの位地にあるのかを認識しておく必要があります。

このため、毎年度、本計画に掲げた目標の達成度を注視しながら、各事業に係る不断の見直しを行うとともに、県政の課題に対応する新たな施策を展開し、より効果的かつ効率的に将来像を実現するための進行管理を行っていくこととしています。

2 計画の推進に向けて

(1) 県・市町村・県民との協働による計画の推進

本計画をより円滑に推進するに当たっては、改正教育基本法第13条の規定を踏まえ、学校・家庭・地域・行政機関等が、それぞれの教育に果たす役割と責任を自覚し、相互に連携・協力を行いつつ、県民が一丸となって教育に取り組んでいくことが重要です。

また、教育の振興に関しては、県・市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、経済的・社会的条件等地域の実情に応じた施策を策定し、実施することにより、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められます。

行政主体としての国・県・市町村の関係においては、地方分権が進めば進むほど、市町村の役割が高まってくるとともに、それぞれが自律的にその責任を果たされなければならなくなってきます。

今後、地方分権が更に進むことが見込まれる中で、これからの時代の地域を支え、興すのは、その地域の人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」です。それぞれの地域ごとにおかれている条件や抱える課題は様々であり、各市町村においては、教育を何よりも大切にするとの立場から、その地域ならではの充実した教育の実現に向けた取組が期待されます。

改正教育基本法第17条第2項に、地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参酌しながら、その実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努める旨の規定が新たに設けられたことから、今後、各市町村においても、国の教育振興基本計画及び本計画を参考にしつつ、自らの地方公共団体における教育の総合的な振興を図っていくための計画の策定について、地域の実情に照らしながら主体的に判断し、検討していくことが期待されます。

(2) 計画の点検・評価

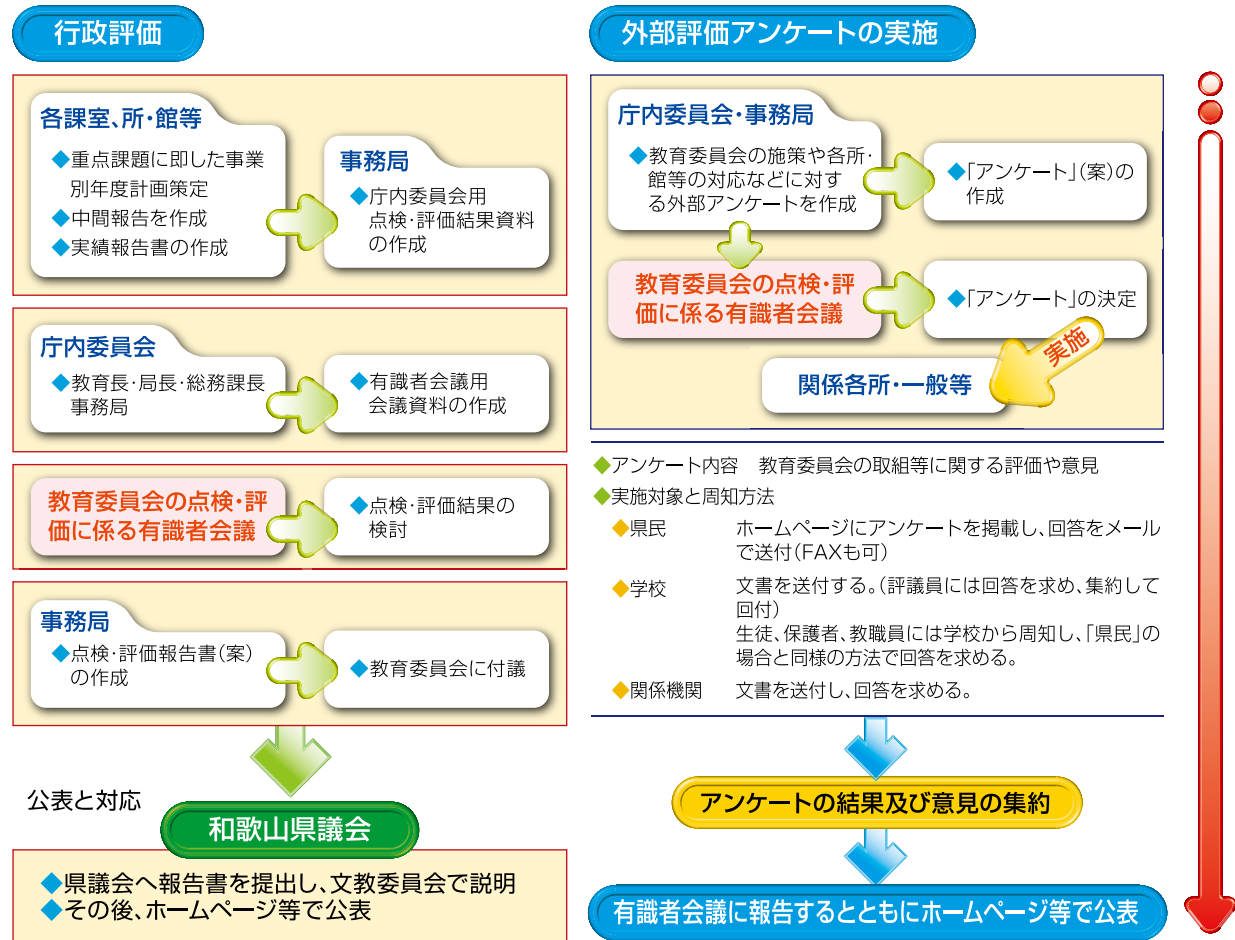
本計画は、各分野における既存の計画や指針、実施プログラムなど、個別の政策を横断的に捉え直し、教育政策の総合的な推進を図るため策定しました。

しかし、本計画の実施過程において、経済社会情勢の大きな変化や国の制度改革など、教育を取り巻く状況の変化も予想されます。こうしたことから、各施策を実施するに当たっては、P D C A (Plan-Do-Check-action) サイクルの考え方にに基づき、より効率的で効果的な教育の実現をめざすとともに、毎年度、本計画に基づく教育施策の実施状況、効果、課題等について、点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の施策展開に着実に反映させながら、めざす将来像の実現に向けて努力します。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の点検・評価が義務化されたことから、同法第27条の規定による点検・評価との関係性を整理しつつ、本計画における各施策の点検・評価を行うこととしています。

【点検・評価の流れ】

教育委員会の点検・評価について



(3) 新たな検討が必要となる事項への対応と計画の見直し

本県は、今後10年間を通じてめざす教育の姿を実現するため、今後5年間で第3章に掲げた施策の着実な実施に取り組む必要があります。一方、急速に変化する社会情勢により、教育に対するニーズや果たすべき課題も日々刻々と変化してくることも予想されます。こうした状況に対応するためには、今後の計画期間内においても、必要に応じ、適時適切に新しい課題に対する検討を進めるとともに、迅速に対応していくことも必要となります。

本計画は今後5年間の計画ではありますが、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づく教育委員会の点検・評価、及び毎年度末に行う各施策の進捗状況の点検・評価等を通じ、特段の理由がある場合には、計画途中に計画の見直しを行うことにします。

参考資料

本県教育の現状

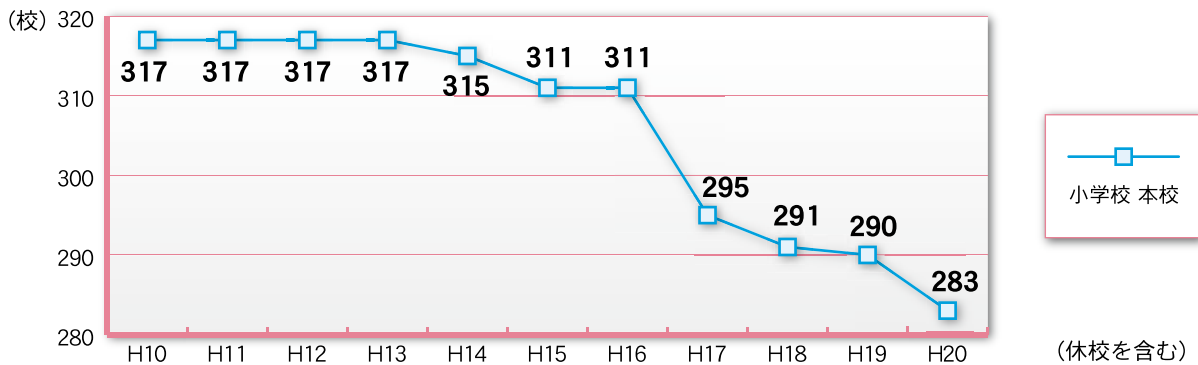
Wakayama Prefecture basic plan for promotion of education
Aiming at the achievement of "Wakayama where earnest man power to open the future is brought up"

Current state of this prefecture of reference education

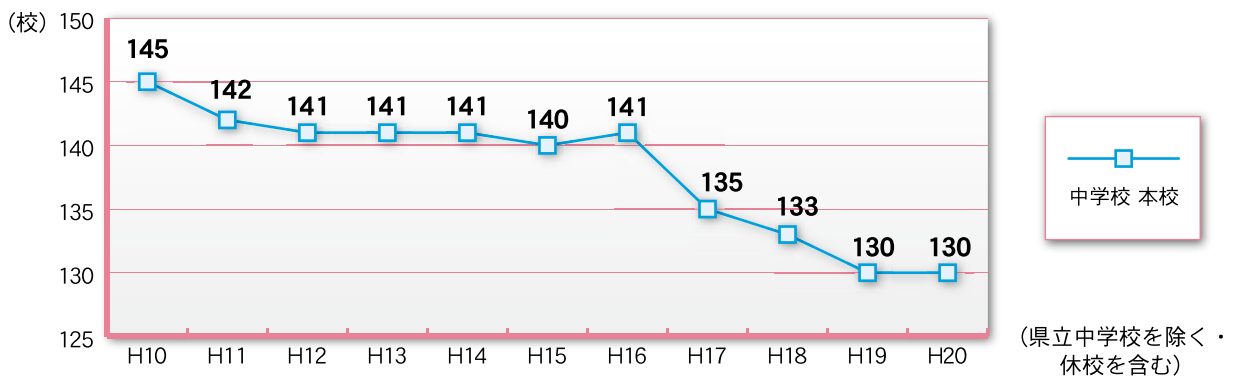


県内の小学校数・中学校数・教員数等の推移

公立の小学校数の推移（本校）



公立の中学校数の推移（本校）



「学校基本調査」（文部科学省）より

公立学校における本務教員数の推移

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
幼稚園	762	317	321	308	297	307
小学校	4,313	4,212	4,109	4,073	4,028	3,977
中学校	2,598	2,482	2,442	2,426	2,400	2,388
高等学校（全日制・定時制）	2,212	2,187	2,137	2,095	2,046	1,999
高等学校（通信制）	39	40	39	38	38	39
特別支援学校	794	788	800	816	849	844
合計	10,718	10,026	9,848	9,756	9,658	9,554

「学校基本調査」（文部科学省）より

本務教員 1 人当たりの園児・児童・生徒数

幼稚園	H15	H16	H17	H18	H19	H20	(人)
本 県	14.0	13.7	13.3	13.4	12.8	12.2	
全 国	16.2	16.0	15.7	15.6	15.3	15.1	

小学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	(人)
本 県	14.2	14.3	14.5	14.5	14.4	14.4	
全 国	17.5	17.4	17.3	17.2	17.1	17.0	

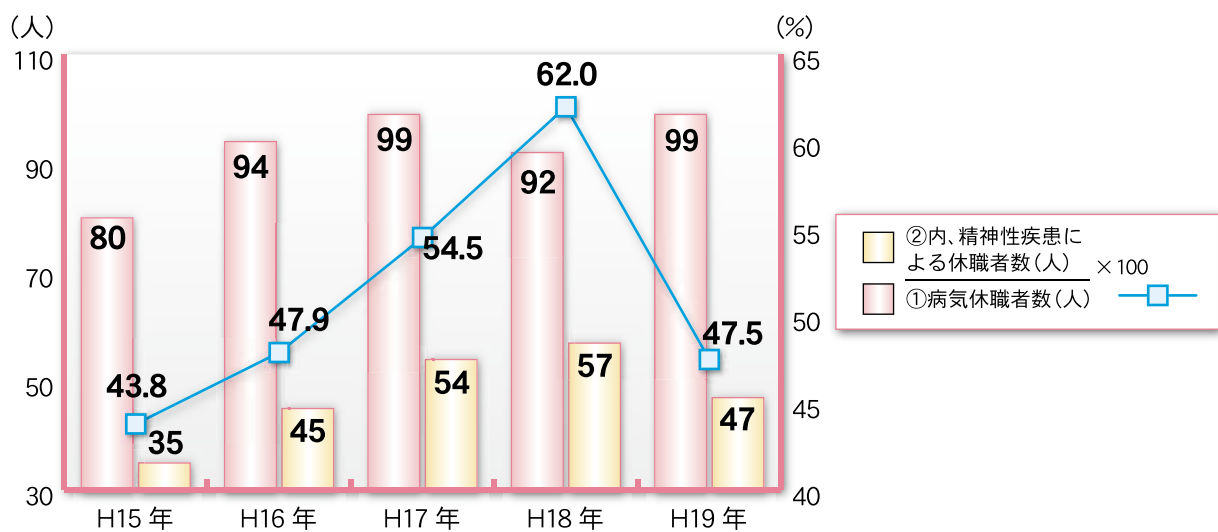
中学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	(人)
本 県	12.3	12.5	12.5	12.2	12.2	12.1	
全 国	14.9	14.7	14.6	14.5	14.5	14.4	

高校 (全日制・定時制)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	(人)
本 県	13.5	13.4	13.1	12.8	12.6	12.7	
全 国	14.7	14.5	14.3	14.1	14.0	14.0	

(注) 公立・私立の双方を含んだ人数です。

「学校基本調査」(文部科学省)より

教職員の病気休養者数の推移

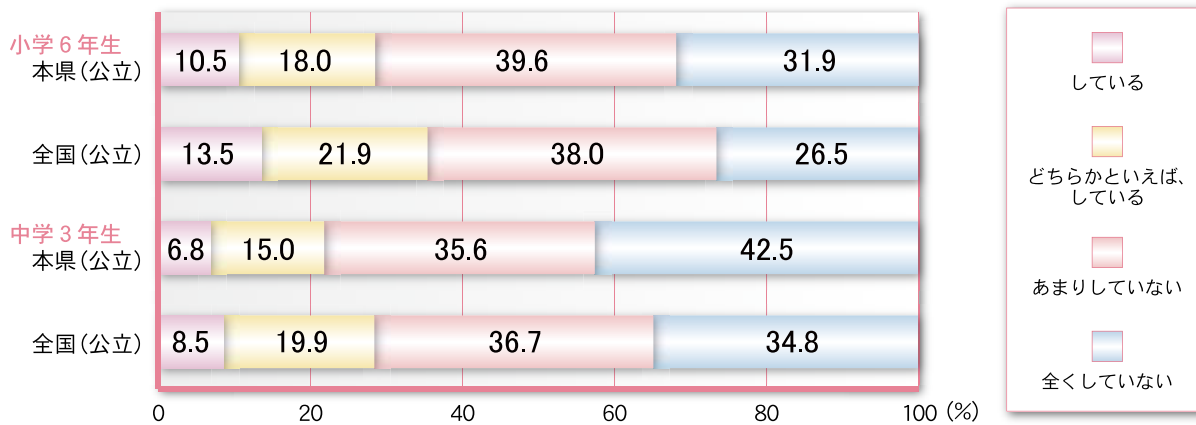


(注) データは、すべて公立学校のものです。

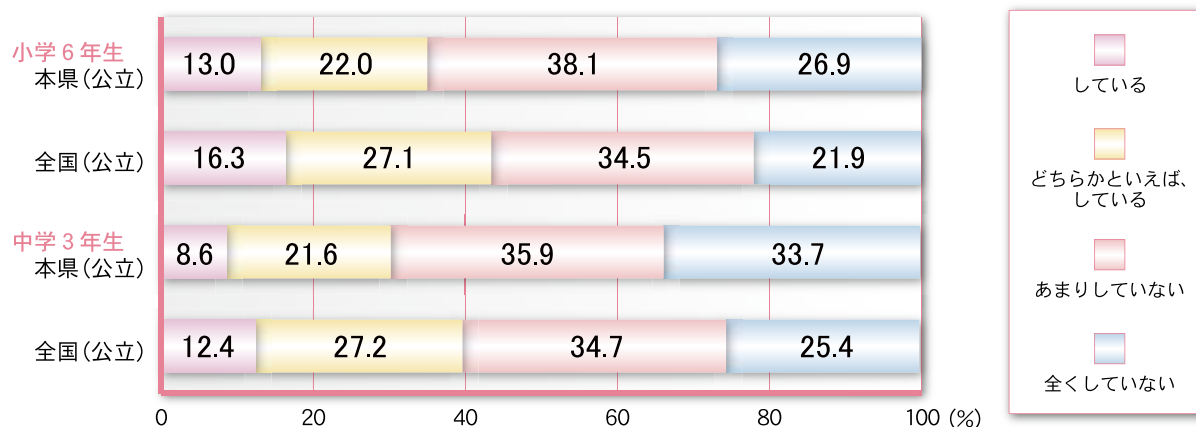
「教育職員に係る懲戒処分等の状況に関する調査」(文部科学省)より

家庭学習の状況

家で学校の授業の予習をしていますか



家で学校の授業の復習をしていますか

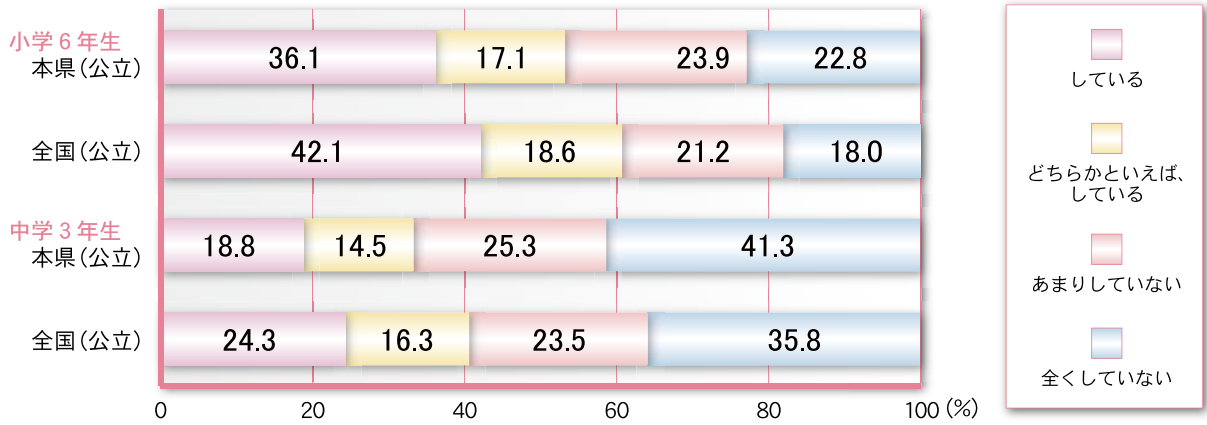


家庭での生活の状況

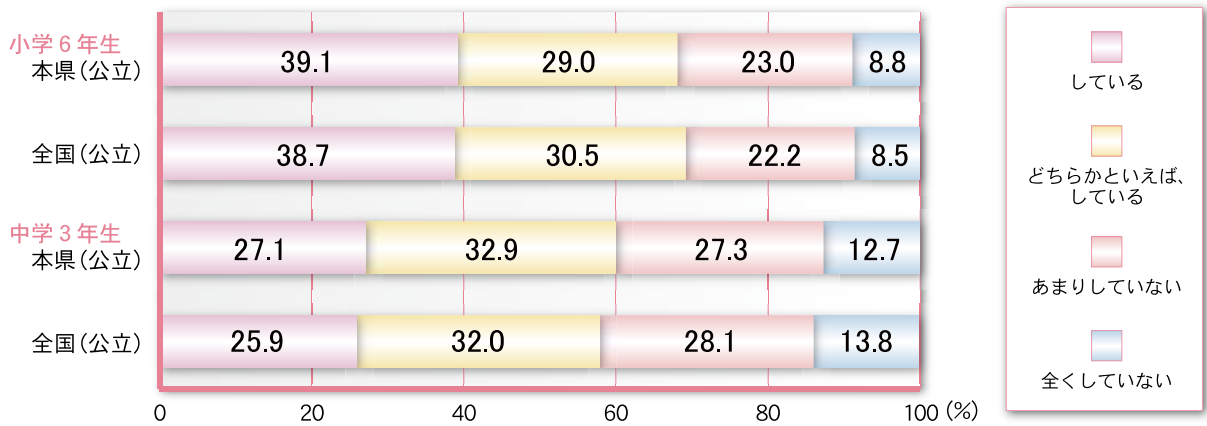
家の手伝いをしていますか



家の人と普段（月～金）、朝食を一緒に食べていますか

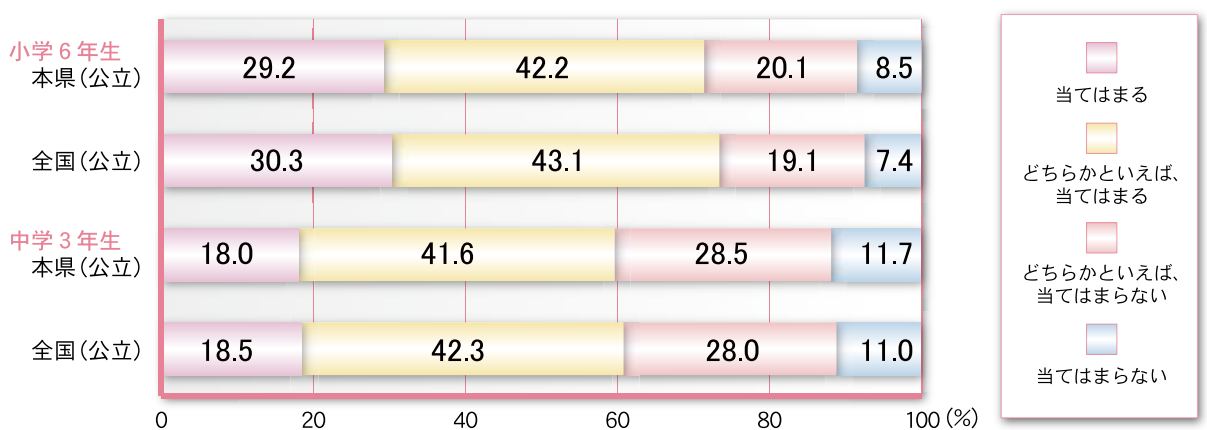


家の人と学校での出来事について話をしていますか

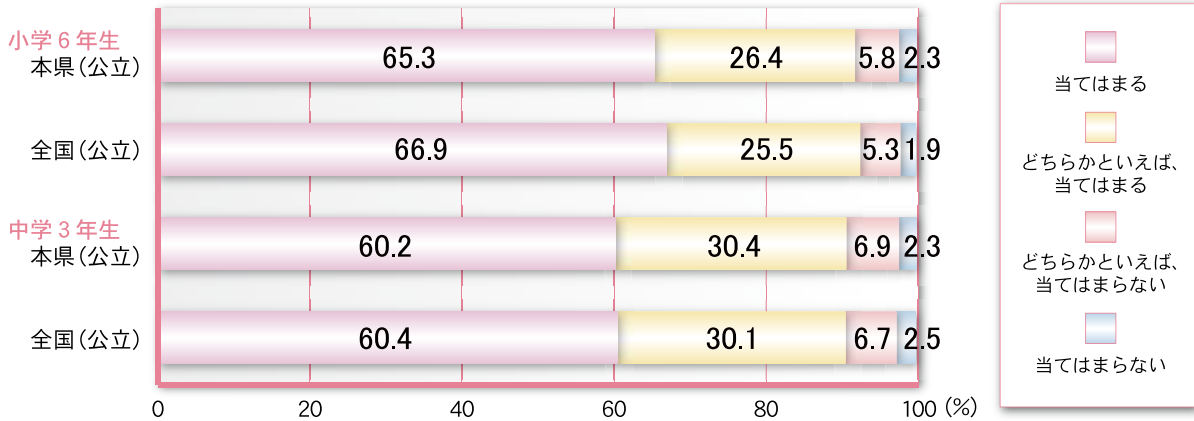


自己肯定感など

自分には、よいところがあると思いますか



人の役に立つ人間になりたいと思いますか



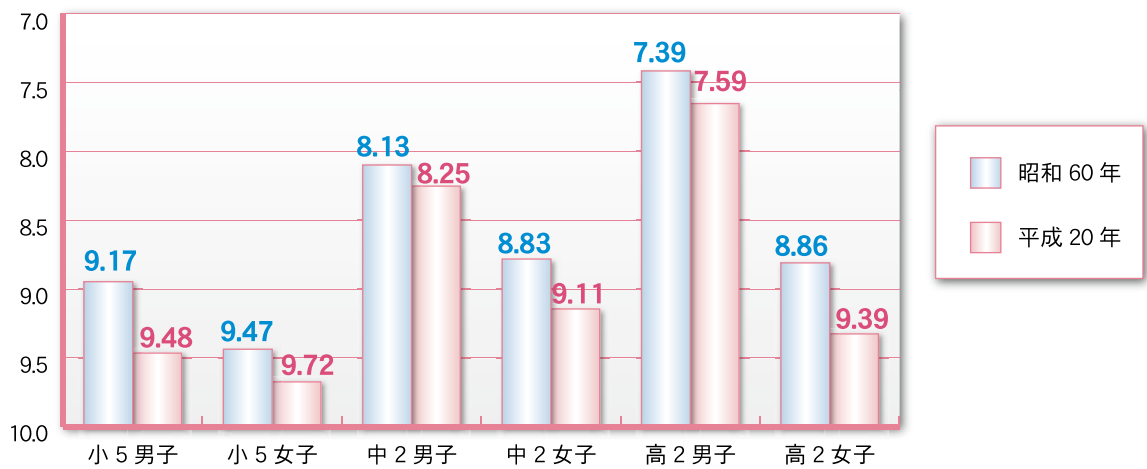
人が困っているときは、進んで助けていますか



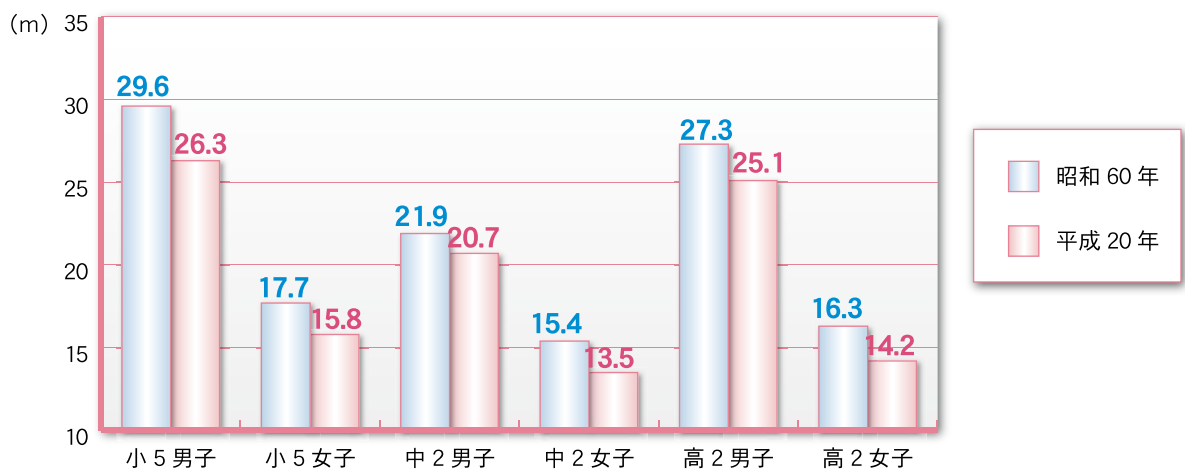
(注) データは、すべて公立学校のものです。

本県における子どもの体力・運動能力の状況

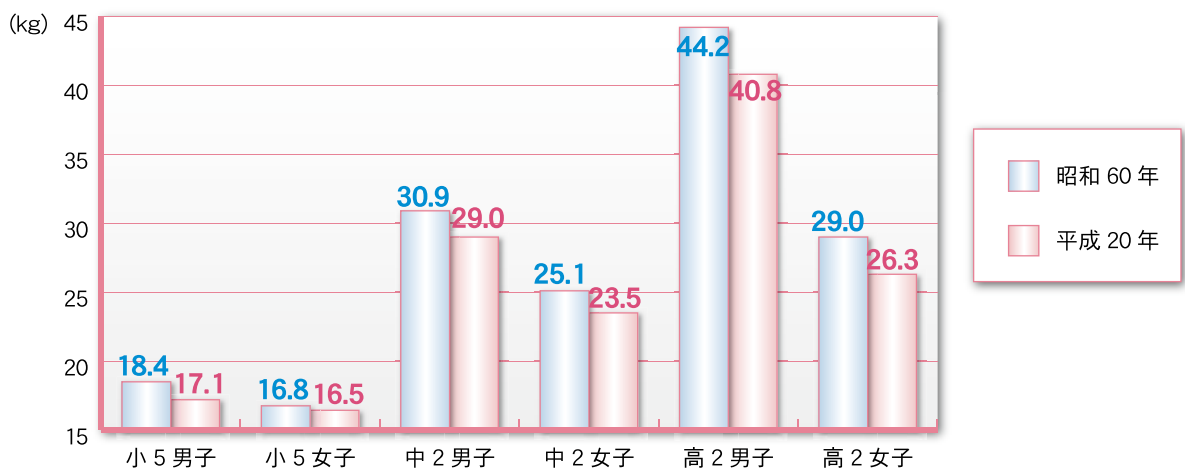
50m走（昭和60年との比較）



ソフト・ハンドボール投げ（昭和60年との比較）



握力（昭和60年との比較）

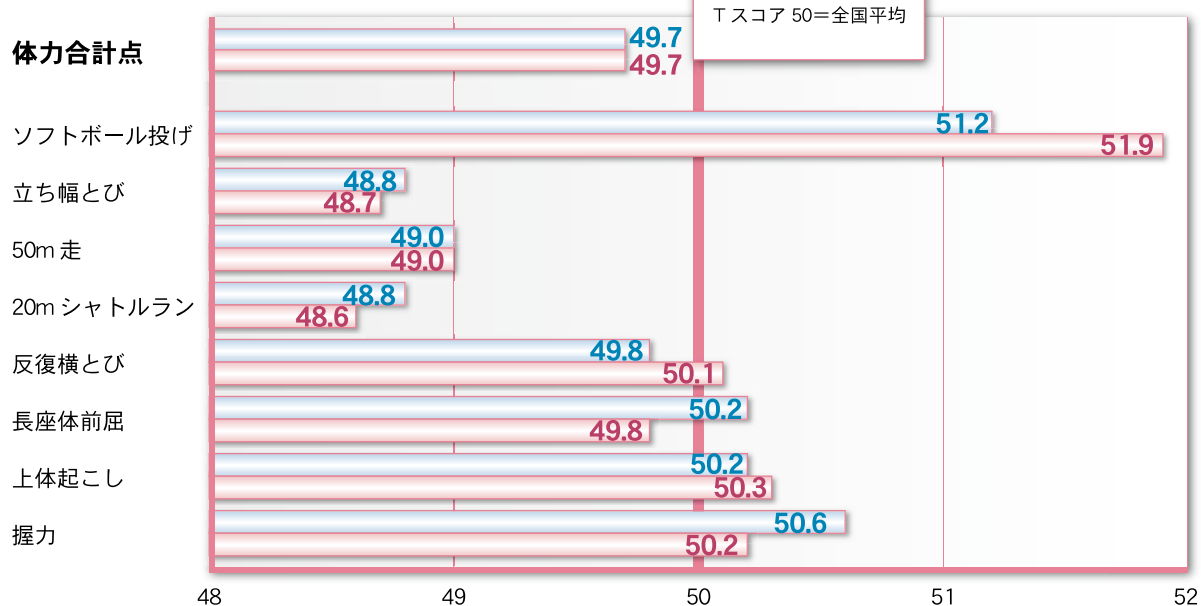


「児童生徒の体力・運動能力調査」(和歌山県教育委員会)より

新体力テストにおける本県と全国との比較（Tスコア）

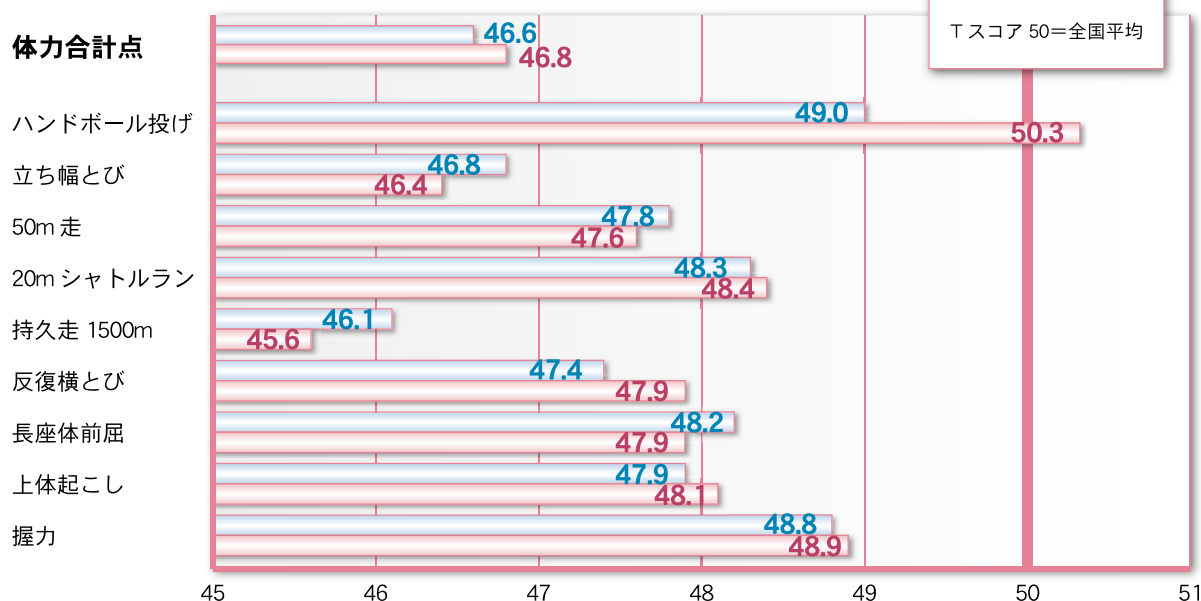
【小学5年生】

体力合計点



【中学2年生】

体力合計点



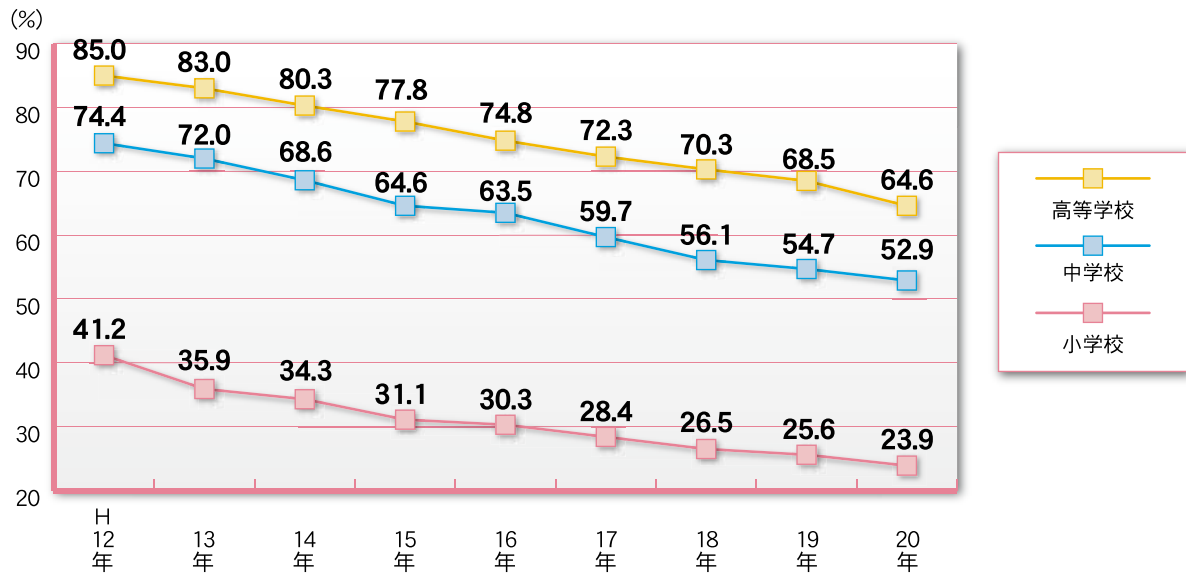
〔平成20年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査〕（文部科学省）より

（注）Tスコア：種々のテストによって測定された記録の単位は、秒、cm、kg、回、点など様々であり、そのままでは測定単位の異なる記録の優劣を比較したり、統合的に整理したりして評価することは困難であるため、Tスコアに換算している。一般にTスコア（偏差値）を用いて5段階評価をする場合には、優（65以上）、中の上（55～64）、普通（45～54）、中の下（35～44）、劣（34以下）のような基準となる。

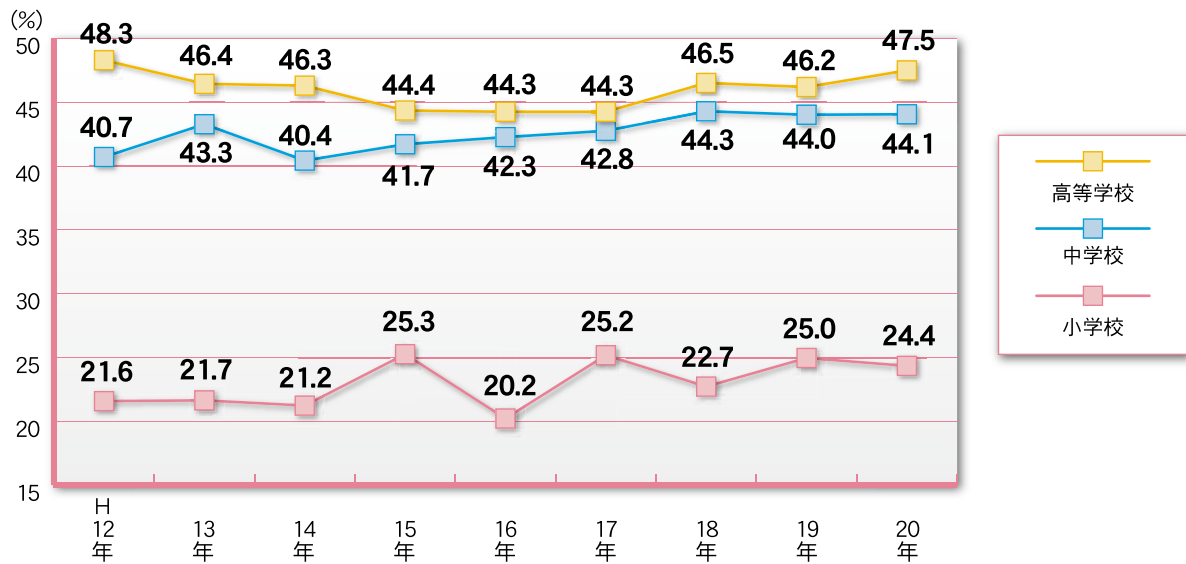
（注）データは、すべて公立学校のものです。

本県における子どもの健康状態

歯科検診 有病者率



視力検査 矯正視力（1.0未満の者）

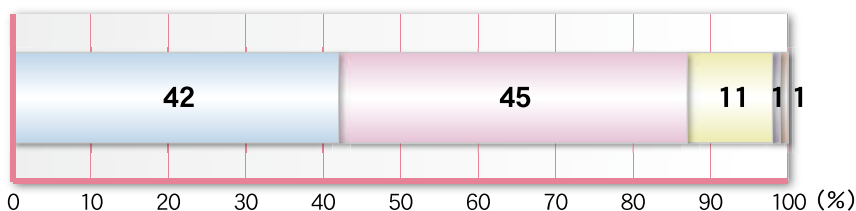


(注) データは、すべて公立学校のもので。
「本県児童生徒の発育及び健康の現状」(和歌山県教育委員会)より

「平成19年度和歌山県キャリア教育実践プロジェクトに係る職場体験アンケート」より
(41校中21校抽出、生徒1641人)

生徒

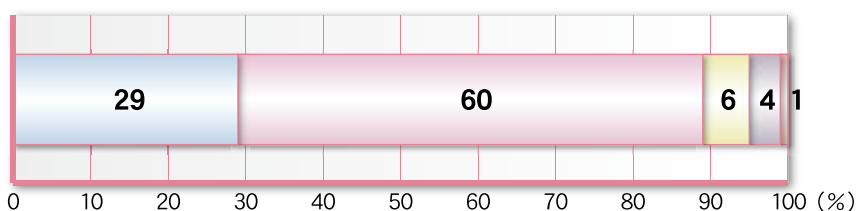
Q.あなたにとって、この職場体験は、どんな5日間でしたか。



- 大変充実していた
- 充実していた
- どちらともいえない
- ほとんど充実していなかった
- 全く充実していなかった

保護者

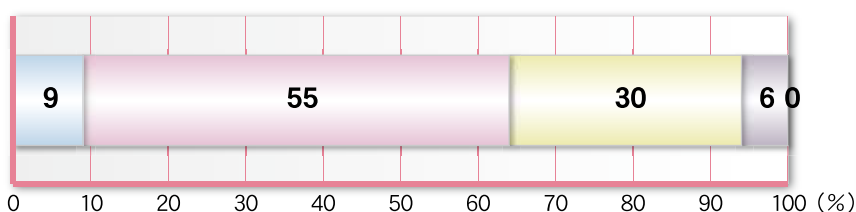
Q.あなたのお子さんと職場体験の内容や様子について、話し合われましたか。



- よく話し合った
- 話し合った
- どちらともいえない
- ほとんど話し合わなかった
- 全く話し合わなかった

受入先事業所

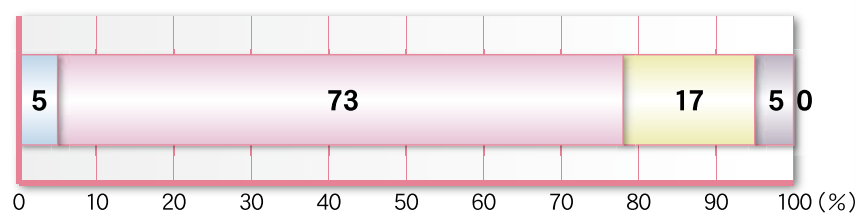
Q.この職場体験で、生徒たちに変化が見られましたか。



- 大きく変わった
- 変わった
- どちらともいえない
- ほとんど変わっていない
- 全く変わっていない

教職員

Q.この職場体験を通して、これまでの学校生活では見られなかった生徒の新たな側面などの発見がありましたか。

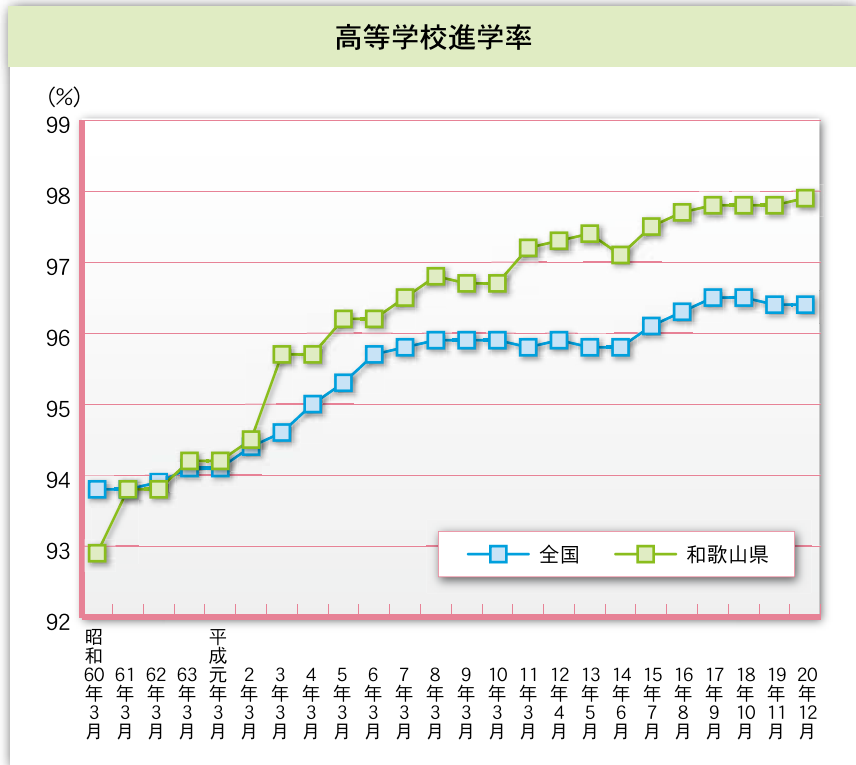


- 大きな発見があった
- 発見があった
- どちらともいえない
- あまりなかった
- なかった

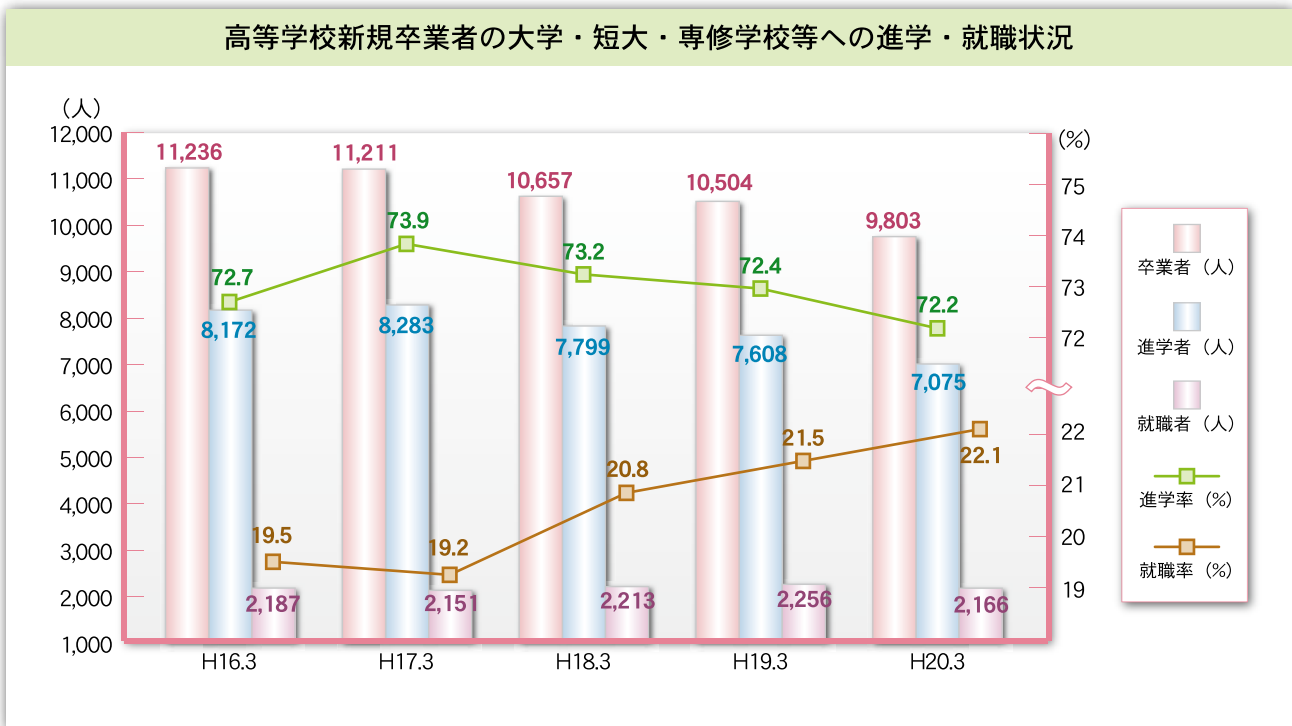
(注) データは、すべて公立学校のものであります。

本県における子どもたちの進路の状況

	和歌山県	全国
昭和60年 3月	92.9	93.8
61年 3月	93.8	93.8
62年 3月	93.8	93.9
63年 3月	94.2	94.1
平成元年 3月	94.2	94.1
2年 3月	94.5	94.4
3年 3月	95.7	94.6
4年 3月	95.7	95.0
5年 3月	96.2	95.3
6年 3月	96.2	95.7
7年 3月	96.5	95.8
8年 3月	96.8	95.9
9年 3月	96.7	95.9
10年 3月	96.7	95.9
11年 3月	97.2	95.8
12年 3月	97.3	95.9
13年 3月	97.4	95.8
14年 3月	97.1	95.8
15年 3月	97.5	96.1
16年 3月	97.7	96.3
17年 3月	97.8	96.5
18年 3月	97.8	96.5
19年 3月	97.8	96.4
20年 3月	97.9	96.4

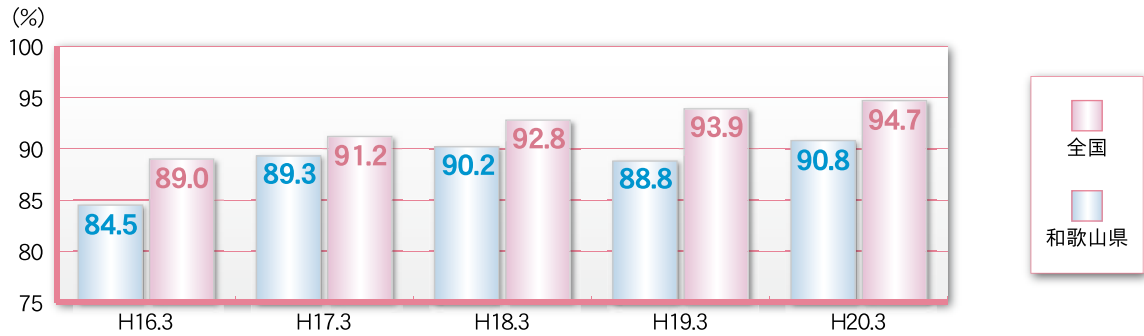


「和歌山県教育委員会」調べ



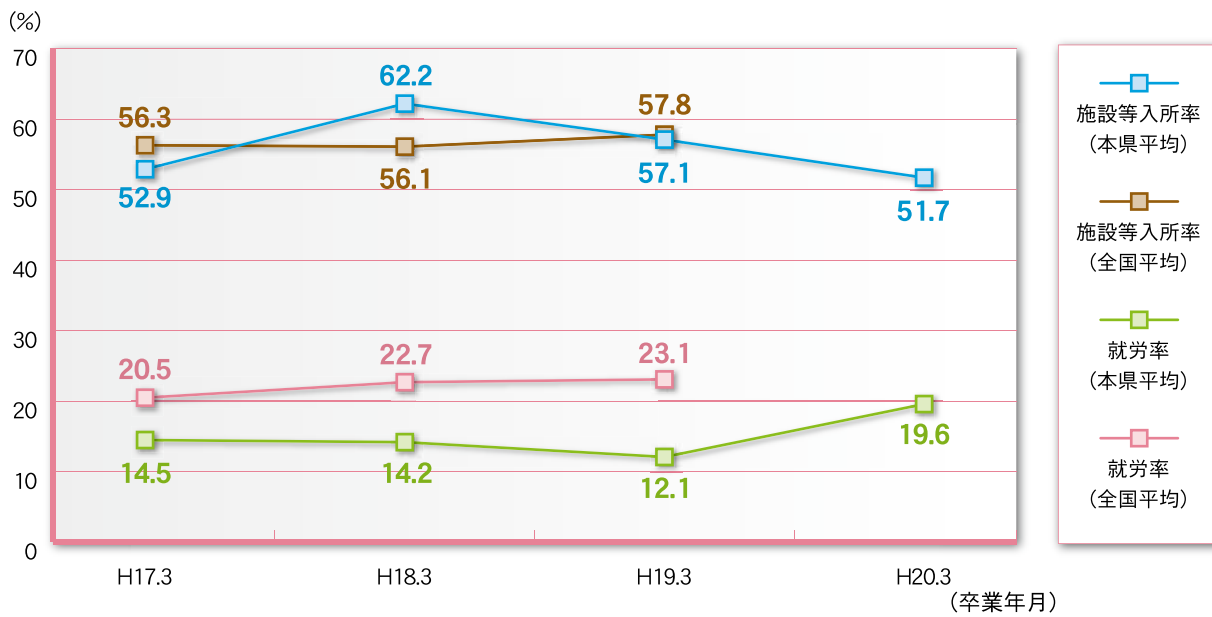
(注) 進学者：大学・短大・専修学校・公共職業訓練施設等に進んだ者
 就職者：就職した者と一時的な仕事に就いた者

高等学校新規卒業者の就職決定率の推移 (全国との比較)



(注) データは、すべて公立学校と私立学校をあわせたものです。
「和歌山県教育委員会」調べ

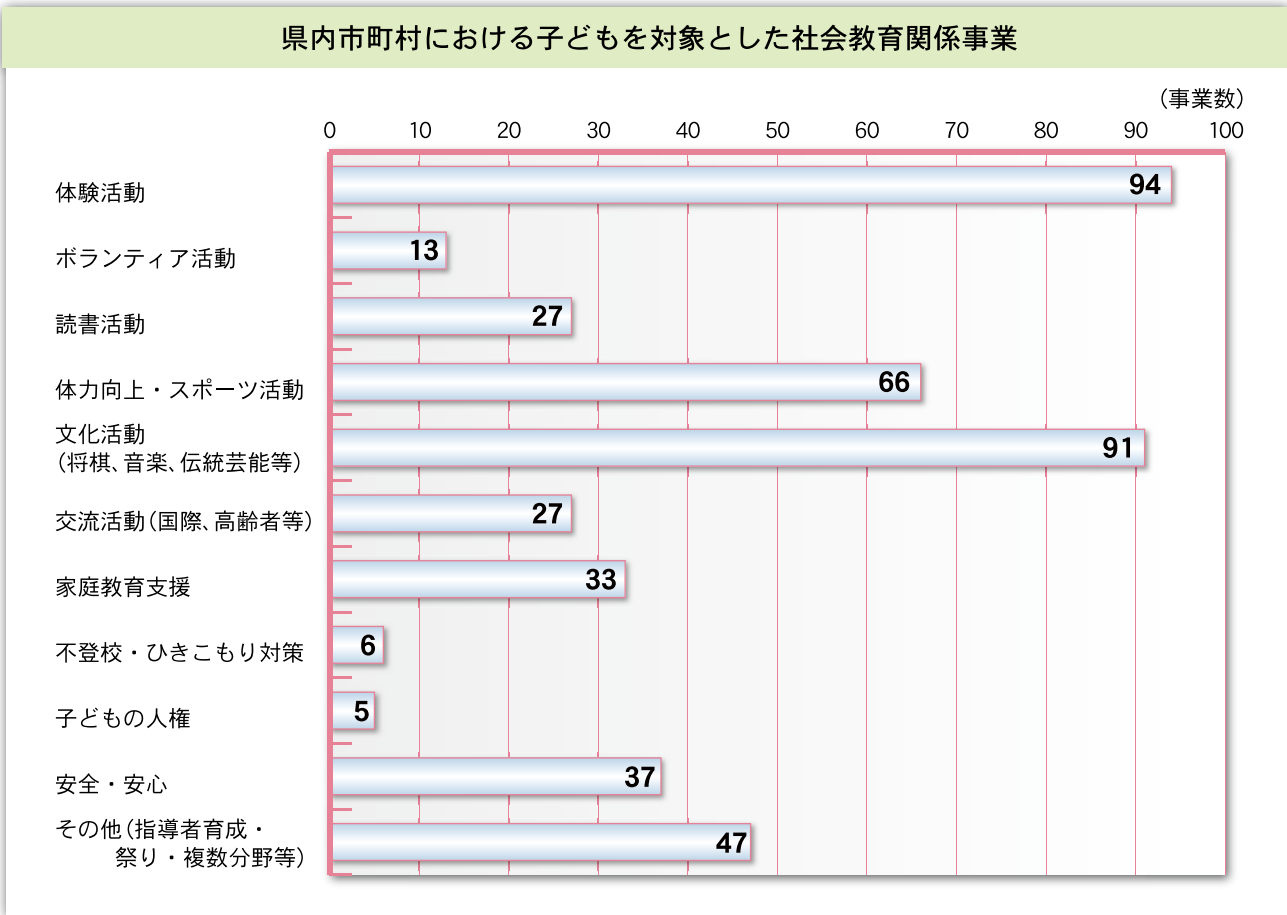
県立特別支援学校高等部新規卒業者の進路状況 (平成 16 年度～ 19 年度)



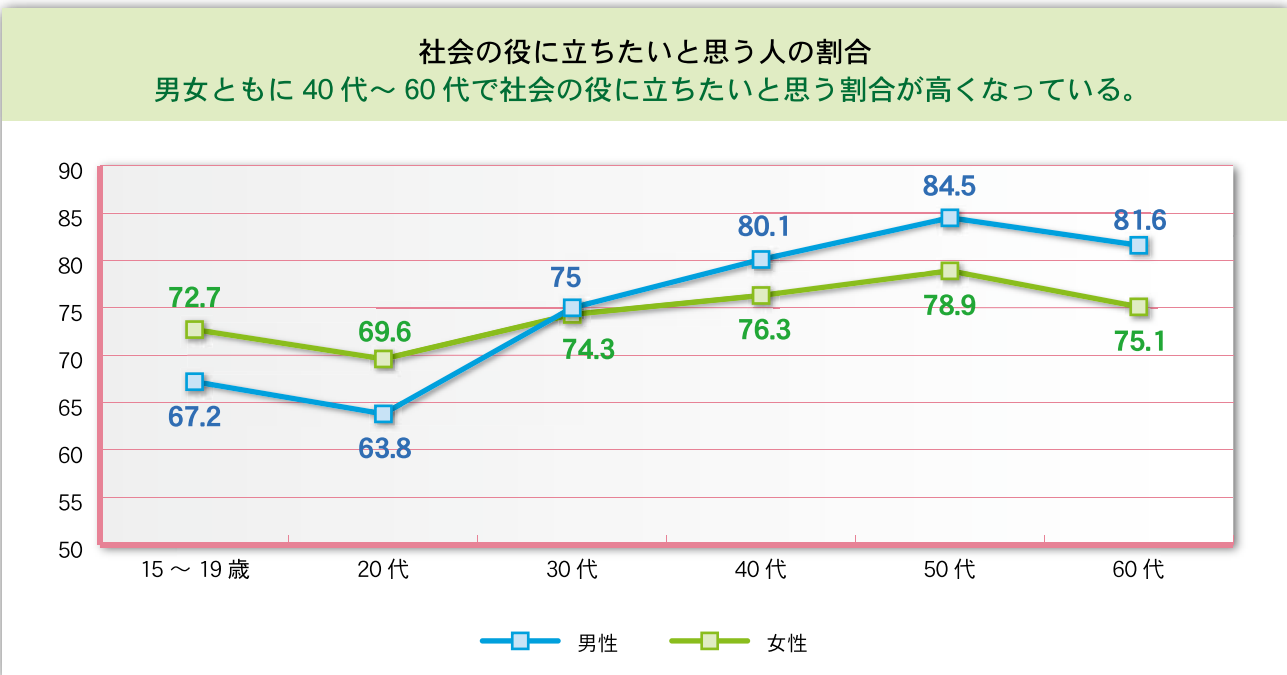
(注) 「施設導入所率」・「就労率」の全国平均は、文部科学省が公表している特別支援教育資料 (平成 19 年度) からの数値であり、平成 19 年 3 月時点のものが最新。

「和歌山県教育委員会」調べ

生涯学習関係資料（一部、全国レベルの調査結果を含む。）



「子どもに関わる社会教育関係事業調査」(平成18年 和歌山県教育委員会) より

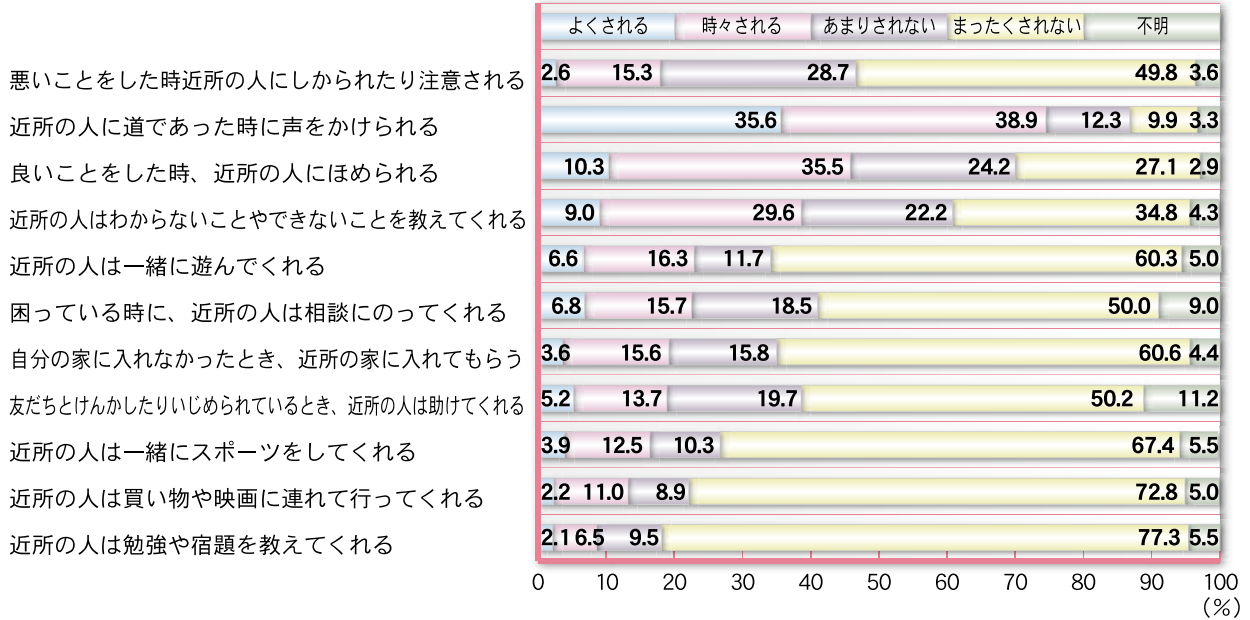


「平成12年度 国民生活選好度調査」(経済企画庁) より

家庭・地域の教育力等の状況

家の人や学校の先生以外の大人から注意された経験 家の人や学校の先生以外の大人から注意された経験のある青少年が少ない。

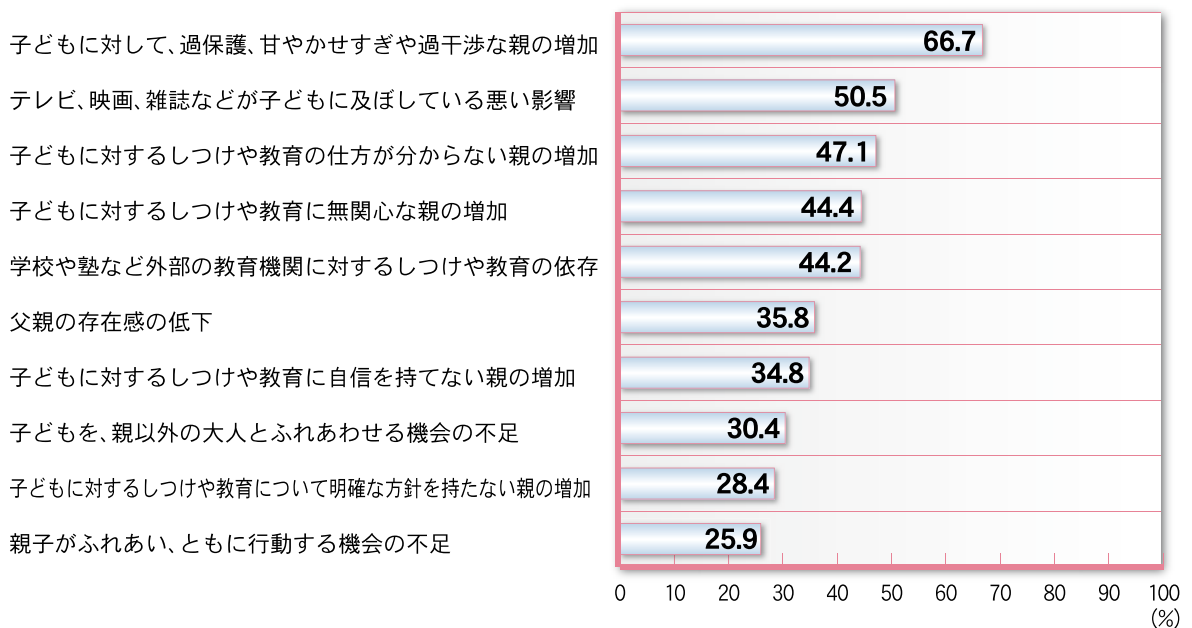
※ 調査対象：小学2・5年生、中学2年生



「地域の教育力に関する実態調査」（平成18年 文部科学省）より

家庭の教育力の低下の理由（上位10項目）

子どもに対して、過保護、甘やかせすぎや過干渉な親が増加している。



「家庭の教育力再生に関する調査研究」（平成13年 国立教育政策研究所内家庭教育研究会）より
調査対象：子どもと同居する親のうち、25～54歳の男女3,859人

本県における文化財の件数

国・県指定等文化財件数一覧

(平成21年3月17日現在)

種別	区分	国指定等	県指定	合計	
有形文化財		381 (36)	275	656	
	建造物	76 (7)	57	133	
	美術工芸品		305 (29)	218	523
		絵画	71 (9)	38	109
		彫刻	102 (5)	62	164
		工芸品	72 (4)	85	157
		書跡・典籍	41 (9)	17	58
		古文書	10 (1)	4	14
		考古資料	6 (1)	9	15
歴史資料	3	3	6		
記念物		48 (2)	172	220	
	史跡	25 (1)	92	117	
	名勝	6	5	11	
	天然記念物	15	72	87	
	名勝・天然記念物	2 (1)	2	4	
民俗文化財		6	87	93	
	有形民俗文化財	1	15	16	
	無形民俗文化財	5	72	77	
	国選択無形民俗文化財 ※1	5	-	5	
伝統的建造物群保存地区	※2	1	0	1	
登録有形文化財(建造物)	※3	141	-	141	

(注1) ()内は、国宝・特別史跡・特別名勝天然記念物の件数を内数で示しています。

なお、有形文化財の国宝指定36件は、全国6位となっています。

(注2) 地域を定めずに指定している国指定天然記念物は除いています。

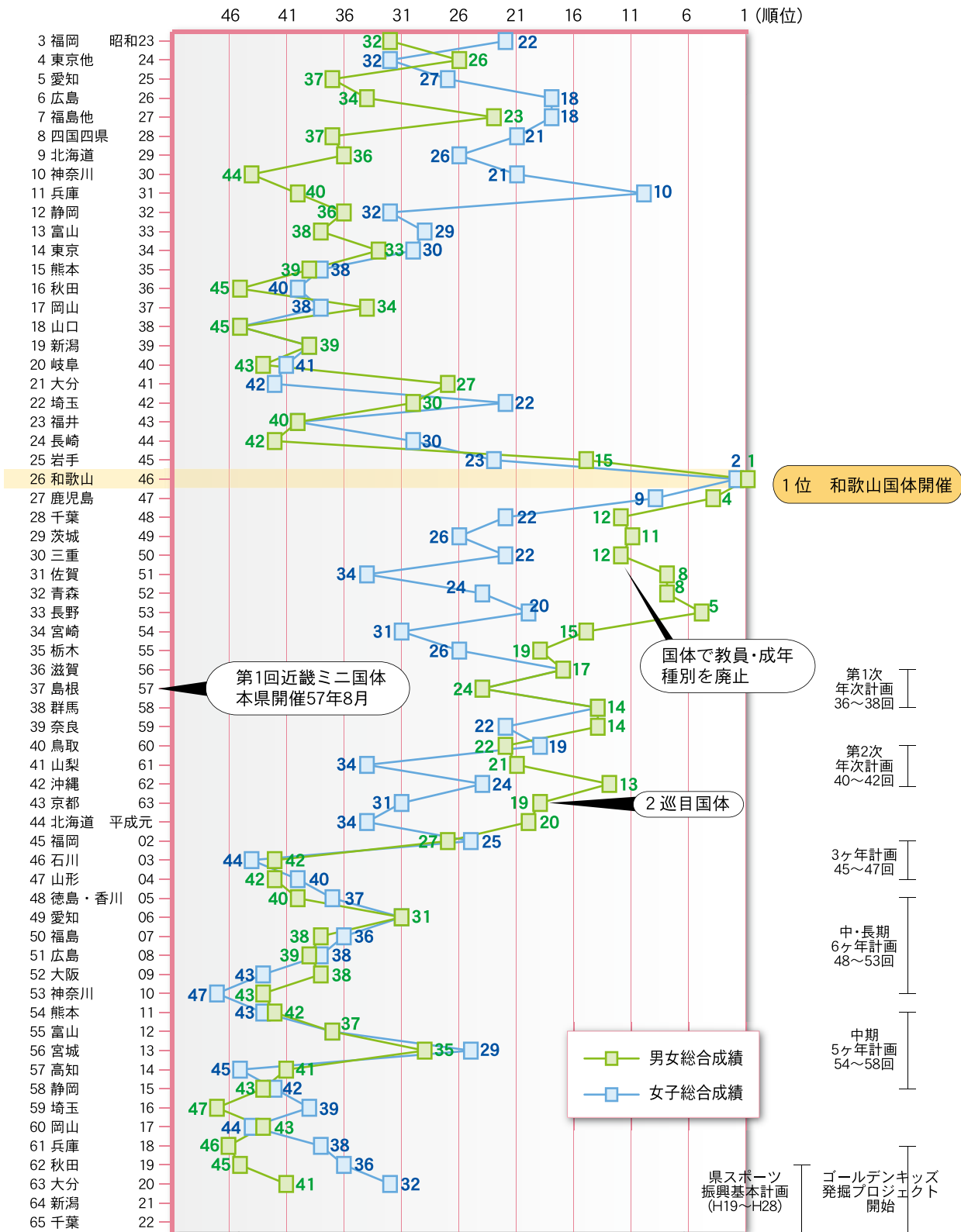
(注3) ※1は、国が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財を選定することです。5件のうち4件は県指定と並立。

(注4) ※2については国選定、※3については国登録を示しています。

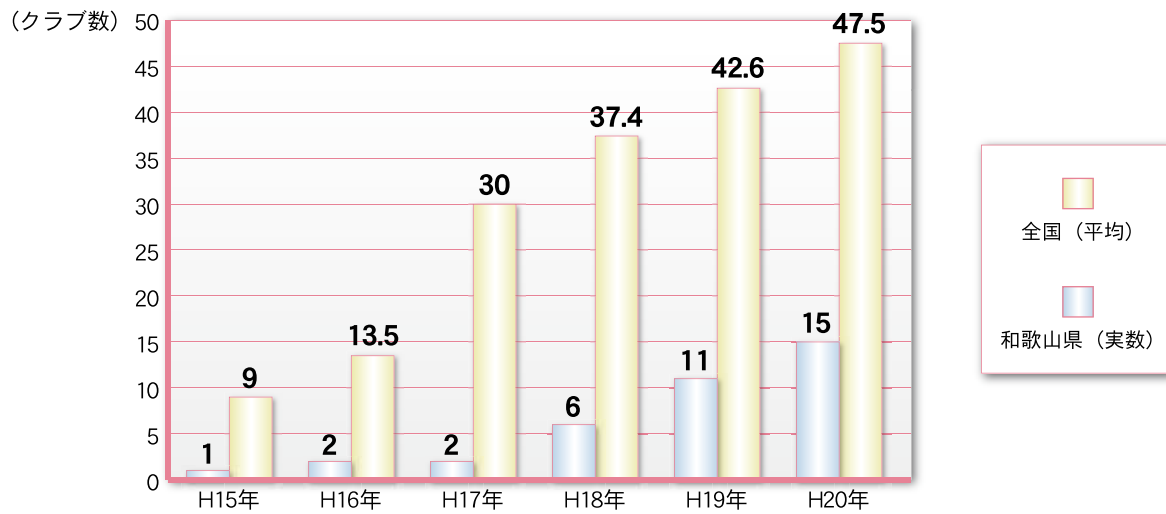
「和歌山県教育委員会」調べ

国体の総合成績の推移等

和歌山県の国体総合成績の推移（第3回（昭和23年）福岡国体以降）



創設済みの総合型地域スポーツクラブの状況



「和歌山県教育委員会」調べ

計画策定までの経過

(1) 「和歌山県教育振興基本計画」策定に係る有識者会議

第1回会議…平成20年12月24日（水）（骨子案等について）

第2回会議…平成21年1月28日（水）（計画素案について）

(2) 広く県民等からの意見聴取（公聴）

平成21年1月23日（金）から2月12日（木）まで、パブリックコメントを実施し、3人・1団体から16件の意見が寄せられた。

(3) 教育関係団体等への周知・意見聴取

- 平成21年1月21日（水） 県立学校長会
- 1月24日（土） 県PTA指導者研修会
- 1月27日（火） 県市町村教育委員会教育委員研修会
- 2月10日（火） 県市町村教育委員会教育長会

「和歌山県教育振興基本計画」策定に係る有識者会議 委員名簿

(50音順)

氏 名	所 属
赤 松 純 子	和歌山大学教育学部 教授 (副学部長)
岩 橋 成 充	紀美野町教育委員会 教育長
大 江 嘉 幸	和歌山市教育委員会 教育長
坂 口 千 恵	和歌山県P T A連合会 副会長 (母親代表委員長)
塩 路 茂 一	和歌山県経営者協会 専務理事
竹 山 早 穂	(社) ガールスカウト日本連盟和歌山県支部 支部長
谷 脇 誠	和歌山県立那賀高等学校 校長
辻 民 子	和歌山市立砂山小学校 校長
西 下 博 通	和歌山県私立中学高等学校協会 会長
堀 内 秀 雄	和歌山大学生涯学習教育研究センター センター長・教授
松 本 千 賀 子	NPO法人C O M子育て環境デザイン 理事長
三 角 治	和歌山県高等学校P T A連合会 会長
武 藤 廣 茂	幼保一元化施設ムーミン谷こども園 理事長
米 澤 好 史	和歌山大学教育学部 教授

和歌山県教育振興基本計画

「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」の実現に向けて

発行年月 平成21年3月
 発 行 和歌山県 和歌山県教育委員会
 編 集 和歌山県教育庁教育総務局総務課
 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
 TEL 073 (441) 3641
 FAX 073 (432) 4517
 URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/>
